

いばらき

市民ハンドブック



茨木市の
史跡紹介



まちづくり



市の主な
施設紹介



姉妹・
友好都市



住民・戸籍
印鑑登録等



子育て



市 税
産 業



保 険
年 金



福 祉
保健医療



教 育
文 化



生 活
環 境



防 災
安 全
救 急



人権尊重



市政への
参 加

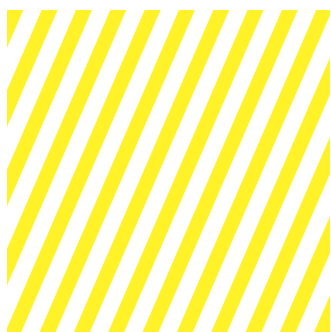


市民相談



市のブランドメッセージとロゴ

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。茨木市の新しいメッセージです。

茨木には、次がある。
大阪市・京都市に次ぐ街。
自然と都市が次いでいる街。
次世代を育む学生が多い街。

次々とひろがる、はてしない未来。

黄色い斜めのストライプ。
その角度は、地球の「地軸」と同じ23.4度。
地軸の傾きは日本に四季をもたらし、
次々と、この街を未来へいざなっている。

次なる茨木は、どうなるだろう。
次なる茨木は、何をするだろう。

次なる茨木へ。

市のブランドメッセージとロゴは、「茨木をどのようなまちにしていくなか」をイメージし、共感を呼ぶための合言葉です。多くの市民の皆さんからの意見や想いをふまえ平成29年2月に決定しました。市民の皆さんのこれからの茨木への期待感と活動意欲を喚起したいという願いが込められています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ポイント

- 「茨」の漢字の中に「次」という字があり、過去・現在・未来を繋ぐ意味を込めています。
- ロゴの傾斜線は地軸と同じ傾きで、四季のように変化していく様子を表現しています。
- ロゴの黄色は、市旗の紫紺色と補色関係（お互いの色を最も際立たせる）になっています。

市章



昭和23年（1948年）8月31日に制定されました。「茨」の字を図案化したもので、中央に平和の象徴である鳩を表しています。

市の花「バラ」



「バラ」は、茨木の地名「いばら」にもつながり、その優雅な姿は、色彩豊かで、香り良く、品性を備え、広く市民の間で愛されています。

市民憲章

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年（1966年）11月3日制定

市の木「カシ」



「カシ」は、古来から野生木として市内にも生育し、非常に堅固な性状をもつ常緑樹で、庭木、生垣などとして、広く市民に親しまれています。また、往年の茨木城主中川家の家紋「抱きかしわ」とのかかわりも深く、その芯の強いたくましさ、茨木市の象徴としてふさわしいと選ばれました。



茨木市の史跡紹介

2

まちづくり

4

市の主な施設紹介

6

姉妹・友好都市

21

住民・戸籍・印鑑登録等

住民登録 22

戸籍登録 22

印鑑登録 22

戸籍全部事項証明書(謄本)^{とうほん}・個人事項証明書(抄本)^{しょうほん}と住民票の写し 23

パートナーシップ宣誓 24

パスポートの申請・交付 24

北辰出張所取扱事務 24

日曜日の窓口をご利用ください 24

自動車臨時運行許可・住居表示 24

子育て

出産と育児 25

母子保健事業 25

保育所等・認定こども園・幼稚園 26

子育て支援 27

ひとり親・寡婦(夫)家庭・若者支援 28

市税・産業

市税 30

産業・労働 31

農林 31

保険・年金

国民健康保険(国保) 32

後期高齢者医療制度 33

国民年金 33

介護保険 34

福祉・保健医療

高齢福祉 36

障害福祉 37

社会福祉一般 39

健(検)診事業 40

教育・文化

学校教育 41

社会教育・生涯学習 41

生涯学習都市宣言 41

生活・環境

市民生活 42

飼い犬・猫 42

自転車・バイク・自動車駐車場 43

上水道 44

下水道・公設浄化槽 45

ごみの減量 45

環境の保全 45

ごみの出し方 46

住宅に関する補助 46

防災・安全・救急

防災 47

災害見舞金制度 47

救急 47

人権尊重

人権擁護 48

犯罪被害者等見舞金制度 48

ジェンダー平等(男女共同参画) 48

非核平和都市宣言 48

人権擁護都市宣言 48

市政への参加

市議会 49

選挙 49

情報公開制度と個人情報保護制度 50

パブリックコメント制度 50

市政へのアイデアボックス 50

市民相談 51

おくやみコーナー 51

市内官公署・学校等一覧 54

市役所ご案内 57

窓口での混雑を避けるため郵送等による手続きにご協力ください

市役所の手続きの多くは郵送等で行うことができます。
窓口での混雑を避けるため、市役所にお越しいただく
前に、郵送等による手続きが可能かどうかを市ホーム
ページで確認または各担当課へお問い合わせください。



掲載の情報は令和6年12月
時点のものです。
最新情報は市ホームページ
をご覧ください。



春日神社石燈籠



春日燈籠のおもかげを色濃く伝えた鎌倉時代につくられた燈籠です。国の重要文化財です。

〔春日五丁目〕

茨木遺跡



茨木小学校付近一帯には、かつて茨木城があったと言われ、平成18年(2006年)度の発掘調査で、障子などの建具とともに立派な篋欄間が出土しました。

〔本町〕

農聖小西篤好碑



篤好の30余年の研究結果が著された『農業余話』は国学者平田篤胤の校訂を受けて、出版されました。

〔大字佐保〕

【太田茶臼山古墳(継体天皇陵)】

全長226メートル、前方部幅147メートル、前方部長117メートル、後円部径138メートル、最大幅30メートル程の濠をもった三島地域最大の方後円墳です。

〔太田三丁目〕

【茨木市の史跡紹介】

蓮花寺

行基が、夜、池に不思議な光が発するのを見て寺を建てたといわれています。木造地藏菩薩立像(写真)、木造十一面観音立像は府指定文化財です。

〔天王二丁目〕



天正二年銘磨崖仏



幅6メートルの自然石に合掌した立像が28体と、天正2年(1574年)の銘が刻まれています。逆修(生前に死後の冥福を祈ることを目的につくられたと考えられています。市指定文化財です。〔大字上音羽〕

溝咋神社



古事記や日本書紀に伝わる玉櫛媛命・五十鈴媛命を祀っている神社です。

〔五十鈴町〕

総持寺



西国第22番札所として巡礼者でにぎわっています。毎年4月18日には「庖丁式」が行われます。本堂を含む建造物9棟が市指定文化財です。〔総持寺一丁目〕

総持寺瓦窯跡



室町時代後期のものとみられ、当時の形状をそのまま残している貴重な瓦窯跡です。市指定文化財です。

〔総持寺一丁目〕

国史跡 郡山宿本陣（椿の本陣）



江戸時代の参勤交代の時に大名が宿泊・休憩したところで、かつて正門わきの椿がみごとに花を咲かせたことから、“椿の本陣”とも呼ばれています。〔宿川原町〕

市の歴史の足跡をたどって

茨木の歴史

茨木市域に人々の活動のあとがうかがえるのは、今から1万5千年以上も前の旧石器時代。つづく縄文時代の後半や弥生時代には、多くの人々が生活し、その痕跡が残されています。なかでも東奈良遺跡から発見された銅鐸の鋳型は有名です。

また、古墳時代の前期から終わりごろまでの各時期の古墳が数多く残されています。

奈良時代・平安時代には、都と難波地域や西国を結ぶ重要な路線が市域を走り、室町時代には、本市繁栄の基礎となる茨木城が築かれたと考えられています。

江戸時代になると参勤交代などで大名らが郡山宿本陣（椿の本陣）を宿泊や休憩に利用しました。今も、西国街道沿いに建つ本陣は、往時の面影を残しています。

本市は、明治4年（1871年）に、廃藩置県により大阪府の管轄となり、後の郡制の実施で、明治31年（1898年）、三島郡に属しました。

この年の10月、茨木村は茨木町となり、その中心地として栄えました。

昭和23年（1948年）1月、茨木町・春日村・三島村・玉櫛村の1町3村が合併し、茨木市は誕生しました。その後、8か村の合併、編入を経て、現在に至っています。

紙本著色 大織冠像



藤原鎌足は大化の改新の前に、「三島別業（現在の摂津三島地域にあったとされる別荘のこと）」に退去していたといわれます。

本図は安威地域における鎌足信仰を裏付ける江戸時代の作品です。地福寺によって守り伝えられてきました。市指定文化財です。

〔大字桑原〕

銅鐸の鋳型

昭和49年（1974年）に東奈良遺跡から出土。考古学的に貴重な遺物として、全国的に話題を呼びました。国の重要文化財です。

〔文化財資料館〕



忍頂寺（寿命院）



かつては仁和寺の直末寺で浄土信仰の修行の場となっていました。ここには、元亨元年（1321年）7月15日の銘が刻まれた、府指定文化財の五輪塔があります。

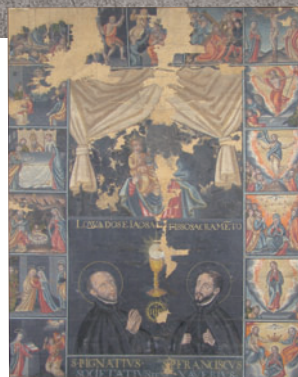
〔大字忍頂寺〕

権内水路（深山水路）



江戸時代、庄屋畑中権内が独力でつくったとされる水路。かつては数多くの水車が回り、車作の田を潤しただけでなく、飲料水の源でもありました。

〔大字車作〕



【マリア十五玄義図】

千提寺と下音羽では、大正時代にキリシタン遺物が次々と発見されました。本図も千提寺の旧家で隠されてきたものです。府指定文化財です。〔大字千提寺〕

「次なる茨木」に向けたまちづくり

令和6年12月現在



まちづくり



文化・子育て複合施設 おにクル

日々何かが起こり、誰かと出会う施設

おにクルは、ホールや図書館、子育て支援、プラネタリウム、市民活動センターなどさまざまな機能を備えた7階建ての複合施設です。建物前面に広がる芝生広場のほか、施設全体に植栽を配置するなど豊かな緑が特徴です。

また、図書館と子育て支援のコラボレーションなど、複合施設の特徴を生かした取り組みを行っているほか、施設エントランス等で市民の皆さんによる活動が活発に展開されているなど、常にいろいろな発見や出会いがある施設となっています。

※施設の紹介は6～7ページ参照

名前の「おにクル」は、市内在住の当時6歳のこどもが、まちでよく目にする鬼のキャラクター「いばらき童子」を見て、「怖い鬼さんも楽しそうで来なくなっちゃう場所」という意味を込めて命名。



ひと中心のまちづくり

まちの魅力をつなぐ2つのメインストリート

にぎわいをまちなか全体に拡げるため、東西に延びる2つのメインストリート（中央通り・東西通り）を歩きやすく、歩きたくなるような空間づくりを進めています。人と人、活動と活動をつなぎ、交流やにぎわいを広げていきます。

元茨木川緑地リ・デザイン

老木や老朽化した施設を更新するだけでなく、滞在できる憩いの場に「リ・デザイン」する取組を進めており、イベントなどでも活用されます。

※詳細は20ページ参照



令和5年11月にまちの中心部に誕生した市の新たなランドマーク「おにクル」。
 さまざまな取組を重ねながらつくり上げてきた、『育てる広場』がキーコンセプトの複合施設です。
 また、市北部地域「いばきた」でも魅力的な場づくりに取り組むなど、「次なる茨木」に向けたまちづくりが進んでいます。



まちづくり

● ダムパークいばきた

自然環境と調和した都市公園

安威川ダム周辺の自然環境と調和した都市公園「ダムパークいばきた」には、パークセンター、芝生広場、ステージ、ドックランなどがあり、イベントが行いやすい環境を整えたことで、さまざまな用途で使われています。令和7年春には長さ日本一の吊り橋も完成予定です。さらにスポーツ、飲食、湖面でのウォーターアクティビティなどが楽しめる、ダム湖畔ならではの魅力的な公園の整備を進めています。

まち半分、山半分の茨木の「山とまちをつなぐハブ拠点」として、多様な形で地域と関わりを持つ場となることで市北部地域の活性化をめざします。

※施設の紹介は8ページ参照

安威川ダムは、100年に一度（時間雨量80mm、日雨量247mm）の大雨から市街地を守るために、令和5年9月に本格運用を開始しました。



■ いばきた

豊かな自然や美しい棚田の風景が広がる北部地域、通称「いばきた」には、地元産の新鮮な野菜などを販売している「de愛・ほっこり見山の郷」や宿泊もできる「忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘」があります。また、サイクリングやハイキングのコースとしても人気があります。

■ 彩都

人と自然の調和を基本に、さまざまなニーズに対応したまちづくりが進められています。また、住宅だけでなく、企業誘致も進められ、施設見学が可能な企業も立地しています。

市の主な施設紹介

文化・子育て複合施設 おにクル

駅前三丁目9-45 ☎631-0296

屋内こども広場 まちなかの森 もっくる(1階)

☎072-631-0275

天候にかかわらず外あそびが体験できる屋内こども広場です。
元茨木川緑地の伐採樹木を活用して作られた空間で、木の香りやぬくもりに包まれ、こどもたちの豊かな感性を育みます。

利用時間 午前9時30分～午後5時30分(最終入場は午後5時まで)

利用料金 【一般】こども(1歳～小学生)300円、保護者等100円

【団体】こども240円、保護者等80円

※1歳未満のこどもは無料でご利用いただけます。



ゴウダホール(4階)・きたしんホール(1階)

☎631-0296

【ゴウダホール(大ホール)】

- 座席数：1,201席(車いす席6席、親子席16席含む)
- 舞台：幅約20m、高さ約12m、奥行約15.8m
- 設備：自走式正面反射板、吊り下げ式音響反射板、トイレ、洗面、発声室、更衣ブース、シャワー室、洗濯室



【きたしんホール(多目的ホール)】

- 特徴：昇降床を備え、平土間・シアターの両形式に対応
- 広さ：幅約12.5m、奥行約20m(椅子245脚まで)
- 設備：机、スタック椅子等



※申込については12ページ参照

こども支援センター(2階)

☎624-9301

母子健康手帳の交付や乳幼児健診などの母子保健事業や予防接種事業、子育てに関する講座、ファミリーサポートセンター事業、一時保育事業など、「妊娠・出産・子育て」に関する切れ目のないサポートを実施します。また同センターに隣接する「子育てフリースペースわっくる」は、親子が遊びや憩い、交流、活動など、用途に応じてフレキシブルに活用できる自由な空間です。

開所時間 午前8時45分～午後5時15分(わっくるは午前9時30分～午後4時30分)

一時保育室は午前8時30分～午後6時(おにクルイベント保育は午前9時～午後10時)



乳幼児の健診と相談(無料)

母子健康手帳の交付および妊婦面接・相談、4か月児・1歳8か月児・3歳6か月児健康診査、2歳3か月児歯科健康診査、パパ&ママクラス、離乳食講習会、幼児食講習会、訪問指導などを行っています。



…予約システム(12・13ページ参照)に対応している施設



休 館 日 毎月第2・4月曜日(祝日と重なる場合は翌日・年末年始と重なる場合は前週の火曜日)
年末年始(12月29日～1月3日)

おにクルぶっくぱーく(5階、6階)

☎622-2476

図書館(分館)です。5階と6階のメインフロアは、開放的で気軽に過ごすことのできる「本の公園」のような空間で、読書を楽しむことができます。2階から7階にも各フロアのテーマに沿った本などが配架されています。2階の「おはなしのいえ」では、おはなし会を行っています。

開館時間 午前9時30分～午後9時
平日午後8時以降・土日祝午後7時以降は自動貸出機による対応(予約資料の受取不可)
※資料点検期間により休館する場合があります。



きたしんプラネタリウム(7階)

☎631-0296(代表)

観覧の方法 7階の券売機で希望の回の観覧券を購入し、投影開始10分前になりましたら、入場してください。

投 影 時 間 月曜日(休館日を除く)および木～日曜日
午前11時15分から、午後1時30分から、午後3時から(各45分)
※投影日の詳細は市ホームページ、広報誌等でお知らせします。
※祝日は上記以外の投影もあり

観 覧 料 【個人】一般400円、4歳から中学生200円
【団体】一般320円、4歳から中学生100円
※市内の保育園、幼稚園および小・中学校などが学習用に利用する場合は、観覧料は免除されます。

座 席 数 56席(車椅子スペース1台)

そ の 他 貸室としても利用できます。



市民活動センター きゃぱす(7階)

☎623-8820

市内の市民活動をサポートするために、さまざまな相談に応じたり必要な情報の収集・提供を行います。また、年間を通じてさまざまな講座、交流会、フェスタ等のイベントを開催します。

市民交流スペースの専有利用には、原則、茨木市施設予約システムの利用者登録が必要です。なお、別途事前打合せを行い、利用内容について確認します。

利用できる設備 市民交流スペース、メールボックス、ロッカー、コワーキングスペース、作業スペース(大判プリンター、印刷機、丁合機、折り機、裁断機)

開 館 時 間 午前9時～午後10時(コワーキングスペース受付は午後9時、窓口受付は午後9時30分まで)





ダムパークいばきた

施設概要については5ページをご覧ください。

湖畔ゾーン

☎648-2260

ゆったりとくつろげる芝生広場・各種イベントが可能なステージがある「生保半島さくら広場」や手足洗い用のシャワー・水洗が完備されている約100㎡のドッグラン等があり、さまざまな用途で利用できるダム湖のほとりにある公園です。

またパークセンターには、多目的室や会議室があります。

●駐車場 290台



利用時間 パークセンター、ドッグラン、ステージ
午前9時～午後5時30分

風の丘ゾーン

安威川ダムから吹き下ろす風を感じられる「風の丘ゾーン」。広大な敷地にせせらぎ水路等が整備されており、水遊びをすることもできます。

ダム堤体横の階段を上った先にはダム管理事務所があり、大阪平野を一望できる天端を歩くことができます。

●駐車場 56台

利用時間 午前10時～午後5時



忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘

大字忍頂寺1049 ☎649-4402



多目的グラウンド1面、テニスコート6面、遊具のあるわんぱく広場のほか、無料で利用できるドッグランを設けています。

公園内にある宿泊施設は、合宿、研修、家族旅行等に利用できます。

施設内容 ●宿泊室（和洋室5室・和室5室）
●多目的室（和室3室・洋室1室）
●駐車場 122台（無料）



【宿泊室】〈和洋室・和室〉

和洋室は、8人部屋が2室、6人部屋が3室あり、和室は16人部屋と12人部屋が各1室と6人部屋が3室あります。



【多目的室】〈和室・洋室〉

和室（大27人・中19人・小15人）は懇談会や休憩などに、洋室（40人）は会議、ダンス、卓球、カラオケなどに使用できます。



…予約システム(12・13ページ参照)に対応している施設

※おにクルぶっくばーくは7ページをご覧ください。

中央図書館

畑田町1-51 ☎627-4129(代)・レファレンス専用 ☎627-7935

府内で最大規模の図書館です。書籍や雑誌、CDなどを豊富に取り揃えているほか、各種データベースや相談カウンターもあり、身近な調べものに利用できます。

広々とした館内には、静かなBGMも流れ、ゆったりとした時間を過ごせます。

開館時間 (中央図書館)

土・日曜日、祝日、12月28日
……………午前9時30分～午後5時
火～金曜日……………午前9時30分～午後8時

(水尾・庄栄・穂積図書館)

土～月曜日、祝日、12月28日
……………午前9時30分～午後5時
水～金曜日……………午前9時30分～午後8時

休館日 (中央図書館)

月曜日(祝日と重なるときは開館)、年末年始、資料点検期間

(水尾・庄栄・穂積図書館)

火曜日(祝日と重なるときは開館、年末年始、資料点検期間)



中央図書館

水尾図書館(分館)

水尾三丁目3-18 ☎637-4416

市内の南部に位置し、住宅街の中にある図書館です。一般書、児童書、CD等がひとつのフロアに揃っています。

庄栄図書館(分館)

庄二丁目26-12 ☎620-1171

コミュニティセンターとの複合施設で、庄栄小学校に隣接していることから、学校との連携等で積極的に読書を推進しています。

穂積図書館(分館)

松ケ本町8-30(イオンモール茨木内) ☎620-1056

JR茨木駅に近く、大型商業施設内に設置され、利用に便利な図書館です。イオンモールJR側ウェルカムエントランスの左側に入口があります。

移動図書館(ともしび号)

図書館から離れた地域に、皆さんの読みたい本や児童書などを自動車で積んで巡回サービスを行っています。

巡回日、巡回場所については、「広報いばらき」や図書館ホームページをご覧ください。

図書館分室

開室時間 水曜日……………午後1時～5時

土・日曜日……………午前9時30分～午後5時

※年末年始は休室します。また臨時休室もあります。詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

※彩都西分室は、金曜日午後1時～5時も開室

大池分室 舟木町11-35(大池コミュニティセンター内)

☎634-2530

豊川分室 藤の里二丁目16-8(豊川コミュニティセンター内)

☎641-8911

白川分室 鮎川一丁目8-17(白川公民館内)

☎632-7870

天王分室 天王二丁目13-71(天王公民館内)

☎625-7007

玉島分室 平田二丁目25-9(玉島公民館内)

☎633-1020

山手台分室 山手台三丁目32-2(山手台コミュニティセンター内)

☎649-1050

太田分室 太田三丁目6-18(太田公民館内)

☎623-9076

彩都西分室 彩都あさぎ一丁目3-4(彩都西コミュニティセンター内)

☎641-2175

富士正晴記念館

畑田町1-51(中央図書館に併設) ☎627-7937

安威に住んでいた詩人・小説家の富士正晴が、収集していた文学資料や自作の絵画など約8万点を収蔵、展示しています。貴重な上方落語関係資料もあります。また、実際に使われていた書斎が復元され、ありし日をしのばせています。

開館時間

午前9時30分～午後5時、休館日は中央図書館と同じです。

生涯学習センターきらめき ☎・中央公民館

畑田町1-43 生涯学習センターきらめき ☎624-8182 中央公民館 ☎622-1256

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 火曜日、12月28日～翌年1月4日

主な事業 【生涯学習センターきらめき】

きらめき講座(教養・実技)、市内大学との連携講座、ボランティア講師による講座等の実施、きらめきピアノ演奏会等きらめきホール事業の実施、ランチタイムコンサートの開催など

【中央公民館】 ※窓口は午後5時15分まで
日本語読み書き学級の開催など





市立公民館

市内には、中央公民館のほか32の市立公民館があります。各館の所在地、電話番号は54・55ページをご覧ください。

開館時間 午前9時～午後10時
利用がなければ午後と夜間は閉館
(清溪・見山・石河公民館は、利用がなければ午前も閉館)
※窓口は正午まで
(清溪・見山・石川公民館へのお問合せは中央公民館へ)

休館日 火曜日、12月28日～翌年1月4日(ただし、中条公民館は、日曜日、祝日、12月28日～翌年1月4日)



安威公民館

文化財資料館

東奈良三丁目12-18 ☎634-3433

先人たちが残した貴重な文化財である銅鐸^{どうたく}の鋳型^{いがた}、土器、古文書、民俗資料などを郷土茨木の歴史に沿って展示しています。

入館料 無料
開館時間 午前9時～午後5時
休館日 火曜日(祝日の場合を除く)、祝日の翌日(日曜日の場合を除く)、12月29日～翌年1月3日



キリシタン遺物史料館

大字千提寺262 ☎649-3443

千提寺・下音羽地区は“隠れキリシタンの里”として知られています。当館ではマリア十五玄義図^{しゅうごげんぎず}(3ページ参照)(複製)をはじめ、「あけすの櫃^{ひつ}」から発見された数多くの遺物を展示しています。

入館料 無料
開館時間 午前9時30分～午後5時
休館日 火曜日(祝日の場合を除く)、祝日の翌日(日曜日の場合を除く)、12月29日～翌年1月3日



市立ギャラリー

永代町1-5(阪急茨木市駅ロサヴィア2階) ☎621-1850

開館時間 午前10時～午後7時(火曜日は午後5時まで)
休所日 水曜日、12月28日～翌年1月4日
利用の範囲 絵画、版画、彫刻、工芸、写真、書、デザインおよびこれらに類する美術作品の展示。どなたでも利用できます。
利用時間 木曜日から翌週火曜日までの6日間



上中条青少年センター

上中条二丁目11-22 ☎622-5180

利用期間 午前9時～午後10時
休所日 火曜日、祝日の翌日、(祝日の翌日が日曜日、祝日、休日の場合は開所)12月28日～翌年1月4日
利用者 市内在住・在学・在勤の青少年、青少年の育成を図るために青少年対象の事業を実施する団体など
利用施設 青少年ホール、和室、料理室、児童室、会議室、音楽視聴覚室、学習室、ラウンジ
利用手続 利用登録後、市施設予約システムにて予約(窓口受付可)。詳細は、市ホームページをご覧ください。学習室、ラウンジについては、利用当日、窓口にて受付。
主催事業 子どもセミナー、観劇会、ふれあいコンサート等



市民総合センター【クリエイトセンター】

駅前四丁目6-16 ☎624-1726

音楽会や講演会等にご利用いただけるセンターホール、多目的ホールや会議室のほか、教育センターや労働・消費生活関係諸室を備えた施設です。

施設の空き情報等は、ホームページ(<https://www.ibabun.jp/>)で案内しています。

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 12月29日～翌年1月3日



里山センター【森の学び舎】

大字泉原20-2 ☎646-7531

森林づくりボランティアを育成し、市民参加による自主的な里山保全を推進するための活動拠点です。里山保全活動の様子や木工品の展示のほか、木工クラフト体験なども行っています。センターには、会議室、研修室、木工室、木工工作室、多目的室、展示室、バーベキューコーナー、芝生広場などがあります。



開所時間 午前9時～午後5時

休所日 火曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～翌年1月3日



保健医療センター

春日三丁目13-5 ☎625-6685

市民の健康の保持および増進を図るため、茨木市医師会、茨木市歯科医師会、茨木市薬剤師会等の協力により、健康教育や、健康相談、健康診査等を実施しています。

また、夜間・休日の急病に対応するため急病診療所を併設しています。

開館時間 午前8時45分～午後5時15分

休館日 土・日曜日、祝日(振替休日を含む)、
12月29日～翌年1月3日



保健医療センター附属急病診療所 ☎625-7799

区分	内科(中学生以下除く)			歯科
	平日	土曜日	日曜日・祝日	日曜日・祝日
受付時間	21:00～ 23:30	17:00～ 翌朝6:30	10:00～ 11:30 13:00～ 16:30 18:00～翌朝6:30	10:00～11:30 13:00～16:30

※必ず来所前に同診療所☎625-7799までご連絡ください。

高槻島本夜間休日応急診療所 高槻市八丁西町1番10号 ☎683-9999

区分	小児科(中学生以下)・内科・外科			歯科
	平日	土曜日	日曜日・祝日	日曜日・祝日
受付時間	20:30～ 翌朝6:30	14:30～ 翌朝6:30	9:30～ 11:30 13:30～ 16:30 18:30～翌朝6:30	9:30～11:30 13:30～16:30

【各種健康相談・保健指導】

- 健康に関する相談 ●特定保健指導
- 健康づくりのための啓発・教育等

【各種健康診査】(有料)

- 各種健(検)診等

- 応急診療のみ実施しています。
- 保険証、医療証を持参してください。
- 上記の時間帯や診療科目以外の相談または突然の病気やケガで救急車を呼ぶか悩んだ場合等は、救急安心センターおおさか(☎#7119または☎06-6582-7119)または小児救急電話相談(☎#8000または☎06-6765-3650)へお電話ください。
- 歯科の夜間・深夜は大阪府歯科医師会休日・夜間緊急歯科診療(大阪市天王寺区堂ヶ芝一丁目3-27)をご利用ください。(診療時間 午後9時～翌午前3時 ☎06-6774-2600)
- 夜間・休日等の割増加算料金が適用されます。





青少年野外活動センター

大字銭原115 ☎649-2351

利用期間 宿泊利用は、5月1日から9月30日まで。日帰り利用は、3月20日から11月30日まで。

利用申込 市民が半数以上の団体等は、利用日の3か月前から2週間前まで。

方 法 市外在住者が半数を超える団体等は、2か月前から2週間前まで。

お問い合わせは、社会教育振興課

(上中条青少年センター内☎622-5180)まで。

使 用 料 市民は無料。市外在住者の使用料金は1人1泊

600円、日帰りは1人300円です。

おもな主催キャンプ 右記のQRコードからご確認ください。



川端康成文学館

上中条二丁目11-25 ☎625-5978

3歳から旧制中学校を卒業する18歳までを茨木で暮らし、『伊豆の踊子』『雪国』『古都』などで有名なノーベル文学受賞作家・川端康成(1899年～1972年)のゆかりの品々や、原稿、初版本、書簡、墨書、祖父母と暮らした家の模型などを展示しています。また、書斎再現コーナーでは、作家体験もできます。

入 館 料 無料

開館時間 午前9時～午後5時

休 館 日 火曜日(祝日と重なる場合は開館)、祝日の翌日、12月28日～翌年1月4日

※展示替え、資料整理のための臨時休館があります。

ご来館の際はホームページなどでご確認ください。



名誉市民
川端康成

施設予約システム

(☎…予約システムに対応している施設)

文化・コミュニティ施設等「茨木市施設予約システム」

スマートフォン等から、市内の主な公共施設の貸室の「空き照会」や「ネット予約」が可能です。

利用者登録等

ネット予約には、予約システムの利用者登録が必要です。利用者登録をすると、一部施設において、口座振替やクレジット決済を利用できます。

対象施設と予約期間

ネット予約には、「①抽選申込」と「②空コマ予約(先着順)」があります。

対 象 施 設	① 抽 選 申 込	② 空コマ予約
① おにクル	利用月の4か月前*の20日から月末まで	【抽選申込のなかったコマ】 抽選申込期間の翌月2日から (1月は5日) 【当選辞退・キャンセルのあったコマ】 当選辞退・キャンセルがあった日から
② 市民総合センター	※一部の室場は次のとおり	
③ 生涯学習センター	【15か月前】①のゴウダホール(大ホール)	
④ 男女共生センター	【13か月前】①のゴウダホール(大ホール1階席のみ) ②のセンターホール	
⑤ いのち・愛・ゆめセンター	【8か月前】①のきたしんホール(多目的ホール)	
⑥ 公民館	【7か月前】①のゴウダホール(大ホール舞台のみ) きたしんプラネタリウム(貸室)・芝生広場	
⑦ 上中条青少年センター	②の多目的ホール ③のきらめきホール	
⑧ 市民活動センター	④のワムホール	
⑨ コミュニティセンター	利用月の7か月前の20日から月末まで	
⑩ シニアプラザいばらき		
⑪ 多世代交流センター	ネット予約(抽選申込・空コマ予約)は、実施していません。	
⑫ 障害福祉センター		

※口座振替対象施設：①～⑦・⑨ ※クレジット決済対象施設：①～④・⑦ ※複数対象施設をご利用の場合は、別途手続きが必要です

※施設の設置目的に応じて、一般利用の予約開始前に関係団体等の利用申請を受け付ける施設や、利用可能な対象者や利用目的を限定している施設があります。

※詳しくは、各対象施設で配付の利用案内または市ホームページをご覧ください。



コミュニティセンター

利用受付 各センターの事務室(午前9時～正午)または茨木市施設予約システムで受け付けます。
※コミュニティセンターをご利用になるには、原則、茨木市施設予約システムの利用者登録が必要です。
詳しくは市ホームページをご覧ください。

開館時間 午前9時～午後10時

利用区分 ●午前(午前9時～午後1時)
●午後(午後1時～5時)
●夜間(午後5時～10時)の3区分

利用料金 有料

休館日 12月28日～翌年1月4日(ただし、臨時休館あり)



豊川コミュニティセンター
豊川 藤の里二丁目16-8 ☎641-8910

草原コミュニティセンター
新和町21-27 ☎637-3256

中津コミュニティセンター
桑田町13-29 ☎635-6833

庄栄コミュニティセンター
庄二丁目26-12 ☎620-0246

水尾コミュニティセンター
水尾二丁目9-15 ☎633-0084

郡コミュニティセンター
郡五丁目12-11 ☎641-1605

西河原コミュニティセンター
西河原北町7-21 ☎627-7610

穂積コミュニティセンター
下穂積一丁目7-5 ☎626-3280

畑田コミュニティセンター
畑田町3-6 ☎624-9050

東コミュニティセンター
学園町4-18 ☎633-7713

豊川コミュニティセンター
藤の里二丁目16-8 ☎641-8910

彩都西コミュニティセンター
彩都あさぎ一丁目3-4 ☎646-5705

三島コミュニティセンター
西河原二丁目7-12 ☎625-6474

大池コミュニティセンター
舟木町11-35 ☎633-8071

春日コミュニティセンター
上穂積二丁目13-30 ☎626-6541

東奈良コミュニティセンター
東奈良三丁目8-5 ☎637-4534

沢池コミュニティセンター
南春日丘五丁目1-21 ☎625-1545

山手台コミュニティセンター
山手台三丁目32-2 ☎649-1177

玉櫛コミュニティセンター
沢良宜東町5-39 ☎633-0105



市の主な施設紹介

スポーツ施設「オーパス・スポーツ施設情報システム」

利用申込

スポーツ推進課 ☎620-1608

「オーパス・スポーツ施設情報システム」の利用者登録をしているかたは、インターネット、専用端末機(下記設置場所)、電話(自動応答)☎06-4796-8801により、申込の手続きができます。未登録のかたは、スポーツ推進課で登録の手続きを行ってください。(受付は、土・日曜日、祝日を除く午前8時45分～午後5時15分)

専用端末機設置場所

市民体育館
福井市民体育館
東市民体育館
南市民体育館
春日丘運動広場

東雲運動広場
桑原運動広場
西河原公園北、西河原公園南
若園公園
中央公園
水尾公園
沢良宜公園

島3号公園
中央図書館
水尾図書館
沢良宜のち・愛・ゆめセンター
総持寺のち・愛・ゆめセンター



手続期間

抽選申込

各市民体育館
●利用月3か月前の20日～月末
グラウンド、テニスコート、フットサル場、屋内運動場、人工芝運動場
●利用月2か月前の20日～月末

抽選結果の確認と利用申請

各市民体育館
●利用月2か月前の2日～10日
グラウンド、テニスコート、フットサル場、屋内運動場、人工芝運動場
●利用月1か月前の2日～10日

空き利用申請

各市民体育館
●利用月2か月前の11日～利用日
グラウンド、テニスコート、フットサル場、屋内運動場、人工芝運動場
●利用月1か月前の11日～利用日
弓道場は、毎月1日から翌月分の申込ができます。



市民体育館

小川町2-1 ☎626-3821

多くの市民の皆さんにご利用いただくため、スポーツ教室を開設し、活動の場を提供しています。詳しくはお問い合わせください。

開館時間 午前9時～午後9時30分

休館日 水曜日、12月29日～翌年1月3日

施設内容

- 第1体育室 バドミントン8面、バスケットボール2面、バレーボール2面ほか
- 第2体育室 卓球
- 第3体育室 剣道、空手道、リズム体操ほか
- 第4体育室 柔道・健康体操ほか
- 第5体育室 トレーニング器具とトランポリン設置
- 第1会議室
- 第2会議室
- 駐車場 34台



福井市民体育館

西福井三丁目30-45 ☎641-4961

開館時間 午前9時～午後9時30分

休館日 火曜日、12月29日～翌年1月3日

施設内容

- 体育室 バドミントン3面、バスケットボール1面、バレーボール1面、バウンドテニス4面ほか
- 多目的室 卓球、ダンス、ヨガほか
- トレーニング室
- 駐車場 67台



東市民体育館

学園町4-18 ☎633-5701

開館時間 午前9時～午後9時30分

休館日 火曜日、12月29日～翌年1月3日

施設内容

- アリーナ バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面ほか
- 体育室 リズム体操、卓球ほか
- トレーニング室
- 会議室
- 研修室
- 駐車場 44台



南市民体育館

島三丁目8-19 ☎630-0111

開館時間 午前9時～午後9時30分

休館日 火曜日、12月29日～翌年1月3日

施設内容

- アリーナ バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面、フットサル1面ほか
- 多目的室 リズム体操、剣道、空手道、日本拳法、少林拳法ほか
- 卓球室 ●トレーニング室 ●研修室 ●会議室 ●駐車場 88台



西河原市民プール

西河原三丁目2-38 ☎621-9715

レジャー志向のプールで、屋外に全長159メートルのウォータースライダーや、流水プール、また、屋内には25メートル7コースのプール、リラクゼーションプールなどを設けています。屋内プールは、温水プールとして利用できます。

- 駐車場 266台



中条市民プール

小川町2-7 ☎626-3821

屋外に50メートル9コースのプール、25メートル7コースのプール、幼児用プールを設けています。

車での上場はできるだけ遠慮ください。

- 駐車場 34台(市民体育館と併用)



五十鈴市民プール

五十鈴町11-13 ☎635-7700

屋外に50メートル8コースのプールと幼児用プールを、また、屋内には、25メートル7コースのプールを設けています。屋内プールは、温水プールとして利用できます。車での上場は遠慮ください。

- 駐車場 なし



運動広場等

名 称	連 絡 先	施 設	所在地(最寄りのバス停)
福井運動広場	☎641-4961	グラウンド(1面)、テニスコート(3面)、夜間照明	西福井三丁目30-45 (阪急バス「福井宮の前」下車5分)
春日丘運動広場	☎623-8769	グラウンド(1面)、テニスコート(3面)、弓道場、夜間照明	北春日丘四丁目12-35 (近鉄バス「春日丘公園」下車10分)
東雲運動広場	☎637-0768	グラウンド(1面)、屋内テニスコート(3面)	新堂一丁目6-24 (京阪バス「東雲運動広場」下車5分)
桑原運動広場	☎649-2519	グラウンド(1面)、テニスコート(3面)、フットサルコート(1面)、芝生広場	大字桑原18-1 (阪急バス「桑原」下車8分)
桑原ふれあい運動広場	☎649-2519	人工芝運動場(1面)	大字桑原37-1 (阪急バス「奥垣内」下車すぐ)
若園運動広場	☎633-1764	グラウンド(1面)	真砂二丁目3 (近鉄バス「若園公園前」下車3分)
若園公園	☎633-1764	グラウンド(1面)、テニスコート(6面)	真砂二丁目4 (近鉄バス「若園公園前」下車3分)
西河原公園北	☎623-8070	グラウンド(1面)、テニスコート(3面)、屋内運動場、夜間照明	城の前町1 (近鉄バス「東太田一丁目」下車すぐ)
西河原公園南	☎621-0615	グラウンド(1面)、テニスコート(6面)	西河原二丁目3 (JR総持寺駅下車6分)
中央公園	☎624-6925	グラウンド(2面)、夜間照明	駅前四丁目8 (阪急・近鉄・京阪バス「茨木市役所前」下車1分)
島3号公園	☎632-7945	グラウンド(2面)、夜間照明	宮島二丁目 (近鉄バス「島南口」下車10分)
沢良宜公園	☎637-9063	グラウンド(1面)	横江二丁目 (近鉄バス「沢良宜橋」下車15分)
水尾公園	☎637-8775	グラウンド(1面)	水尾一丁目 (近鉄バス「あやめ橋」下車5分)
郡山公園	—	テニスコート(1面)	新郡山一丁目 (阪急バス「郡山団地」下車5分)

施設使用時間

グラウンド・テニスコート・フットサル場・人工芝運動場

- 4月1日～30日＝午前9時～午後6時
 - 5月1日～8月31日＝午前7時～午後7時
 - 9月1日～30日＝午前7時～午後6時
 - 12月1日～1月31日＝午前9時～午後4時
- 上記以外は午前9時～午後5時 ただし、夜間照明を利用するときは午後9時までです。
郡山公園テニスコートは時期に関係なく午前9時からです。

弓道場

- 4月1日～3月31日＝午前9時～午後9時
 - 5月1日～9月30日＝午前7時～午後9時
- 上記以外は午前9時～午後9時

屋内運動場

休 場 日

12月28日～1月4日

消費生活センター

駅前三丁目8-13(市役所南館1階) ☎624-0799

商品の購入やサービスを利用したときの契約内容、品質についてのトラブルなど消費生活に関する相談を受け付け、問題解決のための助言やあっせんなどを行っています。

相談受付時間 月～金曜日、午前9時～午後4時30分
第2・4土曜日、午前9時～正午

相談専用電話 ☎624-1999

また、講演会・セミナー・出前講座などを開催しているほか、消費生活に関する啓発パネル・DVDの貸出しなども行っています。

開 所 日 月～金曜日、午前8時45分～午後5時15分
第2・4土曜日、午前8時45分～正午

休 所 日 土(第2・4を除く)・日曜日、祝日(振替休日を含む)、
12月29日～翌年1月3日



市の主な施設紹介



斎場（告別式場・火葬場）

大住町18-16 告別式場 ☎626-2007 火葬場 ☎622-5141（8:45～17:15）



斎場には、告別式場と火葬場を設けています。

市では、簡素、低れんで、安心しておまかせいただける市営葬儀の業務を行っています。

詳しくは市民課（☎620-1645）にお問い合わせください。また、ご遺族の負担を減らすため、手続きを一か所で受け付けるおくやみコーナーを設置しています。詳しくは、51ページをご覧ください。

利用要件 市営葬儀および告別式場の利用は、死亡者あるいは喪主が本市に住民登録をしている場合に限りです。なお、告別式場での葬儀は市営葬儀に限りです。

利用料金 右表のとおり。ただし、死亡者が死亡当時、本市住民でなかった場合には、右表の各使用料はおおむね2倍になります。

市営葬儀

市民課（5-①番窓口）☎620-1645

土・日曜日・祝日・時間外 ☎622-8121（代表）

市営葬儀は、市立斎場や自宅・集会所等（市内に限る）で、本市職員が納棺、祭壇の飾り付け、葬儀の司会進行をします。

市営葬儀 死亡から火葬まで

- 1 死亡診断書等を医療機関等で受け取る
- 2 茨木市役所へ連絡
- 3 葬儀取扱業者の決定、寝台車の手配（病院から自宅・霊安室等への搬送）
- 4 親族等による葬儀・日時の事前打ち合わせ
- 5 宗教者（僧侶等）への連絡、打ち合わせ
葬儀取扱業者との打ち合わせ
- 6 市役所への届出
市民課（5-①番窓口）で市営葬儀等の申込（死亡届は3-②窓口へ提出）
死体埋火葬許可証の受取
- 7 葬儀執行、火葬

※死体埋火葬許可証

市民課へ死亡届を提出すると発行されます。これがないと、死体の火葬（埋葬）ができません

市営葬儀及び斎場使用料一覧表

●死亡者が茨木市民の場合

（単位：円）

	市営葬儀	斎場 (告別式場)	合計
第1告別式場(45席)	81,880	38,000	119,880
控室等 第1控室(和室14.5畳)			
第2告別式場(50席・120席)	(50席) 81,880	(50席) 50,200	(50席) 132,080
控室等 第2親族控室(和室8畳+洋室) 第6控室(10畳) 第7控室(8畳) 第8控室(8畳) ※120席利用時	(120席) 97,880	(120席) 102,400	(120席) 200,280
第3告別式場(50席・80席)		(50席) 52,800	(50席) 132,080
控室等 第3親族控室(洋室) 第3・5控室(各12.5畳)	81,880	(80席) 68,600	(120席) 200,280
第5告別式場(18席)	81,880	22,500	104,380
控室等 第10控室(和室8畳)			
自宅・集会所等	81,880	0	81,880
控室等	—		
直葬	58,380	0	58,380
控室等	—		

※式場と控室は、通夜から告別式までの使用料です。

※市営葬儀には、洋型霊柩車（自宅等から斎場への搬送に限る）、第2告別式場仏式専用祭壇（120席利用時16,000円）使用料を含みます。

※告別式場をご利用の場合、別途霊安室（1日あたり3,000円）をご利用できます。（ただし、1室のみですので、ご利用できない場合もあります。）

※死亡者が茨木市民でなかった場合、使用料はおおむね2倍となりますが、詳細はお問い合わせください。また、死亡者が死亡時、茨木市で生活保護を適用されていた場合の使用料についても、お問い合わせください。

別途必要なもの（葬儀取扱業者等が対応）

- 宗教者へのお礼 ●遺影写真・ドライアイス・供花 ●会葬者へのお礼の品
- 食事代 等

●火葬場使用料

（単位：円）

年齢別	単位	市内	市外
12歳以上	1 体	19,000	38,000
12歳未満	1 体	15,000	30,000
死産児	1 胎	3,900	7,800
身体の一部		3,900	7,800

※市営葬儀をご利用の場合は、火葬場の使用料を含んでいます。

多世代交流センター

高齢者の教養の向上や健康の増進、こども世代との交流の場として市内に5か所あります。健康で明るい生活を営み、生きがいの充実や仲間の輪を広げる場としてご利用ください。センターには、大広間、和室、囲碁将棋室・会議室(研修室)などがあります。

- 福井多世代交流センター**
東福井二丁目23-22 ☎643-1300
- 西河原多世代交流センター**
西河原二丁目17-4 ☎623-9343
- 葦原多世代交流センター**
新和町21-27 ☎637-2422
- 沢池多世代交流センター**
南春日丘五丁目1-8 ☎624-1177
- 南茨木多世代交流センター**
東奈良三丁目16-14 ☎632-0101

高齢者活動支援センター シニアプラザいばらき

桑田町24-21 ☎632-7411

高齢者の趣味、教養、娯楽の活動場所を提供するだけでなく、地域活動や社会参加を支援するなど、さまざまな事業を行っていますので、ぜひご利用ください。



障害福祉センター ハートフル

片桐町4-26 ☎620-9818

障害のある人もない人も「共に生きる」社会の実現に向け、住み慣れた地域での生活を支援するための拠点施設です。障害者やその家族のさまざまなニーズに対応する施設として、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や創作的活動の機会の提供、機能訓練や社会適応訓練、機械・介護入浴サービス、障害のある人となない人の交流を目的とした各種講座などを行っています。

また、自主的な団体活動ができる会議室や、音楽室などの貸室も行っています。

休 所 日 日・月曜日(貸室は日曜日も実施)、祝日、
12月29日～翌年1月3日



保健福祉センター

地域の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、世代や分野を問わない保健と福祉に関するさまざまな相談を受け、解決に向けて取り組むための施設です。



東保健福祉センター

- 東保健福祉センター**
西河原二丁目17-4 西河原多世代交流センター内 ☎621-3371
- 西保健福祉センター**
南春日丘五丁目1-8 沢池多世代交流センター内 ☎645-5011
- 南保健福祉センター**
新和町21-27 葦原多世代交流センター内 ☎630-2550
- 中央保健福祉センター**
片桐町4-26 障害福祉センター ハートフル内 ☎620-0081

開所時間 午前8時45分～午後5時15分

休 所 日 土・日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日

対象地区 東圏域(太田・西河原・三島・庄栄・東・白川小学校区)
西圏域(春日・郡・畑田・沢池・西・春日丘・穂積小学校区)
南圏域(天王・東奈良・玉櫛・水尾・玉島・葦原小学校区)
中央圏域(茨木・中条・大池・中津小学校区)
※北圏域は、今後整備予定です。





子育てすこやかセンター

沢良宜浜三丁目12-5 ☎663-1000

地域の子育て支援拠点として、乳幼児や保護者の交流の場を提供しているほか、子育て相談、情報提供、一時的な乳幼児の預かりなどを実施しています。

開館時間 午前9時～午後5時

休館日 土・日曜日、祝日、12月28日～翌年1月4日
(ただし、一時保育は土曜日も実施)

地域子育て支援センター

上記子育てすこやかセンターと市内5か所に設置されている地域子育て支援センターでは、子育て講座や親子で参加するいろいろな事業を通じて、地域の子育てを支援しています。

ほづみ保育園地域子育て支援センター

上穂積二丁目3-45 ☎627-5200

たんぽぽ学園地域子育て支援センター“ほわわ”

玉櫛一丁目3-1 ☎632-6669

地域子育て支援センターけいあい広場

新郡山二丁目2-20 ☎640-0202

未広認定こども園地域子育て支援センター

未広町8-27 ☎634-4708

子育てすこやかセンター 地域子育て支援センターちゃお

沢良宜浜三丁目12-5 ☎080-3466-1495



いのち・愛・ゆめセンター

一人ひとりの基本的人権が尊重される豊かな地域社会をつくるため、生活上のさまざまな相談や講習・講座など各種事業を実施しています。また、講習会や行事などに利用できる部屋の貸し出しも行っています。

開館時間 午前9時～午後9時30分

休館日 日曜日、祝日、12月28日～翌年1月4日

利用申込 窓口申込：休館日を除く
午前9時～午後5時
(システム申込は随時)

所在地 豊川いのち・愛・ゆめセンター

豊川四丁目4-28 ☎643-2069

沢良宜いのち・愛・ゆめセンター

沢良宜浜三丁目12-19 ☎635-7667

総持寺いのち・愛・ゆめセンター

総持寺二丁目5-36 ☎626-5660



沢良宜いのち・愛・ゆめセンター



豊川いのち・愛・ゆめセンター



総持寺いのち・愛・ゆめセンター

男女共生センターローズWAM (ワム)

元町4-7 ☎620-9920

WAM (women and men) は、女性と男性が共に尊重し合いながら性別にとらわれず、それぞれの個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざすための施設です。

各種講座や研修、図書・情報提供、各相談(女性・男性・キャリア・法律・仕事)等を実施しています。WAM事業へ参加する場合には保育を利用できます(有料)。ファミリールーム付きのワムホール(180席)、ローズホール、会議室(6人～66人)、和室、料理工房等は貸出も行っています。

交流サロンでは食事、読書、交流ができます。

開所時間 午前9時～午後10時(1階、2階は午後7時まで)

休所日 火曜日 12月28日～翌年1月4日

利用申込 窓口申込：休所日を除く午前9時～午後6時30分
(システム申込は随時)

詳細は、市ホームページで案内しています。



消防本部 消防署・分署

消防は、1本部1署、7分署の体制で、災害から「市民の生命・身体・財産」を守っています。

また、地域の消防団と消防本部が連携して消防活動を行っており、日々、地域防災力の向上に努めています。



所在地

消防本部	東中条町2-13	☎622-6955
消防署	//	☎622-6959
水尾分署	水尾三丁目18-15	☎638-1119
下井分署	下井町2-3	☎641-4141
下穂積分署	下穂積一丁目7-10	☎625-1402
西河原分署	城の前町1-10	☎627-0841
北辰分署	大字泉原38-8	☎649-3222
白川分署	白川二丁目11-1	☎635-5810
山手台分署	山手台二丁目2-23	☎649-0143
消防団本部	東中条町2-13	☎622-6956

火災・救急 は119番



☎622-9999

市内での火災の発生状況を
随時提供しています。

● 通報の仕方

【火災の場合】火事です。場所は茨木市〇〇町(〇丁目)〇番〇号です。
〇〇(家・車両)が燃えています。

通報者は〇〇(氏名)で、電話番号は〇〇〇〇〇〇です。

【救急の場合】救急です。場所は茨木市〇〇町(〇丁目)〇番〇号です。
〇〇(誰)が〇〇(病気の症状や、ケガの程度)の状態です。

通報者は〇〇(氏名)で、電話番号は〇〇〇〇〇〇です。

問合先 消防本部 ☎622-6955

環境衛生センター

東野々宮町14-1 ☎634-1627

多様なごみに対応でき、熔融残さ(スラグ、鉄分)を有効利用することができる高温熔融処理方式のごみ処理施設を昭和55年7月に建設しました。

平成8年3月には日量150トンの処理能力を持つ熔融炉2基を備えた第2工場を建設し、引き続き平成11年3月に第1工場の既設炉1基の更新を行いました。

また、し尿は前処理施設(43kℓ/日)で処理(希釈)し、下水道へ放流しています。



十日市浄水場

十日市町16-1 ☎643-6167

日々刻々と変化する使用水量をコンピュータにより需要予測し、貯水量や送水量等を最適にコントロールしています。また、各エリアごとに、給水末端水質を24時間自動計測するなど、安心・安全な水を安定して供給するためのシステムを構築し、総合的な水運用管理を行っています。





元茨木川緑地

田中町～横江二丁目

廃川となった全長約5キロメートルの茨木川を、グリーンベルト化して誕生した元茨木川緑地。桜をはじめ40種類以上、高木から低木までが植えられています。散策やジョギングなど、市街地の憩いの場として、なくてはならない存在となっています。



耳原公園

耳原三丁目

耳原大池と幣久良山^{てくら}のめぐまれた自然と豊かな景観をいかした公園です。

幣久良山周辺は日本庭園を、管理棟は公園では珍しい和風をイメージして整備し、滝や梅林、森の中の複合遊具や散策路があります。

耳原大池の中央部には中の島があり、池の周りのデッキからはバードウォッチングが楽しめます。また、緑の林を歩けば山野草、野鳥、昆虫に出会うことができます。



西河原公園

城の前町、西河原一・二・三丁目 ☎北623-8070 ☎南621-0615

多くの小鳥や昆虫が生息する公園です。四季折々にその表情を変える自然は、訪れる人を楽しませています。多目的グラウンド^(※)、テニスコート^(※)、遊具広場などを設けています。

また、北側は、平成24年に防災機能を備えた公園として拡張しました。さまざまな防災設備がそろっており、災害が発生した場合はグラウンドがヘリポートに、またベンチがかまどになるなどします。



水尾公園

水尾一丁目 ☎637-8775

高さ5メートルの築山^{つきやま}や大型の複合遊具などがあり、冒険性あふれる遊びが満喫できます。多目的広場や約450メートルのジョギングコースなども整備されています。春にはソメイヨシノなど、多くの美しい桜を鑑賞できます。



若園公園

真砂二丁目、若園町 ☎633-1764

テニスコート(6面)^(※)と多目的グラウンド^(※)、市の花バラを植栽した「バラ園」を設けています。園内には、バラ園全体が見渡せる展望所や噴水が設置され、約180種1,750株のバラは、春と秋の年2回美しい花を咲かせ、甘い香りを漂わせます。バラ園の休園日は火曜日です。ただし、最盛期の5月は無休で開園します。



※各公園のスポーツ施設の利用については15ページ参照

姉妹・友好都市

文化振興課… ☎620-1810

市では、国内外の都市との文化・スポーツ等の交流を通じ、市民相互の友好と親善を深めようと、姉妹・友好都市交流を行っています。

交流は、茨木市国際親善都市協会が活動主体となって、市民レベルでの友情の輪が着実に広がっています。



姉妹都市

アメリカ合衆国ミネソタ州 ミネアポリス市
昭和55年(1980年)10月22日 提携



ミネアポリス市街地

友好都市

中華人民共和国安徽省 安慶市
昭和60年(1985年)10月5日 締結



振風塔(長江沿岸の著名な石塔)

姉妹都市

香川県小豆郡 小豆島町
昭和63年(1988年)10月2日 提携(旧内海町)

小豆島町は小豆島の中央から東部に位置し、面積は95.59平方キロメートル、人口約12,700人の町で、平成18年3月21日に内海町と池田町が合併して誕生しました。オリーブ、石材の加工産業、しょう油・つくだ煮・そうめん等食品加工産業を中心に発展しています。

また、町内には、壺井栄の小説『二十四の瞳』の舞台となった岬の分教場や溪谷が美しい寒霞溪などがあります。



寒霞溪

歴史文化姉妹都市

大分県 竹田市
平成25年(2013年)11月16日 提携

竹田市は、大分県の南西部に位置し、面積は477.7平方キロメートル、人口約19,100人の市で、熊本県・宮崎県に隣接しています。古くは難攻不落の名城とされ、現在国指定史跡となっている岡城に入り岡藩の初代藩主となった中川秀成は、茨木城主中川清秀の次男です。岡城は、瀧廉太郎の「荒城の月」のモチーフになった場所としても広く知られているほか、阿蘇くじゅう国立公園の一角に位置する久住高原や高濃度炭酸泉で有名な長湯温泉や、竹灯籠が幻想的な「竹楽」などの催しがあります。



久住高原

小豆島町・竹田市の宿泊施設利用補助

小豆島町・竹田市との交流促進を図るため、両市町の宿泊施設を利用する市民の皆さんに対し、次のとおり宿泊費用の一部を補助します。

対 象 茨木市民

利用補助施設 両市町にある茨木市指定のホテル・旅館・民宿・ペンション、公共宿泊施設等(詳しくは文化振興課にお問い合わせください)

補 助 額 ●小豆島町 中学生以上(1泊分)2,000円 小学生(1泊分)1,500円
●竹田市 中学生以上(1泊分)5,000円 小学生(1泊分)3,000円
ただし、利用施設の料金が補助額に満たない場合、その利用額を補助額とします。

両市町とも、幼児に対する補助はありません

補 助 回 数 1人各市・町1泊分(4月1日～翌年3月31日)

利 用 方 法 各自で宿泊施設を予約後、宿泊の10日前までに申請書に必要事項を記入のうえ、文化振興課に提出してください。



姉妹・友好都市

住民登録

市民課 (3-①番窓口) … ☎620-1621

住民登録をすることによって“市民”として権利と義務が生まれます。適切な市民サービスを受けるため、必ず届出をしましょう。住民登録の届出をすると、茨木市の「住民基本台帳」に登録され、茨木市民となります。

住民基本台帳関係の届出

種 類	届出期間	場 所	届出人	届出に必要なもの
転 入 届 (茨木市に引っ越してきたとき)	引っ越した日から 14日以内	市民課	世帯主 または 世帯員	○転出証明書または、転入届の特例を受けるかたのマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ○転入者全員のマイナンバーカード、住民基本台帳カード(保有者のみ) ○転入者全員の在留カードまたは、特別永住者証明書(外国人住民のみ)
転 居 届 (市内で住所が変わったとき)	引っ越した日から 14日以内	//	//	○転居者全員のマイナンバーカード、住民基本台帳カード(保有者のみ) ○転居者全員の在留カードまたは、特別永住者証明書(外国人住民のみ) ○国民健康保険・後期高齢者医療等、被保険者証(加入者のみ) ○介護保険証(保有者のみ) ○こども医療証(保有者のみ)
転 出 届 (市外に引っ越すとき)	引っ越しをする日の 前日まで	//	//	○国民健康保険・後期高齢者医療等、被保険者証(加入者のみ)
世 帯 変 更 (世帯に変更があったとき)	変更があった日から 14日以内	//	//	○国民健康保険・後期高齢者医療等、被保険者証(加入者のみ)

- 外国人住民のかたも届出が必要です。○届出時に虚偽の届出を防ぐために、届出人の本人確認を行います。
- やむを得ず代理人が申請する場合は委任状が必要です。
- マイナンバーカードをお持ちの方の転出届はマイナンバーポータルから提出することができます。

戸籍登録

市民課 (3-②番窓口) … ☎620-1621

戸籍には夫婦や親子を単位として、人が生まれてから死ぬまでの間に起こった身分上の異動を記録しなければいけません。異動があった場合、戸籍登録の手続きをおこなってください。

戸籍関係の届出

種 類	届出期間	届出地	届出人	届出に必要なもの
出 生 届	出生の日から 14日以内	出生地、本籍地、届出人の所在地のいずれかの市区町村役場	出生子の父または母	届書(出生証明書を含む)1通、 母子健康手帳、 国民健康保険被保険者証 (加入者のみ)
死 亡 届 (死産届も死亡届と同じです) ※1	死亡の事実を知った日から 7日以内	死亡地、死亡者の本籍地、届出人の所在地のいずれかの市区町村役場	死亡者の親族、その他の同居者、家主、地主、後見人等、または家屋管理人	届書(死亡診断書を含む)1通
婚 姻 届 ※2	いつでも (ただし、届出のときから効力が生じます)	本籍地または所在地の市区町村役場	夫となる人と妻となる人 (成人の証人が2人必要)	届書1通

- ※1 ご遺族の負担を減らすため、手続きを一か所で受け付けるおくやみコーナーを設置しています。詳しくは51ページをご覧ください。
- ※2 婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届および認知届は、届出時に虚偽の届出を防ぐために、来庁者の本人確認を行います。これらの届出は、それぞれの事情により内容が異なりますので、市民課にお尋ねください。

印鑑登録

市民課 (3-①番窓口) … ☎620-1621

各種届出	必要なもの
印 鑑 登 録 申	登録する印鑑 (ただし、代理人が申請するときは本人自筆の委任状が必要)
印 鑑 登 録 廃 止 届	印鑑登録証、登録してある印鑑(紛失の時は不要) (ただし、代理人が申請するときは本人自筆の委任状が必要)
印 鑑 登 録 証 亡 失 届	登録してある印鑑 (ただし、代理人が申請するときは本人自筆の委任状が必要)
印 鑑 証 明	印鑑登録証、来庁者の本人確認書類

印鑑登録申請

茨木市に住民登録をされている15歳以上のかたは、1人1個に限り、印鑑登録ができます。登録申請は、印鑑登録申請書に印鑑を添え、本人が申請してください。ただし、ケガや病気などやむを得ないときは、代理人が申請できます。その場合は、本人自筆の委任状(23ページ参照)が必要です。

印鑑登録申請後、自宅に照会書を送ります。照会書の回答書欄に本人が、住所、氏名を記入し、登



録の印鑑を押して本人確認書類および回答書を持参してください。印鑑登録証をお渡しします。なお、この登録証は印鑑証明書をとるときに必要ですので、大切に保管してください。また、回答を代理人に依頼されるときは、回答書と委任状、本人および代理人の本人確認書類が必要です。

印鑑登録申請と同時に印鑑証明書の交付は原則としてできません。ただし、どうしてもお急ぎの場合は、平日に登録申請者が運転免許証やパスポートまたは官公署発行の身分証明書（顔写真入）等を提示されたときは、即日交付します。また、市内在住のかたの登録印を押印した保証書（市民課窓口に置いています）を提出された場合も同様です。

登録できない印鑑

朱肉を使わない印鑑や印鑑の文字、型によっては、登録できない場合があります。詳しくは市民課にお問い合わせください。

印鑑証明

印鑑証明書が必要なときは、市民課または北辰出張所へお越しください。印鑑登録証を必ずご持参のうえ、窓口にある印鑑登録証明交付申請書に必要事項（登録者の住所、氏名、生年月日等）を記入すれば、印鑑証明書をすることができます（来庁者の本人確認書類が必要です）。

〔注意〕印鑑登録証を無くしたり、忘れたときは、たとえ本人が実印を持って来た場合でも印鑑証明書の交付はできません。

印鑑登録廃止届

印鑑登録証（証明発行カード）・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（印鑑証明発行機能のついているもの）・実印（登録をしてある印鑑）を無くしたときは、事故防止のため、すぐに印鑑登録証亡失届または印鑑登録廃止届をしてください。

代理人がするときは、委任状が必要です。

■委任の旨を証する書面の書式例

委 任 状				
代理人	住所			
	氏名	生年 月 日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
区 分	印鑑登録申請			
	印鑑登録証亡失届			
	印鑑登録廃止届			
上記の旨を代理人として所定の申請権限を委任しました。				
令和 年 月 日				
（提出先）茨木市長				
住所 茨木市				
氏名				
年 月 日生 登録印				

※委任の旨を証する書面は、必ず本人が自署してください。

戸籍謄抄本や住民票の写しの交付

市民課（1番窓口）… ☎620-1621

戸籍謄抄本

戸籍謄抄本の交付の請求は、戸籍に記載されたかた、その配偶者、直系親族のかた、もしくは委任状を提出したかたに限りです。請求の際は、窓口に来られたかたの本人確認書類（マイナンバーカードや免許証等）の提示が必要です。

令和6年3月から、本籍が茨木市以外の戸籍の交付も請求できるようになりました（広域交付）。ただし、本籍が茨木市以外の戸籍を請求する場合、以下の点に注意してください。

- 本籍が茨木市以外の戸籍は謄本しか発行できません。
- 本籍が茨木市以外の戸籍は代理人による請求ができません。
- 本籍が茨木市以外の戸籍を請求する際、顔写真付の本人確認書類が必要です。
- 本籍が茨木市以外の戸籍の請求の受付時間は、月～金曜日（祝日除く）の午前9時～午後5時までです。
- 本籍が複数の市町村にまたがる場合、即日交付できません。

住民票の写し

住民票の写しの交付の請求は、本人または同一世帯のかた、もしくは委任状を提出したかたに限りです。請求の際は、窓口に来られたかたの本人確認書類（マイナンバーカードや免許証等）の提示が必要です。

住民票の写しは、プライバシーを保護するため、原則として「世帯主氏名」、「世帯主との続柄」、「本籍地」、「筆頭者氏名」を省略して交付します。（外国人住民のかたは、

「国籍・地域」、「在留情報」等も省略します。）また、「個人番号」、「住民票コード」記載の住民票の写しを代理人のかたが請求した場合、窓口で交付することができず、本人宛に郵送で交付します。

コンビニでの証明発行

■コンビニでの証明発行

【交付できる証明書】

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書（印鑑登録証や証明発行カードをお持ちのかたはコンビニでは発行できません）
- 戸籍謄抄本（本籍が他市にあるかたは、本籍地の市町村にお問い合わせください。）

【利用店舗】

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン、平和堂、各店舗（マルチコピー機が設置されていない店舗を除く）

【利用時間】

午前6時30分～午後11時

（12月29日から翌年1月3日を除く）

戸籍謄抄本は月～金曜日（祝日除く）の午前8時45分～午後5時15分

※システムメンテナンス等によりサービスを停止する場合があります。

※転出届を出した場合は、サービスを利用できません。

【利用方法】

利用には、証明発行機能が付いたマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードが必要





■主な証明書の手数料一覧

種 類	窓 口	コンビニ
住 民 票 の 写 し	300円	200円
印鑑登録証明書	300円	200円
戸 籍 謄 抄 本	450円	400円
除 籍 謄 抄 本	750円	
原 戸 籍 謄 抄 本	750円	
戸籍の附票の写し	300円	

パートナーシップ宣誓

人権・男女共生課… ☎620-1640

一方または双方がセクシュアルマイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係であると宣誓したことを市が証明する制度です。証明として、パートナーシップ宣誓書受領証を交付します。市の窓口等で受領証を提示することにより、婚姻関係に準じた取扱いを行う事務があります。詳しくは、人権・男女共生課までお問合せください。



パスポートの申請・交付

市民課(5-②番窓口)… ☎620-1618

取扱業務

申請受付(新規・切替新規・訂正新規・残存期間同一旅券)

■受け取りまでの期間

10日(土・日曜日、祝日、年末年始は含みません)

■受付時間

申請受付 月～金曜日 午前9時～午後4時30分
 受け取り 月～金曜日 午前9時～午後5時15分
 日曜日 午前9時～正午



北辰出張所取扱事務

☎649-2002

取り扱っている事務

大字泉原332-3

- ①住民異動(転入・転居・転出・世帯変更など)の届け(ただし、マイナンバーカード、住民基本台帳カードを利用した特例転入および特例転出を除く)
- ②印鑑登録の届出と印鑑証明書
- ③全部事項証明書・個人事項証明書(戸籍謄・抄本)住民票の写し(広域交付住民票の写しは除く)・身分証明書・独身証明書(茨木市に本籍がある方のみ)の交付
- ④納税証明、評価証明、所得証明の交付

日曜日の窓口をご利用ください

都合により平日の業務時間内に来庁できないかたのために、日曜日に窓口を開設しています。

(ただし、年末年始の日曜日は除きます)

■受付窓口 市民課①番窓口、③-1番窓口(印鑑登録申請のみ)

■受付時間 午前9時～正午

■取扱事務 印鑑の登録申請(即日交付不可)・回答、印鑑証明書、戸籍全部・個人事項証明書、住民票の写しの交付

※転入届等異動届および、住民票の写しの広域交付・マイナンバーカードに関する申請等については、受付していません

【マイナンバーカードのお受取り・電子証明書の更新】

都合により平日の業務時間内に来庁できないかたのために、第2・第4土曜日の翌日の日曜日に窓口を開設しています。

■受付窓口 南館9階マイナンバーカード交付特設会場

■受付時間 午前9時～正午(完全予約制)

■取扱事務 マイナンバーカードの交付・電子証明書の更新

■予約ダイヤル ☎622-0651、☎655-0162
(平日8:45～17:15)

※マイナンバーカードの申請等については受付していません

※電子証明書の更新はご本人様来庁に限りです

自動車臨時運行許可・
住居表示

市民課(5-①番窓口)… ☎620-1645

自動車臨時運行許可

未登録の自動車や検査証の有効期限の過ぎた自動車を新規登録検査・継続検査のため陸運支局等へ回送する場合などに、ナンバープレートを貸し出ししています。期間は5日間を限度として必要最小日数です。

住居表示実施区域での新築および改築等の手続き

新しく家を建てられたとき、または改築されたときは家屋1階平面図・配置図・付近見取図等を持参し、住居番号の付番手続きをしてください。

出産と育児

こども支援センター …… ☎624-9301

こども政策課(19番窓口)… ☎620-1625

妊娠したらまず第一に母子健康手帳

妊娠がわかったら妊娠の届出をし、母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳は妊産婦・乳幼児の健康状態の記録と保健・育児に関する情報を記載した手帳です。出産後、健康診査や予防接種を受けるときにも必要です。交付の際、保健師や助産師が母子健康手帳の使い方の説明や妊婦・子育ての相談に応じています。※外国語版もあります

届出先 こども支援センター

届出方法 事前予約制の手続きとなります。市ホームページ「妊婦届予約フォーム」からご予約ください。

持ち物 マイナンバーカードまたは本人確認書類(顔写真つきのものは1点、顔写真なしのものは2点)。マイナンバーカードがない場合は、市がマイナンバーを調べて妊娠届出書に記入することを同意していただきます。

妊娠・出産・育児のご相談は、おにクル「こども支援センター」へ

こども支援センターでは妊婦・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで対応し、必要なサービスにつなげます。

問合せ先

● こども支援センター

低体重児出生届(低出生体重児訪問指導)

赤ちゃんの出生体重が2,500g未満の場合はその旨を届け出ることが義務付けられています。

保健師等が電話や訪問にて、発育・発達の確認、養育に関するご相談等に応じています。

届出先 こども支援センター

届出方法 市ホームページおよび母子健康手帳別冊の二次元コードから届出が可能です。

出産費用でお困りのときは(助産制度)

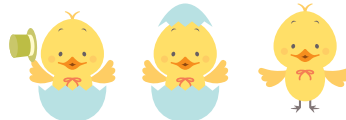
経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、入院助産に要する費用の一部を援助する制度です。ただし、その世帯の所得状況等により一定の制限があります。詳しくはこども政策課までお問い合わせください。

未熟児養育医療費助成制度

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を助成します。助成を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。なお、世帯の所得税額に応じて自己負担金が生じます。

助成対象 市内に居住する乳児で、次のいずれかの症状を有するもの。①出生時体重が2,000g以下の未熟児、②生活力が特に弱く、黄疸や呼吸器循環器系、消化器系等に一定の症状を示す乳児。

申請手続 医師の意見書、健康保険証、所得確認に係る同意書(令和6年1月2日以降の転入者に限る)を持って、こども政策課で手続きをしてください。



母子保健事業

こども支援センター …… ☎624-9301

◆「パパ&ママクラス」

内容 保健師・助産師等による出産後のママの体とこころの変化、赤ちゃんとの生活等についての講義、沐浴体験、参加者同士の交流

◆妊産婦および乳幼児健康診査

＜委託医療機関で実施＞

妊婦・産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、乳児一般(1か月児)健康診査、乳児後期健康診査(9か月～1歳未満)

＜こども支援センターで実施＞

4か月児健康診査、1歳8か月児健康診査(歯科健診含む)、2歳3か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査(歯科健診等含む)等

◆妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導

内容 助産師・保健師による対象者宅への訪問による相談

◆新生児聴覚検査費用助成

内容 3人以上の児童を養育している世帯の第3子以降の児童または住民税非課税世帯の児童が受検する、新生児聴覚検査の費用を助成

対象者 令和6年4月1日以降生まれであって検査日及び申請日において本市に住民票のある、以下のいずれかに該当する児童

- 第3子以降の児童
- 申請日において住民税非課税世帯に属する児童

対象検査 生後6か月未満に初めて受検する以下の検査

- 自動聴性脳幹反応(AABR)検査(ABR検査を含む)
- 耳音響放射(OAE)検査

助成額及び回数 受検者1人につき5,000円を上限に助成(1回のみ)

申請方法 検査を受けた児童が満1歳になる前日までに、こども支援センター窓口(おにクル2F)で、必要書類を添えて費用助成の申請をしてください。

◆離乳食講習会および幼児食講習会

内容 講義等

申込方法 市ホームページにある申込フォームからお申込みください。

◆不育症治療費助成

妊娠をしても、流産、死産等を繰り返す不育症について、専門の医療機関での治療費の一部を助成しています。

対象者 次の全ての要件を満たす夫婦

- ①治療日・申請日ともに本市に住民登録がある
- ②申請日の1年以上前から本市に住民登録がある
- ③申請日において婚姻関係にあること（事実婚を含む）
- ④医療保険の被保険者または被扶養者
- ⑤申請日において市税を滞納していない

助成内容 1回の妊娠にかかる治療期間につき保険適用外の費用（検査費用等除く）の2分の1（上限30万円、1,000円未満切り捨て）

備考 夫婦1組につき3回まで助成、要事前問い合わせ、国が先進医療として告示している不育症検査費用の助成は大阪府が実施しています。（詳細は府ホームページ参照）

申請方法 治療期間の終了日から6か月以内に、申請書と医療機関証明書（市ホームページからダウンロード）、領収書・明細書、夫婦の保険証と印鑑、申請者名義の預金通帳等を持って、子ども支援センターへ申請してください。

- 待機児童保育室あゆみ 学園町2-1
☎636-7731
- ※令和7年度移転予定 移転先：春日三丁目13-5
- 待機児童保育室みらい 西河原二丁目16-17
☎620-6091

認定こども園

認定こども園とは、小学校就学までのこどもに教育・保育を一体的に行う施設です。

■保育部分

保護者が仕事をしているなどの理由で、ご家庭で保育ができないこどもを保育します。

利用手続 利用の申込みはインターネットにて受け付けています。保育所等と同様の手続が必要です。

利用者負担額 左段、保育所等を参照。

■教育部分

3歳から小学校就学までの幼児で、保護者の就労状況などにかかわらず利用できます。

●市立認定こども園

入園手続 毎年9月に「広報いばらき」などを通じて、入園申込書の交付日、受付日などをお知らせします。なお、入園申込者が定員を超過した場合、幼児の年齢に関わらず、抽選により入園予定者を決定します。詳しくは保育幼稚園事業課にお問い合わせください。

途中入園 年度の途中で入園を希望されるかたは、保育幼稚園事業課までお越しください。

ただし、該当園の定員に余裕がない場合は、欠員が生じるまで待機していただくか、空きがあれば、他の幼稚園または認定こども園に通園されるか選択していただきます。

利用者負担額 市民税所得割課税額に関わらず無償。

●私立認定こども園

入園手続 各施設で受け付けています。募集定員、受付期間等、詳しくは各施設にお問い合わせください。

利用者負担額 市民税所得割課税額に関わらず無償。

幼稚園

■市立幼稚園へ入園するとき

入園資格 市内在住の小学校就学の始期前2年から小学校就学までの幼児

入園手続 毎年9月に「広報いばらき」などを通じて、入園願書（5歳児）の交付日、受付日などをお知らせします。

途中入園 年度の途中で入園を希望されるかたは、保育幼稚園事業課までお越しください。

玉島幼稚園は令和7年度末で廃園のため、令和7年度は5歳児のみ入園受付をします。

利用者負担額 市民税所得割課税額に関わらず無償。

■私立幼稚園へ入園するとき

入園資格 満3歳から小学校就学までの幼児

入園手続 9月から各幼稚園で願書を配布。10月から願書受け付けが始まります。募集定員、受付期間等、詳しくは、各幼稚園にお問い合わせください。

保育所等・ 認定こども園・幼稚園

保育幼稚園事業課(21番窓口)…☎620-1638

保育所等(保育所、小規模保育事業所・ 事業所内保育事業所)

■保育所等に入るために必要な手続

保育所等は、保護者が仕事をしているなどの理由で、ご家庭で保育ができないこどもを保育する施設です。

利用手続 保育所等への利用申込みは、インターネットにて受付しています。

インターネット申込受付及び問診を受けることで手続き完了となります。

申込にあたり、保護者それぞれの「保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）」の写真添付が必要です。

※「保育を必要とすることを証明する書類」は保育幼稚園事業課、各保育所等または保育幼稚園事業課のホームページに所定の様式を用意しています。

詳細は保育幼稚園事業課にお問合せください。

利用者負担額 保護者の市民税所得割課税額により利用者負担額が決定されます（4月～8月分は前年度市民税所得割課税額、9月～翌年3月分は当該年度市民税所得割課税額）。

ただし、3～5歳児の利用者負担額は、市民税所得割課税額に関わらず無償となります。

■待機児童保育室

認可保育所等を待機になられたこどもを対象に、待機児童保育室を運営しています。入室を希望される場合はインターネットにて申込みを受付しています。



子育て支援

こども政策課（19番窓口）… ☎620-1625

子育て支援課（こども支援センター）… ☎624-9301

学童保育課（23番窓口）… ☎620-1801

おにクルぶっくぱーく………… ☎622-2476

子育て支援施設については6・18ページ参照

児童手当

児童手当は、高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）までの児童を養育しているかたに支給されます。詳しくはこども政策課までお問い合わせください。こどもが生まれたり、他の市町村から転入したときは、申請が必要です。原則として申請した月の翌月分の手当から支給します。

支給額

支給対象児童		児童手当の額 (1人当たりの月額)
3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降(※)	30,000円
3歳～高校生年代	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降(※)	30,000円

※22歳に達した日以後最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降

こども医療費の助成制度

こどもの健全な育成に寄与し、児童福祉の向上を図ることを目的に、こども医療費の一部を助成します。

助成対象 市内に居住し、健康保険に加入している18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童。

助成範囲 入院および通院にかかる保険診療医療費の患者自己負担額から一部自己負担金を除いた額。ただし、高額療養費、家族療養附加金を差し引いた額。

申請手続 健康保険証、所得確認に係る同意書(令和6年1月2日以降の転入者に限る)を持って、こども政策課で手続きをしてください。

児童発達支援センター「あけぼの学園」

毎日通園

発達に支援が必要な幼児を対象に必要な療育を行い、成長・発達を促すことを目的としています。通園バスによる園児のみの単独通園が原則です。

対象 3歳～就学前、発達に支援が必要であること、日々の通園が可能であること

時間 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日、12月29日～1月4日は休園）

問合せ先 ☎627-6010

地域支援

保育所等訪問支援

訪問を通じて集団生活をスムーズに送れるように、お子さんと訪問先スタッフへの支援をおこないます。

対象 集団生活をしている（する予定の）児童

障害児相談（電話・面接・訪問）

専門相談員、心理判定員等による発達に支援の必要な子どもに関する相談（面接は要予約）

時間 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休園）

問合せ先 ☎626-0105

児童発達支援事業所「すくすく親子教室」

早期療育を必要とする乳幼児が集団生活に適用できるよう、個々に適切な療育支援、相談を行います。

対象 1歳8か月、3歳6か月健康診査後の療育が必要なこども。就学前の療育が必要なこども

時間 午前9時～午後5時（日・月曜日、祝日、12月29日～1月3日は休室）

問合せ先 ☎620-9817

学童保育

市立小学校（忍頂寺・清溪小学校を除く）に学童保育室を開設しています。

忍頂寺・清溪小学校の児童は、山手台学童保育室をご利用いただけます。詳しくはお問い合わせください。

時間 平日の授業終了後から午後5時まで、土曜日・学校休業日は午前8時15分から午後5時まで（保護者などの迎えを条件に午後7時まで延長申込可）

入室資格 次の条件を全て満たすかた。①市立小学校または府立特別支援学校（保護者の送迎が可能な場合に限る）に在籍する、小学1年～3年生の児童（3年生から継続して入室している支援学級または特別支援学校に在籍する児童は6年生まで）。②午後5時ごろまで、保護者が就労などにより家庭に不在の状態が月15日以上、3か月以上継続する児童。

入室手続 ①一斉受付：10月に「広報いばらき」などを通じて、申請書類の配付開始日、受付日などをお知らせします。

②年度途中での入室：申請書等の書類を市役所学童保育課にご提出ください（郵送可）。

一時保育スマイル

家庭での保育が困難となった場合、子どもを一時的に保育します。

対象 市内在住の生後3か月から就学前の子ども

利用要件 保護者の疾病、リフレッシュ、通院、傷病、看護、介護、出産、冠婚葬祭、学校・地域行事、就労等

利用時間 月～日曜日 午前8時半～午後6時

休館日 第2・第4月曜日（祝日と重なった場合は翌火曜日）12月29日～1月3日

問合せ先 ☎622-5564



出前型一時保育

市内の登録団体が主催する講演会・講座等において一時保育を実施する場合、希望に応じて保育従事者を派遣します。

問 合 先 ☎070-4566-8883

子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事の都合等で、一時的に家庭で養育が困難になった児童等を、児童福祉施設で一定期間預かります。

ショートステイ（緊急一時預かり）

宿泊を伴う7日以内

トワイライトステイ（夜間の預かり）

仕事で帰宅が夜間にわたる場合（おおむね午後4時～10時まで）

詳しくはこども支援センターまでお問い合わせください。

産前・産後ホームヘルパー派遣事業

産前・産後に家事や育児が困難かつ、日中に援助者がいない家庭にホームヘルパーを派遣します。

対 象 母子健康手帳交付後から産後1年以内の人

内 容 利用者が在宅の時に家事援助、育児の補助をします。詳しくはこども支援センターまでお問い合わせください。

つどいの広場

市内には、乳幼児をもつ子育て中の親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で子育てや育児について語り合うことができる「つどいの広場」があります。

気軽にご利用ください。★は一時保育実施

森 の ひ ろ ば	水尾三丁目16-25	☎637-5550
こえんひろば★	総持寺一丁目17-21-101	☎050-1070-0878
あいあい広場★	天王二丁目10-20	☎646-8715
ちゃちゃはうす★	下穂積一丁目6-21-103	☎664-6331
ぽっぽかすが★	春日一丁目1-23	☎631-8383
ふくろう広場★	西福井一丁目13-2-1F	☎643-2968
るんぴに広場★	東太田二丁目9-32	☎601-4989
あっぶるはうす	彩都あさぎ二丁目1	
	コミュニティ棟1階	☎641-3988
きゅーぴーはうす	橋の内二丁目12-28-201	☎638-7571
ほしのこひろば	平田二丁目9-2-105	☎647-7438
ななつ星きらひろば	山手台七丁目2-20	☎629-6889
ぱれっとひろば大池★	舟木町16-35	☎665-6056
Happy Room	南春日丘五丁目1-8	
	（沢池多世代交流センター内）	☎624-3710
第2ほしのこひろば	真砂玉島台9-27	
	（真砂玉島台自治会館）	☎646-6666
ふくろニコニコ広場★	南耳原一丁目5-13-103	☎601-2991
さんさんひろば	総持寺駅前町1-3-207	☎657-8188
森のどんぐりひろば	東奈良一丁目3-13-104	☎655-1656
ふわふわのおうち★	豊川一丁目34-3	☎641-8857
てんとうむしひろば	西駅前町6-36-202	☎657-7720
mintひろば	大手町8-19前田ビル3F西側	☎090-2942-4257
ツキノワ	西中条町3-39-3NKビル2階	☎090-3582-3023
あんじゅ	新堂2丁目2-5コムシェいばらき佳のか内	☎070-5362-8204

おにクルイベント保育

おにクル内で行われるイベント開催時に主催団体を対象に乳幼児を一時的に預かります。

詳しくはこども支援センターにお問い合わせください。

こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月未満の赤ちゃんがいる全ての家庭を市の保育士等が訪問し、赤ちゃんの様子などをお聞きします。また、子育てに役立つ情報などもお届けします。生後2か月頃に案内はがきを送付し、各家庭を訪問します。子育てについて、お気軽にご相談ください。詳しくはこども支援センターにお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、育児の手助けをしてほしい人（生後3か月から小学生まで）と、手助けできる人が、相互援助活動を行う会員組織です。入会には、説明登録会の受講が必要です。説明登録会の日程・予約はファミリー・サポート・センターへお問い合わせください。【問合先】☎620-7101

ブックスタート事業

こども支援センターで4か月児健康診査を受診する乳児と保護者を対象に、絵本を開く楽しい経験をもってもらえるよう、いろいろなメッセージとともに、絵本と読書記録帳をプレゼントしています。詳しくはおにクルぶっくぱーくにお問い合わせください。

ひとり親・寡婦(夫)家庭・若者支援

こども政策課(19番窓口)… ☎620-1625

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。

対 象 者 母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている者で、高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者
※受講する前に必ずこども政策課のひとり親自立支援員に相談してください。

ひとり親自立支援員、母子・父子・寡婦福祉資金貸付

こども政策課では、月～金曜日にひとり親自立支援員が相談に応じています。

母子家庭・父子家庭・寡婦のかたの身の上相談や生活安定、自立のための相談および離婚前の相談を受けます。

また、自立のために技能を習得するための資金、こどもを進学させるための資金、転居資金などにお困りのかたは、ご相談ください。

児童扶養手当

母子家庭、父子家庭、父（母）が重度の障害者であって18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童（児童に障害がある場合は20歳未満）を養育している母（父）、または養育者に支給されます。

公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償ほか）を受給している場合、年金額が児童扶養手当額を上回るときは、手当の支給はありません。

※この制度には所得制限があります。

ひとり親家庭の医療費助成制度

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、医療費の一部を助成しています。

助成対象 健康保険に加入している母子家庭、父子家庭、父親が重度の障害者であって18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童を養育している母親、母親が重度の障害者であって18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童を養育している父親、または養育者とその児童の医療費の一部を助成します。

※この制度には所得制限があります。

助成範囲 入院および通院にかかる保険診療医療費の患者自己負担額から一部自己負担金を除いた額。ただし、高額療養費、家族療養附加金を差し引いた額。

申請手続 健康保険証、所得確認に係る同意書（令和6年1月2日以降の転入者に限る）、児童扶養手当証書（児童扶養手当受給者に限る）、年金証書（年金受給者）等を持って、こども政策課で手続きをしてください。

JR通勤定期乗車券の割引制度

児童扶養手当を受給している世帯の世帯員が、JRを利用して通勤している場合、3割引きで購入できます。

手続 児童扶養手当証書、本人の写真（たて2.5cm×よこ2cm、6か月以内に撮影したもの）を持参し、こども政策課で手続きをしてください。

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または、父子家庭の父で、市が承認した教育訓練給付講座を受講し、修了した場合、経費の60%（12,000円以上200,000円以内。ただし、専門実践教育訓練講座は12,000円以上1,600,000円以内。）を支給します。

※雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有しているかについては、自立支援教育訓練給付金の支給決定額から教育訓練給付金の額を差し引いた額となります。

対象者 次の条件をすべて満たす人

- ①母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている者であること
- ②教育訓練講座を受けることが適職に就くために必要であること
- ③以前にこの給付金を受けていないこと

対象講座 教育訓練給付の指定講座

受講する前に必ずこども政策課のひとり親自立支援員に相談してください。

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または、父子家庭の父で、高等な技能取得のため6か月以上養成機関で修業する場合に、修業期間の一定期間（上限4年）について、高等職業訓練促進給付金を支給します。高等職業訓練給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了するかたが引き続き、看護師資格を取得するために養成機関で修業する場合は、通算4年間を超えない範囲で支給します。

対象者 次の条件をすべて満たす人

- ①児童扶養手当の支給を受けていること、または同程度の所得水準であること
- ②養成機関において6か月以上の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ③就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者であること
- ④以前に同様の給付金を受けていないこと

対象資格 ①看護師（准看護師含む）②介護福祉士③保育士④理学療法士⑤作業療法士⑥歯科衛生士⑦美容師⑧社会福祉士⑨製菓衛生師⑩調理師 ※6か月以上の訓練を通常必要とする民間資格等の取得も対象

受講する前に必ずこども政策課のひとり親自立支援員に相談してください。

養育費確保等支援事業補助金

離婚後の児童扶養手当受給者等の確実な養育費の受け取りを支援するため、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成費用や、養育費保証契約に係る保証料を補助します。

内容 児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある市民

対象者 【公正証書等作成費】公証人手数料や、家庭裁判所の調停申し立て、または裁判に要する収入印紙代等を補助（上限3万円）

【養育費保証料補助】保証会社との養育費保証契約締結に係る保証料を2年分（初年度は養育費1月分、翌年度は0.5月分）補助（上限5万円、翌年度は上限2万5千円）

大学奨学金利子補給事業

申請する前年の10月1日から申請する年の9月30日までに返還した奨学金の利子額（上限20,000円）を10年間給付します。（2年目以降要継続申請）詳しくはこども政策課へお問い合わせください。

ユースプラザ

おおむね中学生～39歳までのこども・若者が、社会経験や交流、自学自習、相談ができるほっと一息つける場所です。5か所どこでも無料で利用できます。不登校・ひきこもり等の保護者相談やセミナー、交流会も実施しています。お気軽にお問い合わせください。

（52ページのこども・若者相談参照）

市税

資産税課(11番窓口) … ☎620-1615
市民税課(12番窓口) … ☎620-1614
収納課(13番窓口) … ☎620-1616

皆さんに納めていただく市税は、市の財政の基礎です。市税には、市民税(個人・法人)や固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税などがあり、固定資産税、市民税が大きな割合を占めています。

市税の相談

各種市税の相談は各課にお問い合わせください。
市民税課…市民税(個人・法人)・軽自動車税
資産税課…固定資産税・都市計画税
収 納 課…市税および一般廃棄物処理手数料の納付全般

市民税(個人分)

問合先 市民税課

【納めるかた(納税義務者)】

- (1) その年の1月1日現在、市内に住所があるかたで、前年中に一定の所得があったかた
- (2) 市内に住所がなくても、事務所、事業所または家屋敷を市内に所有しているかたで、前年中に一定の所得があったかた

【申告が必要なかた】

その年の1月1日現在、市内に住所があるかたで、市民税が課税になるかたは、3月15日までに前年中の所得等を申告しなければなりません。

【申告する必要のないかた】

- (1) 所得税の確定申告をしたかた
- (2) 前年の収入が給与、公的年金のみで、支払者から支払報告書が市に提出されているかた
ただし、(2)のかたで各種控除(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除等)を変更する場合は申告してください。

軽自動車税(種別割)

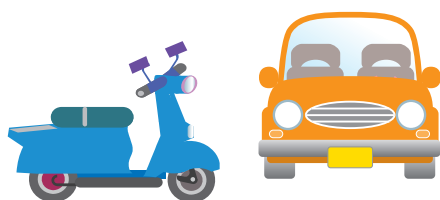
問合先 市民税課

【納めるかた(納税義務者)】

毎年4月1日現在、市内でオートバイや軽自動車等を所有しているかた

【申告】

軽自動車等の登録や廃車、譲渡の手続きは右上表の申告先で行ってください。



車種区分	申告先
原動機付自転車 (総排気量125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕用・その他)	市役所 市民税課諸税係 茨木市駅前三丁目8-13 ☎620-1614
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 ☎050-3816-1841
大型特殊自動車 普通自動車、小型自動車 小型二輪車 (総排気量250cc超) 軽二輪車 (総排気量125cc超 250cc以下)	大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12-1 ☎050-5540-2058

固定資産税・都市計画税

問合先 資産税課

【納めるかた(納税義務者)】

その年の1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産の固定資産を所有しているかた

【税 額】

- 固定資産税(税率1.4%)
土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計×税率
- 都市計画税(税率0.3%)
土地・家屋の課税標準額の合計×税率

【免税点】

同一人の所有する固定資産のそれぞれの課税標準額の合計が、次の金額に満たないときは、課税されません。

①土地30万円、②家屋20万円、③償却資産150万円

固定資産評価審査委員会

問合先 市民税課

固定資産課税台帳に登録されている価格に不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。詳しくは固定資産評価審査委員会事務局(市民税課内)にお問い合わせください。

市税の納期限

問合先 収納課

納期限はそれぞれの月の末日です。ただし、納期末日が土曜日・休日等にあたる場合は、その翌日が納期限になります。

納期限を過ぎて納付がない場合は、督促手数料、延滞金が加算される場合がありますのでご注意ください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市・府民税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税		1期		2期		3期			4期			
軽自動車税 (種別割)		全期										

口座振替制度

問合先 収納課

市税（個人の市民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割））の口座振替制度を行っています。利用ご希望のかたは、預金通帳、届出印、納税通知書をご持参のうえ、取扱金融機関に備え付けの申込用紙にて、お申し込みください。また、収納課でも受付しています。なお、ご自宅などへ申込用紙を郵送することもできますので、収納課にお問い合わせください。

市税のコンビニ納付

問合先 収納課

個人の市民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税および軽自動車税（種別割）については、金融機関に加え、コンビニでも納付できます。取扱店は納税通知書をご参照ください。

コンビニでの納付は、1件あたりの税額が30万円を超えるもの、バーコードがないもの、納期限を過ぎたものは利用できませんので、ご注意ください。

市税のキャッシュレス決済

問合先 収納課

個人の市民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税および軽自動車税（種別割）は、インターネットバンキングやクレジットカード納付、スマホ専用アプリ等での納付が可能です。納付書に記載されているバーコードとeL-QRで、利用できる決済手段や利用方法が異なります。また、利用する決済手段によっては別途手数料が発生するものや、支払い上限額が決まっている場合等がありますので、利用要件・決済方法等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

税関係の証明

問合先 市民税課

税関係の各種証明は市民税課12②番窓口で取り扱っています。

証明の種類

所得証明書（課税証明書、非課税証明書）、評価証明書、公課証明書、納税証明書、租税特別措置法施行令の規定に基づく住宅用家屋証明書

また、次の証明書をコンビニで発行しています。

コンビニで発行できる証明書の種類

所得証明書（課税証明書、非課税証明書）、市・府民税納税証明書

利用店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン、平和堂、各店舗（マルチコピー機が設置されていない店舗を除く）

利用時間

午前6時30分～午後11時（12月29日から翌年1月3日を除く）

利用方法

利用には、サービス利用申請を行ったマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードが必要

産業・労働

商工労政課 … ☎620-1620

融資あっせん

中小企業の皆さんに、融資制度を設けているほか、府の制度融資の相談も行っています。

また、制度によって融資にかかる信用保証料や利子の補助も行っています。

詳しくは市ホームページ(<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/>)をご覧ください（相談・申し込みは商工労政課へ）。

産業情報サイト（あい・きゃっち）

市では、市内の登録事業所（企業やお店）を紹介するサイト（<https://www.i-catch.city.ibaraki.osaka.jp/>）を開設しています。ビジネスやショッピングの情報が満載ですので、ぜひご覧ください。

労働者福祉

市では、労働者の福祉向上などを図るため、次の活動をしています。

種 類	内 容
仕事なんでも相談 (52ページに掲載)	毎週火～木曜日に相談員が就職に向けた支援や労働問題の解決に向けたアドバイスを行います。
労働者福祉	勤労者のスキルアップを図るセミナーや働きやすい労働環境の実現を図るためのセミナーなどを開催しています。
再就職支援 助成金	市民の雇用の促進と安定を図るため、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講した失業中または、非正規雇用の市民に、受講費用の一部を助成しています。
就職サポート 事業	さまざまな要因による就職困難者の就労を支援するため、相談や就職面接会、講習会事業等を行っています。

農 林

農林課 … ☎620-1622

里山センターについては11ページ参照。

市民農園

市では、自然にふれあい農作物を育てる喜びを体験する場として、市内5か所に市民農園を開設しています。利用希望者の募集は、広報いばらき及びHPでお知らせします。

- ◎ 銭原ふれあい農園（大字銭原）
- ◎ 総持寺ふれあい農園（総持寺二丁目）
- ◎ 山手台ふれあい農園（山手台二丁目）
- ◎ 彩都やまぶきふれあい農園（彩都やまぶき五丁目）
- ◎ 彩都東ふれあい農園（彩都やまぶき四丁目）



市税・産業

国民健康保険(国保)

保険年金課(7番窓口)… ☎620-1631

市に住民登録(外国人を含む)のあるかたは、国保に加入しなければなりません。

ただし、国保以外の医療保険(職場の健康保険・後期高齢者医療制度・国保組合など)に加入しているかたや生活保護を受けているかたおよび在留期間が3か月以下の短期滞在の外国人のかたは国保に加入できません。

届出

国保の届出…届出は異動のあった日から14日以内にしなければなりません。届出が遅れると、保険料をさかのぼって納めていただくほか、その間、病気やケガをしたとき保険診療が受けられない場合があります。

届出内容	こんな時は14日以内に手続きを	手続きに必要なもの
国保にはいる場合	転入したとき	印鑑、ほかの市区町村の転出証明書
	職場等の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、被保険者証または資格確認書、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止通知書
国保をやめる場合	転出するとき	印鑑、被保険者証または資格確認書
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、被保険者証または資格確認書、職場の健康保険に加入したことを証明するもの
	死亡したとき	印鑑、被保険者証または資格確認書、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、被保険者証または資格確認書、保護決定通知書
そ の 他	市内で住所が変わったとき	印鑑、被保険者証または資格確認書
	世帯主が変わったとき	印鑑、被保険者証または資格確認書
	世帯の合併、分離のとき	印鑑、被保険者証または資格確認書
	被保険者証または資格確認書をなくしたとき	印鑑、身分を証明できるもの
	修学により、他の市町村に転出するとき	印鑑、在学証明書、被保険者証または資格確認書

※上記のほかに、届出には、「世帯主」と「手続きの対象となる人」のマイナンバー、本人確認できるものがが必要です。

※印鑑は世帯主自署の場合は不要です。

●療養の給付

病気やケガで被保険者証等を提示して医師の治療を受けたとき、自己負担の3割(年齢と所得により異なります)を病院等の窓口で支払っていただくと、あとの7割は国保から医療機関へ直接お支払いします。

なお、入院時の食事代など別途自己負担があります。

●療養費

事故や旅先などで被保険者証等を持たずに診療を受け医療費の全額を支払ったとき、また治療用装具の代金を支払ったときは保険年金課へ申請していただきますと、審査のうえ、保険給付分を療養費として支給します。

●出産育児一時金

被保険者が出産したとき、世帯主に1児につき最大50万円(産科医療補償制度加入医療機関以外での出産の場合は異なります)を支給します。妊娠4か月(12週)以上の場合は、流産や死産でも支給されます。

また、出産費用のうち、出産育児一時金の額を限度として、市から直接医療機関へ支払う直接支払制度があります。

●葬祭費

被保険者が亡くなられたとき、葬祭を行ったかたに5万円支給します。

●高額療養費

被保険者が保険診療を受け、医療費の自己負担額が一定の限度額を超える場合は、高額療養費が支給されます。

また、マイナ保険証または限度額適用認定証(申請が必要)を医療機関に提示することにより、同じ医療機関でひと月の自己負担額が一定の額までとなります。ただし、保険料の未納がない場合に限りです。

●国保と交通事故

交通事故や暴行など加害者がいてケガや病気になったときは、その医療費は相手側の過失や責任の程度に応じて損害賠償していただくことになります。

本来、治療費は加害者が全額支払うのが原則ですが示談までの間でその支払いに支障がある場合、一時的に国保で受診していただき、その治療費を国保が立て替えることになります。

この時、被保険者は必ず「第三者行為による傷病届」を保険年金課に提出することが必要です。これに基づき国保はあとでこの費用を加害者から返してもらうことになります。



後期高齢者医療制度

保険年金課(6番窓口)… ☎ 620-1630

75歳(一定の障害があると認定された65歳)以上の高齢者を対象(生活保護受給者等を除く)とする保険制度です。運営は、府内43市町村で組織する「大阪府後期高齢者医療広域連合」が行いますが、保険料徴収や窓口業務などは市が行います。

被保険者となるかた

1. 75歳以上のかた
2. 65歳以上75歳未満のかたで、一定の障害(※)があると認定されたかた

- ※次の基準のいずれかに該当するかた
- ・身体障害者手帳1級～3級および4級の一部に該当
 - ・療育手帳A判定
 - ・精神障害者保健福祉手帳1、2級に該当
 - ・国民年金法等における障害年金1、2級に該当

	届 出	持 ち 物
1. 資格の取得 (75歳になるときは、届出の必要はありません。広域連合から自動的に被保険者証が送付されます)	府外から転入したとき	印鑑(本人自署の場合は不要)、負担区分等証明書
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑(本人自署の場合は不要)、保護廃止通知書、マイナンバーを確認するための書類(通知カード等)
	65～74歳で一定の障害となったとき	印鑑(本人自署の場合は不要)、障害者手帳・療育手帳等障害の程度がわかる証明書、マイナンバーを確認するための書類(通知カード等)
2. 資格の喪失	府外へ転出するとき	印鑑(本人自署の場合は不要)、被保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑(本人自署の場合は不要)、被保険者証、保護決定通知書、マイナンバーを確認するための書類(通知カード等)
	死亡したとき	印鑑(喪主自署の場合は不要)、被保険者証、葬祭費申請に必要な葬儀の確認できる領収書等、喪主の銀行口座情報がわかるもの
3. そ の 他	府内・市内で住所が変わったとき	印鑑(本人自署の場合は不要)、(被保険者証)
	世帯主や世帯構成が変わったとき	印鑑(本人自署の場合は不要)、被保険者証
	被保険者証をなくしたとき	印鑑(申請者自署の場合は不要)、窓口に来られるかたの身分を証明できるもの、マイナンバーを確認するための書類(通知カード等)

国民年金

保険年金課(8番窓口)… ☎ 620-1632

国民年金は、年をとったり、思わぬ病気やケガなどで収入が途絶えても、誰もが安心して生活を送れるよう社会全体で支え合う制度です。

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。

加入する人(被保険者)

●必ず加入する人(強制加入被保険者)

被保険者の種類	加入する人	保険料の納め方
第1号被保険者	自営業、自由業、農林漁業、学生、フリーター、無職の人など	日本年金機構から送付される納付書、口座振替、または、クレジットカードによる納付もできます。
第2号被保険者	会社員、公務員など	給料から天引きされます。
第3号被保険者	会社員、公務員などの第2号被保険者に扶養されている配偶者	第2号被保険者である配偶者が加入する厚生年金保険が負担します。

●希望で加入する人(任意加入被保険者)

- ①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- ②国外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ③年金受給資格がない65歳以上70歳未満の人(生年月日の制限あり)

基礎年金番号で届出を

基礎年金番号は変わりません。届出や申請の手続きには年金手帳または基礎年金番号通知書を忘れずに

保険料を納められないときは免除や納付特例の制度があります。

免 除 制 度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下であれば、申請することにより全額免除、または一部免除が承認されます。

納付猶予制度

学生を除く50歳未満のかたで、本人・配偶者の前年所得が一定額以下であれば、申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例制度

大学、専門学校、高等学校等の学生で、前年所得が一定額以下であれば、申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

●過去分の免除・猶予が受けられる期間は、申請時点の2年1か月前までです。●上記の免除や納付猶予、納付特例の承認期間があると、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額になります。なお、この期間については10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができますが、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、ご注意ください。

産前・産後期間の保険料免除制度があります。

- 対象となる人 … 第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人
- 免除期間 …… 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎児は3か月間前から6か月間)



保
険
・
年
金

就職・結婚・転職・退職など、こんなとき国民年金の加入種別も変わります。

被保険者の種別変更

こんなとき	被保険者の種別	届 出 先
20歳になったとき (年金未加入者)	未加入 ⇒ 1号	加入の通知が届かない場合のみ、 市役所 保険年金課
	未加入 ⇒ 3号	配偶者の勤務先を通じて年金事務所
会社等に就職したとき	1号 ⇒ 2号	勤務先を通じて年金事務所
	3号 ⇒ 2号	
配偶者が会社等に就職したとき	1号 ⇒ 3号	配偶者の勤務先を通じて年金事務所
	※2号 被保険者(厚生年金等加入者)は変更なし	
会社等を退職したとき (60歳未満の本人)	2号 ⇒ 1号	市役所 保険年金課
配偶者が会社等を退職したとき (扶養されている60歳未満の配偶者)	3号 ⇒ 1号	市役所 保険年金課
	※2号 被保険者(厚生年金等加入者)は変更なし	
結婚、退職により厚生年金 等に加える配偶者の扶養 となったとき	1号 ⇒ 3号	配偶者の勤務先を通じて年金事務所
	2号 ⇒ 3号	
離婚、収入増等で配偶者の 扶養からはずれたとき	3号 ⇒ 1号	市役所 保険年金課

すべての国民に共通する3つの基礎年金を給付します。

老齢基礎年金 原則10年以上の年金受給資格を満たした65歳以上の人

障害基礎年金 国民年金加入中や20歳未満または65歳未満に初診日のある病気やケガで障害の状態になった人

遺族基礎年金 死亡した人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」(子の年齢要件あり)

※受給資格等、保険年金課までご相談ください。

介護保険

長寿介護課(14番窓口) …………… ☎620-1637・1639

福祉総合相談課(16番窓口) …………… ☎655-2758

介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活ができるように社会全体で介護を支える制度です。介護サービスに必要な経費は、40歳以上のかたが納める保険料と市等が負担する公費でまかなわれています。

介護サービスの利用には、要介護認定が必要です。市に申請すると、調査・審査を経て必要な介護の程度(要介護度)が決まります。介護サービス利用者は、自身の能力の維持向上に努めながら、在宅サービスや施設サービス等が受けられます。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	65歳以上のかた	40～64歳の医療保険加入者
保険料の支払方法	●年金が月額15,000円以上のかたは原則、年金から引かれます ●それ以外のかたは、口座振替などにより直接市に納めます ●保険料は所得等によって異なります	医療保険分+介護保険分=医療保険料 ●国民健康保険加入者 国民健康保険料として市に納めます(国が2分の1を負担) ●健康保険・共済組合加入者 毎月の医療保険料として給料から引かれます(事業主が2分の1を負担)
給 付 対 象 者	●家事等の日常生活に支援が必要なかた ●寝たきり・認知症等で入浴、排泄、食事等の日常生活動作について常に介護が必要なかた	●初老期認知症や脳血管疾患等の老化に伴う疾病(16の特定疾病)により介護が必要なかた



介護保険で利用できる介護サービス

サービス	介護予防サービス(要支援1・2)	介護サービス(要介護1～5)
在宅サービス	●介護予防 訪問入浴介護 ●介護予防 訪問看護 ●介護予防 訪問リハビリテーション ●介護予防 居宅療養管理指導 ●介護予防 通所リハビリテーション(デイケア) ●介護予防 短期入所生活介護(ショートステイ) ●介護予防 短期入所療養介護(ショートステイ) ●介護予防 特定施設入居者生活介護 ●介護予防 福祉用具貸与(レンタル) ●介護予防 福祉用具購入費 ●介護予防 住宅改修費	●訪問介護(ホームヘルプサービス) ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 ●通所介護(デイサービス) ●通所リハビリテーション(デイケア) ●短期入所生活介護(ショートステイ) ●短期入所療養介護(ショートステイ) ●特定施設入居者生活介護 ●福祉用具貸与(レンタル) ●福祉用具購入費 ●住宅改修費
地域密着型サービス	●介護予防認知症対応型通所介護(デイサービス) ●介護予防小規模多機能型居宅介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム。要支援1のかたは利用不可)	●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●夜間対応型訪問介護 ●認知症対応型通所介護(デイサービス) ●小規模多機能型居宅介護 ●認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ●地域密着型通所介護(デイサービス) ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●看護小規模多機能型居宅介護 ●地域密着型特定施設入居者生活介護(※) ※令和6年4月1日現在未整備
施設サービス	—	●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設 ●介護医療院

要支援1・2の認定を受けた人がホームヘルプサービスやデイサービスを利用する場合は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用となります。

介護予防・日常生活支援総合事業

一人ひとりの状態に合わせた介護予防や生活支援のサービスを利用できます。詳しくは、長寿介護課またはお住まいの小学校区を担当する地域包括支援センターにお問い合わせください。

◆介護予防・生活支援サービス事業

対象 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられ、茨木市が事業対象者と決定した人、要支援1・2の認定を受けた人

費用 サービスの種類・内容に応じて利用者の負担額は変わります。

- 訪問型サービス
 - 訪問型サービスA
 - 訪問型サービスB
 - 短期集中栄養サポートプログラム
 - 訪問介護相当サービス
- 通所型サービス
 - 短期集中リハビリトレーニング
 - コミュニティデイハウス
 - 通所介護相当サービス
- その他の生活支援サービス
 - 栄養改善型配食

◆一般介護予防事業

対象 65歳以上の人

- はつらつ教室
- 短期集中運動教室
- はつらつ出張講座
- 街かどデイハウス
- コミュニティデイハウス ほか

地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者やその家族を、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となって、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支えます。

介護に関する相談や生活上の困りごと等があれば近くのセンターへ気軽にご相談ください。

名 称	電 話	担当小学校区
清溪・忍頂寺・山手台地域包括支援センター	649-1808	清溪・忍頂寺・山手台
茨木市地域包括支援センター天兆園	640-3960	安威・福井・耳原
茨木市地域包括支援センター常清の里	641-3164	豊川・郡山・彩都西
太田・西河原地域包括支援センター	631-5200	太田・西河原
三島・庄栄地域包括支援センター	631-5566	三島・庄栄
東・白川地域包括支援センター	636-8686	東・白川
春日・郡・畑地域包括支援センター	646-5685	春日・郡・畑田
沢池・西地域包括支援センター	625-6575	沢池・西
春日丘・穂積地域包括支援センター	646-5406	春日丘・穂積
茨木・中条地域包括支援センター	646-5399	茨木・中条
大池・中津 地域包括支援センター	697-8067	大池・中津
天王・東奈良地域包括支援センター	648-7071	天王・東奈良
玉櫛・水尾地域包括支援センター	652-5810	玉櫛・水尾
玉島・葦原地域包括支援センター	636-8000	玉島・葦原



保険・年金

高 齢 福 祉

長寿介護課(14番窓口) …… ☎620-1637

地域福祉課(15番窓口) …… ☎620-1634

福祉総合相談課(16番窓口) … ☎655-2758

高齢者向けサービス

サービスの種類 自 自己負担あり 所 所得制限あり	対象・内容	問合先 窓 口
緊急通報装置設置 自	緊急時に電話で連絡を取ることが困難なひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を設置。費用は本人および世帯員の前年分の所得金額により決定(月額無料~1,793円)	長 寿 介 護 課
シルバーハウジング生活援助員派遣 自	高齢者向けの府営住宅(シルバーハウジング)に、入居者の相談や緊急時に対応する生活援助員を派遣。家賃以外に所得に応じた費用負担が必要な場合あり(入居に関しては大阪府府営住宅高槻管理センター ☎072-685-1092)	
ひとり暮らし高齢者等日常生活支援 自	要介護1~5のひとり暮らし高齢者等に対して1か月当たり2回まで、1回30分以内の介護サービス外の軽作業を行う(利用料負担あり)	
高齢者こいっしょサービス 自	在宅の認知症高齢者が外出する際の付き添いや、病院通院時の院内介助、家族外出時の認知症高齢者の見守りを行う(利用料負担あり)	
高齢者福祉タクシー利用券 所	要介護1~5で生活保護受給または市民税非課税の在宅高齢者にタクシー利用券(1か月当たり4枚)を交付。1枚当たり上限500円を助成。1乗車当たり最大2枚まで利用可。	
紙おむつ等支給サービス 所	要介護3~5(要介護認定3の人は一部要件あり)の在宅高齢者で、紙おむつ等を使用し、生計中心者の市民税が非課税世帯のかたに紙おむつ・尿取りパッドと交換できる給付券(1か月上限5,000円)を支給(生活保護受給世帯は対象外)	
高齢者訪問理美容サービス出張費助成	在宅で生活する外出困難な要介護3~5の高齢者に対して、訪問による理美容サービスを受ける際の出張費を助成。(出張1回につき上限1,000円までの助成券を交付。交付枚数は、申請月により最大で年4枚)	
高齢者世帯家賃助成 所	市営・府営住宅以外で、家賃月5万円以下の賃貸住宅に居住している高齢者世帯に家賃の一部を助成(年齢要件、収入要件等あり)	
街かどデイハウス 自	要介護認定で自立の在宅高齢者に対して、地域での自立生活を支えられるよう、友人づくりや健康維持等を目的としたサービスを提供。施設内外で介護予防も実施(利用料負担あり)	
コミュニティデイハウス 自	要支援認定者等を対象に、食事、趣味活動、介護予防等のサービスを提供(利用料負担あり)。	
敬老祝金	毎年7月1日現在で、本市に1年以上居住しており、毎年4月1日から翌年3月31日までに100歳および男女の最高齢者になれるかたに祝金を贈呈	地 域 福 祉 課
所得税・住民税の障害者控除対象者認定	寝たきりや、認知症等、障害者に準ずる状態と認められる場合に対して、所得税・住民税の障害者控除を受けられる認定書を発行	
成年後見制度利用支援 所	おおむね65歳以上の高齢者等で生活保護受給世帯または市民税非課税世帯であり、処分可能な資産等がないかたに、制度申立てに必要な費用の一部を助成	
成年後見人等報酬助成 所	本人申立てで成年後見制度利用支援を利用したかた、または本市の市長申立てで弁護士、司法書士、社会福祉士、介護福祉士、行政書士を後見人等として後見等開始の審判を受けたかたで、資産等がなく後見人等への報酬の支払が困難なかたに費用の一部または全部を助成	
多世代交流センター 自	市内5施設で、高齢者の生きがいと健康づくりのため、講座の実施、自主グループ活動およびレクリエーション等を実施するほか、こどもの活動や子育て支援の場を提供	
高齢者活動支援センター(シニアプラザいばらき) 自	高齢者の趣味・娯楽・教養の活動場所を提供するだけでなく、地域活動や社会参加を支援するなど、さまざまな事業を実施	
いきいき交流広場 自	高齢者の地域における身近な居場所として、老人クラブ等が運営主体となり、60歳以上のかたを対象に自由な交流の時間・場所を提供(利用料負担あり)	
老人クラブ 自	地域の高齢者が自主的に老人クラブを結成し、生きがいと健康づくりを目的に、健康増進、教養の向上、社会奉仕、仲間づくり等の活動を行う。茨木市老人クラブ連合会を通じてクラブへの入会可能	
安心カード	緊急時につけつけた救急隊員や警察官等が、必要な情報を迅速に入手し、事態に的確に対応するためのカードを配布(市ホームページからもダウンロード可能)	
茨木シニアカレッジ「いこいこ未来塾」 自	地域活動に意欲のある高齢者等が、セカンドステージとして生きがいをもって社会参加できるように、関心があるテーマを学ぶ場として開講	カレッジ事務局 ☎657-8814
シルバー人材センター(シルバーワークプラザ) 自	健康で働く意欲があるおおむね60歳以上の高齢者に、臨時的・短期的な仕事の場を提供	同センター ☎634-8990
緊急一時保護 自	養護者(家族、親族、同居人等)から虐待を受けた、あるいは受ける恐れがある高齢者をシェルター(緊急避難所)に一時的に保護	福 祉 総 合 相 談 課
茨木童子見守りシール	行方不明になるおそれがある認知症高齢者および家族に対し、二次元コードを読み取ると関係機関の連絡先が表示され、洋服やカバン等に貼り付けできるシールを配付	
養護老人ホーム 自	環境および経済上の理由により、居宅での生活が困難な高齢者に入所してもらう施設(福祉総合相談課への相談が必要)	



敬老行事

■最高齢者等訪問 市内在住の最高齢者等を市長が訪問し、長寿をお祝いをします。

街かどデイハウス・コミュニティデイハウス

介護予防を目的としたサービスの提供や健康維持・友人づくりを通じて、高齢者の自立した生活を支えるための通いの場・居場所としての施設です。コミュニティデイハウスについては、要支援認定者および基本チェックリスト該当者も利用いただけます。

■街かどデイハウス (36ページ参照)

コ ア な 仲 間 白川一丁目3-27 ☎629-0218

■コミュニティデイハウス (36ページ参照)

利用にあたっては、各担当小学校区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。

と ん と ん	上中条一丁目11-7-114	☎627-5517
日 向	総持寺一丁目14-16	☎646-5453
オ ア シ ス 平 田	中津町16-22-401	☎665-8011
か る が も	鮎川二丁目26-21	☎637-8108
デイスポート 駅前らんど	中総持寺町3-25	☎633-7587
ほ づ み	下穂積一丁目3-1-3	☎601-0365
ふ れ あ い ぼ っ ぽ	上穂積二丁目1-10	☎627-8903
ほ っ と ス ル	沢良宜浜三丁目19-15	☎655-4308
なごみの里 和楽	西田中町4-22-102	☎623-2612
ハ ー モ ニ ー	西駅前町13-16	☎631-1414
紡 希 の 庵	安威二丁目13-3	☎629-7463
山手台 ななつ星	山手台七丁目2-20	☎629-6889
	(山手台福祉プラザ2階)	
ふ れ ん ず	駅前三丁目2-1	☎622-0040
雲 見 坂 広 場	高田町7-16	☎647-8876
ぼ っ ぽ 大 池	大池二丁目28-6	☎633-1080
な み き	玉瀬町30-6	☎628-4166
てくてく東奈良	東奈良二丁目1	☎646-9320
	(府営茨木東奈良住宅集合所内)	
た ま ち ゃ ん	水尾二丁目7-39	☎635-4002

高齢者への虐待

虐待には、身体的・心理的・性的・経済的な虐待のほか、介護等の放棄や放任といった種類があります。養護者からの虐待にお困りのかた、ご近所などで虐待発生の恐れがあると思われるかたは、福祉総合相談課、または、お住まいの小学校区を担当する地域包括支援センター (35 ページ参照) にご相談ください。

いきいき交流広場

高齢者の地域における身近な居場所として、「いきいき交流広場」をオープンしています。老人クラブ等が運

営主体となり、60歳以上のかたを対象に自由な交流の時間・場を提供していますので、詳しい内容や開所日などは各広場までお問い合わせください。

- アクティブシニア春日クラブ…………… ☎626-5315
- 白川サロン…………… ☎090-2702-5816
- サニースポット…………… ☎643-1094
- イキイキ元気クラブ…………… ☎624-5716
- 庄栄おしゃべりサロン…………… ☎070-5261-0627
- 朝日丘交流亭…………… ☎643-8411
- すこやかサロン・ええとこ…………… ☎080-5709-0118
- 蔵垣内いきいき広場…………… ☎090-6607-1259
- やまてだい「藤だな」…………… ☎649-2411
- シニア大池交流クラブ…………… ☎632-7566
- 郡にこにこサロン…………… ☎641-3840
- 見山交流サロン…………… ☎649-3021
- 松ヶ本交流サロン…………… ☎627-6430
- 中津いきいき交流広場会…………… ☎080-1518-8690
- 末広いきいきサロン…………… ☎658-9209
- 下井いきいき交流クラブ…………… ☎090-8217-5844
- 銭原いきいき交流広場…………… ☎649-3631
- きらり 交流広場…………… ☎668-2737
- いこいの郷…………… ☎070-3617-3119
- みしま・らくらく亭…………… ☎624-5050
- 畑田いきいき交流広場…………… ☎090-3359-0666
- かるがもサロン…………… ☎637-8108
- 上穂アクティブシニア…………… ☎620-0868

認知症初期集中支援チーム

認知症の早期発見・早期対応のために、専門職が家庭訪問を行い、認知症の人(疑いのある人)とその家族を支援します。

対象者・認知症の診断を受けていない人

・医療・介護保険サービスを利用していない人

問合先 ☎622-0655 (福祉総合相談課内)

認知症電話相談専用ダイヤル

☎0120-556-806 ココロ 晴れる 平日午前9時～午後5時

認知症のことや受診方法について知りたいなど、認知症に関する電話相談です。認知症地域支援推進員が対応します。

メール相談も受付けています。「茨木市認知症オレンジメール」で検索してください。

いばらきオレンジかふえ(認知症カフェ)

認知症の人やその家族、地域の人など誰もが気軽に集う「憩える場」です。

詳しくは市のホームページをご覧ください。

障害福祉

市民税課 (12番窓口①) … ☎620-1614	福祉総合相談課 (16番窓口) … ☎655-2758
地域福祉課 (15番窓口) … ☎620-1634	保険年金課 (8番窓口) … ☎620-1632
障害福祉課 (17番窓口) … ☎620-1636	こども政策課 (19番窓口) … ☎620-1625

障害福祉センターハートフルについては17ページ参照

障害者のために

障害のあるかたに対し、一定の基準を定め、いろいろな施策を実施しています。支援を受けるには身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていることが必要です (一部例外あり)。

手帳の取得を希望されるかたは、障害福祉課に申請してください。



福祉・保健医療

■障害のあるかたのためのサービス一覧

サービスの種類 自自己負担あり 所所得制限あり		対象 身体 知的 精神			サービスの対象・内容	問合先
自立支援医療	(更生医療) 自所	○			18歳以上の障害者が身体の機能障害を軽減または改善するために必要な手術等を受ける場合に医療費を助成	障害福祉課
	(精神通院) 自所			○	精神疾患のために通院しているかたに医療費を助成	
	(育成医療) 自所	○			18歳未満のかたが身体の機能障害を軽減または改善するために必要な手術等を受ける場合に医療費を助成	
補装具 自所		○			障害者(難病患者を含む)が身体の障害を補うため、その障害に適合する補装具の購入、借受け、修理費を支給	
日常生活用具 自		○	○	○	重度障害者(難病患者を含む)が日常生活を容易にするための用具を給付	
障害児福祉手当 所		○	○	○	在宅の重度障害者(20歳未満)で、常時介護が必要なかたに手当を支給	
特別児童扶養手当 所		○	○	○	中度以上の身体障害・知的障害または精神障害がある20歳未満の児童を監護・養育している親または養育者に手当を支給	
特別障害者手当 所		○	○	○	在宅の重度障害者(20歳以上)で、常時特別の介護が必要なかたに手当を支給	
重度障害者在宅生活応援制度		○	○		身体障害者手帳1・2級と療育手帳(A)を合わせ持つ障害者(児)の介護者に給付金を支給(特別障害者手当との重複受給は不可)	
扶養共済制度		○	○	○	障害者(児)の保護者が加入。保護者が死亡等した場合に、掛金に応じた年金を障害者に支給	
旅客・航空運賃の割引		○	○		鉄道・バスの運賃で50%(1種・2種により異なる)、タクシーの運賃で10%の割引、航空・船舶運賃の割引率は航空会社により異なる	
NHK放送受信料の免除 所		○	○	○	障害の程度、種類、課税状況等により、半額または全額が免除	
有料道路における通行料金の割引		○	○		障害者が運転する自動車等および重度障害者(児)が乗用し、介護者が運転する自動車等の通行料金を最大50%割引	
自動車改造費補助 所		○			障害者が自ら所有し、自動車の操作装置を改造する必要がある場合、費用の一部を補助	
自動車運転技能習得費補助		○			障害者が免許を取得するときに費用の一部を補助	
重度障害者福祉タクシー利用券 所		○	○	○	在宅の重度障害者に福祉タクシー利用券(1枚上限500円を助成。1月当たり4枚)を交付	こども政策課
住宅改造 自所		○	○		重度障害者で住宅改造が必要な場合に、費用の一部を助成	
重度障害者医療 自所		○	○	○	重度障害者(児)または中度の知的障害者(児)かつ身体障害者手帳所持者及び特定医療費(指定難病)または特定疾患受給者証所持かつ障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者が医療機関で受診した時の医療費(保険診療分)の自己負担額の一部を助成	
児童扶養手当 所		○	○	○	父親または母親に重度障害がある18歳到達後最初の年度末までの児童を養育しているかたに手当を支給	保険年金課
ひとり親家庭医療 所		○	○	○	父親または母親に重度障害がある18歳到達後最初の年度末までの児童と、その養育者を対象に医療費(保険診療分)の自己負担額の一部を助成	
障害基礎年金		○	○	○	国民年金法に定める障害があり要件を満たすかたに年金を支給	市民税課
税の減免および控除		○	○	○	軽自動車税(種別割)の免税(基準は自動車税(種別割)と異なるため要事前問合)、市民税の所得控除 市役所以外の機関でも、所得税・相続税の控除(税務署)、自動車税の免税(府税事務所)、環境性能割の免除(自動車税事務所)等の各種制度を受けることができます。詳細は各機関にお問い合わせください	地域福祉課
成年後見制度利用支援 所		○	○	○	障害者等で生活保護受給世帯または市町村民税非課税世帯であり、処分可能な資産等がないかたに、制度申立てに必要な費用の一部を助成	
成年後見人等報酬助成 所		○	○	○	本人申立てで成年後見制度利用支援を利用したかた、または本市の市長申立てで弁護士、司法書士、社会福祉士、介護福祉士、行政書士を後見人等として後見等開始の審判を受けたかたで、資産等がなく後見人等への報酬の支払が困難なかたに費用の一部または全部を助成	

障害者への虐待通報専用ダイヤル

☎622-5585 (24時間・365日対応)

障害者への虐待が疑われる場合は、ご相談ください。
通報や届出をした人の情報は守られます。

メール相談も受付けています。詳しくは福祉総合相談課のホームページをご覧ください。

障害者相談支援センター

障害者やその家族のさまざまな相談に対応するセンターです。福祉サービスの利用に関することや差別を受けたと感じられた場合等はこちらにご相談ください。

※所在地、連絡先については、福祉総合相談課のホームページをご覧ください。福祉総合相談課までお問い合わせください。



障害福祉サービス(障害者総合支援法)

障害福祉サービスは、あらかじめ市の支給決定を受けた障害者(難病患者を含む)が、自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用する制度です。サービスを利用した場合は、市町村と利用者で費用を負担することになります。

自立支援給付

介護給付	訓練等給付	地域相談支援	計画相談支援
●居宅介護 ●重度訪問介護 ●行動援護 ●療養介護 ●生活介護 ●ショートステイ(短期入所) ●重度障害者等包括支援 ●施設入所支援 ●同行援護	●自立訓練 ●就労移行支援 ●就労継続支援 ●グループホーム ●自立生活援助 ●就労定着支援	●地域移行支援 ●地域定着支援	●計画相談支援

地域生活支援事業

障害者(難病患者を含む)が自立した日常生活や社会生活が営めるよう、次の事業を行っています。

①相談支援事業	障害者やその家族への総合的な相談
②意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣、入院時コミュニケーション支援事業
③日常生活用具給付等事業	前ページサービス一覧表に記載
④移動支援事業	外出のための支援
⑤地域活動支援センター事業Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型	創作的な活動や生産活動の機会の提供
⑥訪問入浴サービス事業	肢体不自由者等に対し入浴の支援
⑦日帰りショートステイ事業	日中における場所の提供
⑧入院時コミュニケーション支援事業	入院時に医療機関とのコミュニケーションを図るための支援

詳しくは障害福祉課(①は福祉総合相談課)までお問い合わせください。

社会福祉一般

地域福祉課(15番窓口)・・・☎620-1634 生活福祉課(18番窓口)・・・☎620-1635
福祉総合相談課(16番窓口)・・・☎655-2758 社会福祉協議会・・・☎627-0033

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、生活保護には至らなくても、経済的に困窮しているかたや、これからの暮らしに不安があるかたが、早期に困窮状態から抜け出し、また困窮状態に陥らず安心して生活できるよう、本人の状態に応じて包括的かつ継続的な相談支援を行うものです。※ご相談については、福祉総合相談課内のくらしサポートセンター「あすてっぴ茨木」にお問い合わせください。

いきいきネット相談支援センター (コミュニティソーシャルワーカー(CSW))

高齢者、障害者、ひとり親家庭など社会的援護が必要なかた(要援護者)やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ともに支え合う地域社会の実現に向け、地域の相談員(福祉の専門職)であるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を、市内14か所に配置しています。「生活に困っている」「一人暮らしの不安」「育児の不安」「介護の不安」等のご相談については、お住まいの小中学校を担当するコミュニティソーシャルワーカー(CSW)にご相談ください。

※お住まいの小中学校を担当するコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の所在地、連絡先については、福祉総合相談課のホームページをご覧ください。

生活保護制度

生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として行われているものです。

生活保護に関するご相談については、生活福祉課にお問い合わせください。

成年後見制度

この制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でないかたについて、権

利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、そのかたを法的に支援する制度です。

たとえば、判断能力が不十分なかたが、「不動産や預貯金など財産の管理が必要なとき」「福祉サービスを受ける契約をしたいとき」「遺産分割をしたいとき」など、1人でするには不安がある、1人ではできない時など、家庭裁判所に成年後見人等の選任を申し立てることができます。(費用が必要です)

申し立てができるのは、本人、本人の家族のかたなどです。また、身寄りのないかたや親族と音信不通等の状況にあるかた等に対しては、市長が代わって申し立てをすることができます。

民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された、社会福祉の増進のために活動するボランティアです。生活のこと、こどものことで相談のあるときは、近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

なお、民生委員・児童委員の中に、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が委嘱されています。地域担当の民生委員・児童委員、主任児童委員の連絡先については、地域福祉課にお問い合わせください。

社会福祉協議会

社会福祉法人茨木市社会福祉協議会は、皆さんの福祉に対する温かい気持ちやご協力を得て、地域福祉の推進を図るための連絡・調整の機能を果たす団体です。事務所は市合同庁舎5階です。

事業 ●地区福祉委員会事業(いきいきサロン、子育てサロン、地域健康づくり、世代間交流、高齢者地域見守り事業(会食・配食サービス含む)、高齢者を敬う事業、ぶらっとホームづくり等) ●広報誌「社協だより」の発行 ●生活福祉資金貸付事業 ●善意銀行事業(金銭・物品の預託受付・払出し) ●ボランティアセンター事業 ●日常生活自立支援事業 ●車いす、ベビーカー貸出事業 ●福祉車輻移送サービス事業 ●いきいきネット相談事業(CSW配置) ●共同募金事業 ●福祉教育事業



福祉・保健医療

健(検)診事業

保健医療センター…………… ☎625-6685

保険年金課(6番窓口)………… ☎620-1630

生活福祉課(18番窓口)………… ☎620-1635

健康診査

保健医療センターについては11ページ参照

健診名	対象者	診査項目	自己負担額	持ち物	実施場所	備 考
● アンダー U-39 健診 (若年健康診査)	16歳～39歳の市民(注1)	問診、計測(身長、体重、腹囲)、血圧、血液検査(脂質、血糖、肝機能)、尿検査	500円	—	保健医療センター コミュニティセンター等巡回	—
★ 特定健康診査	40歳～74歳(注1)	問診、計測(身長、体重、腹囲)、血圧、血液検査(脂質、血糖、肝機能)、尿検査など(医師が判断した場合は貧血等の各検査を実施)	無料 (市国保加入者)	各医療保険者が発行する受診券、市健診チケット、保険証	委託医療機関 保健医療センター コミュニティセンター等巡回	受診券等は、市国保加入者が国保加入後、約2ヶ月で健康づくり課から届きます。会社等の健康保険加入者・被扶養者は各保険組合等へお問い合わせください。
● 後期高齢者医療健康診査	75歳以上(一定の障害のある65歳以上)で後期高齢者医療制度加入者		各医療保険者が指定する金額		各医療保険者が指定する健診機関および医療機関	
健康増進健康診査	40歳以上(注1)の生活保護受給者等		無料		委託医療機関 保健医療センター コミュニティセンター等巡回	
健康増進健康診査	40歳以上(注1)の生活保護受給者等		無料	生活保護受給者：受診券、市健診チケット、生活保護受給者証 生活保護受給者以外：申請時に交付する書類等	委託医療機関 保健医療センター	後期高齢者医療広域連合から受診券等が届きます 問合先：府後期高齢者医療広域連合(☎06-4790-2031) 保険年金課 生活保護受給者 問合先：生活福祉課 上記以外 問合先：保健医療センター

がん検診等

検診名	対象者	診査項目	自己負担額	持ち物	実施場所	備 考
● 胃がん検診	40歳以上(注1)の市民	問診、 胃部X線(バリウム)検査	500円	市健診 チケット	保健医療センター コミュニティセンター等巡回	—
● 肺がん検診	40歳以上(注1)の市民	問診、胸部X線検査 かく 喀痰検査(対象者のみ)	胸部X線検査 300円 X線+ かく 喀痰 500円		委託医療機関 保健医療センター	かく 喀痰検査は50歳以上でタバコ指数600以上、アスベストを吸う場所で働いたことがある人または6か月以内に血痰が出た人等が対象
▲ 大腸がん検診	40歳以上(注1)の市民	問診、便潜血反応検査	300円		委託医療機関 保健医療センター	—
▲ 前立腺がん検診	55歳以上の市民(男性のみ)	問診、PSA検査	300円		委託医療機関 保健医療センター	—
▲ 肝炎検査	40歳以上(注1)で過去に肝炎検査の受診歴がない市民	問診、B型肝炎、C型肝炎検査	300円		委託医療機関 保健医療センター	保健医療センターでは、健康診査と同時に受診する場合のみ受診可
■ 胃がんリスク検診	受診する年度の4月1日時点で、30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の市民	問診、 ペプシノゲン検査 ピロリ菌抗体検査	400円		委託医療機関 保健医療センター	—
● 乳がん検診	受診する年度の4月1日時点で40歳以上の市民(女性のみ)(2年度に1回)	問診、視触診(委託医療機関のみ)、 マンモグラフィ	800円		委託医療機関 保健医療センター コミュニティセンター等巡回	—
● 子宮がん検診	受診する年度の4月1日時点で20歳以上の市民(女性のみ)(2年度に1回)	問診、視診、 内診、細胞診	500円		委託医療機関 保健医療センター コミュニティセンター等巡回	—
● 骨粗しょう症検診	18歳以上の市民	問診、骨塩量測定	1,000円		保健医療センター	—
歯科健康診査	受診する年度の4月1日の時点で40歳以上の市民(注2)	問診、口腔内検査等	500円		委託医療機関	9月～12月実施
訪問歯科健康診査	受診する年度の4月1日の時点で40歳以上の市民(注3)	問診、口腔内検査等	500円	—	自宅など	4月～翌年3月実施

(注1) 今年度中に対象年齢を迎える人が対象。

※U-39健診、がん検診等は、①70歳以上(U-39健診を除く)、②生活保護世帯、③市民税非課税世帯の人は無料(ただし③は事前に市民税の申告と保健医療センターでの申請が必要)。

(注2) 74歳までの人について、令和5年度は奇数年(和暦)の4/2～12/31・偶数年(和暦)の1/1～4/1生まれのみ、令和6年度は偶数年(和暦)の4/2～12/31・奇数年(和暦)の1/1～4/1生まれのみ(※後期高齢者医療制度加入者は対象外)

(注3) 病気や怪我または寝たきりのため通院ができない要介護3～5程度の人、市内委託歯科医療機関または、市歯科医師会への申込が必要(☎624-5601)

●：茨木けんしん予約システムで予約可 ★：茨木けんしん予約システムで予約可(市国保加入者のみ)

▲：茨木けんしん予約システムで予約可(特定健康診査または後期高齢者医療健康診査と同時実施の場合のみ)

■：茨木けんしん予約システムで予約可(U-39健診または特定健康診査と同時実施の場合のみ)

※茨木けんしん予約システム(裏表紙参照)で予約できるのは、保健医療センターでの実施分のみ



学校教育

学務課…………… ☎620-1684

学校教育推進課… ☎620-1683

国立・私立の小・中学校へ入学するとき

入学の手続きが済み次第、入学する学校の「入学許可書」を、入学後に市外から転入されたかたは、学生証などの在籍が確認できるものを持って、速やかに学務課へ届け出てください。市ホームページからも届け出できます。



詳細はこちら

就学援助制度

茨木市立小・中学校に通う児童・生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給する制度です。支給を受けるには、所得の審査があります。ご希望のかたは、学校へお申し出ください。保護者の失業、離婚、死亡等により、現在の収入が著しく減少している場合は、学務課に相談してください。



詳細はこちら

奨学金制度（高校等入学支度金）

高等学校等に進学を希望しているかたに「入学支度金」を支給します（返済不要）。支給を受けるには、所得の審査があります。ご希望のかたは、学務課にお申し出ください。保護者の失業、離婚、死亡等により、現在の収入が著しく減少している場合は、学務課に相談してください。令和7年度途中に入学を予定しているかたで「入学支度金」を希望する場合は、入学前に学務課にご相談ください。



詳細はこちら

支援学校への入学

（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱など）

障害のあるお子さんと、大阪府立視覚支援・聴覚支援・支援学校（知的・肢体・病弱）へ入学を希望されるかたは、学校教育推進課、または直接希望の学校にご相談ください。

社会教育・生涯学習

社会教育振興課… ☎622-5180

中央公民館………… ☎622-1256

歴史文化財課………… ☎620-1686

文化振興課………… ☎620-1810

教育・文化施設については9～12ページ参照

社会教育・公民館活動（社会教育振興課）

講座

社会教育関係講座を中心に、市民の学習機会の充実に努めています。

識字・日本語教室

文字の読み書きを学ぶために各いのち・愛・ゆめセンターと中央公民館で教室を開設しています。

公民館

地域住民のニーズに対応した各種事業を行うとともに、現代的課題・地域課題の解決に向けた取り組みを進めるなど、社会教育の推進・充実に努めています。

文化財保護（歴史文化財課）

文化財の保存と活用

文化財についての調査・保護を行い、郷土の文化財に市民が親しみ、愛着を持てるよう啓発に努めています。

茨木市文化振興財団

駅前四丁目6-16、市民総合センター（クリエイトセンター）
☎625-3055（文化事業係）FAX.625-3036

本市の芸術・文化の振興をより一層図るため、公益財団法人茨木市文化振興財団があります。

現在、演劇やクラシック、ポピュラーなどの音楽会、能、狂言などの伝統芸能、落語、浪曲などの大衆芸能を、クリエイトセンターを拠点として様々な場所で多彩に催しています。

催しの案内は、毎月1日発行の「広報いばらき」やホームページ（<https://www.ibabun.jp/>）、隔月発行の財団ニュースレターを通じて、その都度、市民の皆さんにお知らせします。

業務時間 午前10時～午後5時

※（事業に関する窓口・電話対応）

休業日 12月29日～翌年1月3日

ただし、設備保守点検にて臨時休館することがあります。

生涯学習活動（文化振興課）

生涯学習講座の実施

生涯学習センターきらめきで、教養（文学・パソコン・語学等）と実技（陶芸・木工等）の計100講座以上のきらめき講座、市内大学との連携講座、ボランティア講師による講座を実施しています。

生涯学習情報の収集および提供

市の事業や関係団体が実施する講座や、イベント情報を集約した生涯学習情報誌「Next Stage」の発行、学習に関する相談、市民の皆さんが聞きたい・知りたい内容に応じて、市の職員が皆さんのところへ出向いてお話しする出前講座の案内等を行っています。

生涯学習都市宣言

わたくしたちは

生きています

みどりや歴史に恵まれた

茨木の地に

生きていくかぎり

わたくしたちは

学びつづけます

自分自身の可能性と

善さを見出すために

宇宙の星はし 世界の友達と

手をとりあつて

愛と 叡知と 真実にあふれ

文化のかおり高いこのまちで

茨木市民の願いを活かし

人間としての尊厳を思い

生涯学習の場と

機会をささえるために

茨木市は

市制施行50周年にあたり

生涯学習都市とすることを

宣言します

平成10年（1998年）11月3日

茨木市

市民生活

地域コミュニティ課 … ☎620-1604

共創推進課 … ☎631-0277

公園緑地課 … ☎620-1654

コミュニティ施設・斎場等については13、16ページ参照、市内の主な公園については20ページ参照

自治会活動

自治会は、清掃活動や防犯・防災活動などを通じて地域の連帯感を高め、住みよい地域をつくっていくために、住民の皆さんが自主的に結成し、運営している公共的な団体です。

新規結成の手続きや加入など、自治会に関することは地域コミュニティ課にお問い合わせください。

住民活動災害補償保険制度

自治会やこども会、老人クラブなど各種の住民団体が行う公益性のある事業や活動中に、不慮の事故により、ケガや死亡した場合、また、ボランティアで活動している指導者が法律上の賠償責任を問われた場合に備え、市が一括して保険に加入しているものです。

詳しくは地域コミュニティ課にお問い合わせください。

対象住民団体 主たる活動拠点を市内に有し、構成員が5人以上で組織されている団体

対象住民活動 住民団体が無報酬で行うボランティア活動、社会奉仕活動や社会福祉向上のために行う公益性のある活動で、日帰りで行っているもの

- 例 ●清掃活動＝道路、公園などの清掃等
●防災活動＝避難訓練、震災訓練等

※スポーツ活動や文化活動などで、単に行事へ参加した参加者は対象になりません。行事の世話役や指導スタッフが行事進行中（準備や片付けも含む）においてケガをした場合などが対象になります。

チャレンジいばらき補助金 (提案公募型公益活動支援事業補助制度)

市内で実施する市民公益活動に対して、市から補助金を交付することによって、共に課題解決を図る協働体制をつくり、市民等が主体となった地域社会づくりを進めます。

対象団体 市内に活動拠点を有する5人以上の団体

対象事業 市民等を対象とした市内で実施する公益活動事業（国・地方公共団体から補助金などを受けていない事業、募集年度内に実施する事業）
テーマ設定型・自由テーマ型・連携型・学生等連携事業（学生団体向け）がありますので、詳しくは共創推進課へお問い合わせください。

花と緑のまちづくり

花と緑の街角づくり推進事業

公園や児童遊園、住宅前等を対象に、花の管理等ができる自治会等の任意団体（7人以上）に花の苗の無償配付（年3回）や、フラワーポットの貸付等を行い、街角に花と緑を創造することを支援しています。

民有地緑化助成

住宅等に新たに、道路に面して植え込みやシンボルツリーなどの樹木を植栽する場合、それに伴うブロック塀

やフェンスの撤去、また、道路から眺望できる建物の壁面や塀を緑化する場合に費用の2分の1を補助します（上限あり）。必ず工事着工前にご相談ください。

緑の相談・緑の勉強会

基本毎月1回おにクルで「緑の相談所」を開設しています。花・植木の育て方や野菜・果樹の作り方など、専門的な知識をもつ相談員がお答えします。また、相談日の午後には、花壇や庭木、果樹の管理など様々なテーマで勉強会を開催しています。お気軽にご相談、ご参加ください。

バラせん定実技講習会

年2回、若園公園バラ園で開催しています。
詳しくは公園緑地課にお問い合わせください。

飼い犬・猫

市民生活相談課(南館1F) … ☎620-1603

環境事業課 … ☎634-0351

環境衛生センター … ☎634-1627

大阪府動物愛護管理センター 箕面支所
… ☎072-727-5223

公益社団法人日本獣医師会(犬と猫のマイクロチップ情報登録)
… ☎03-6384-5320

生後91日以上以上の犬の所有者は、一生に1回の飼い犬の登録をしなければならず、その犬には、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。

「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に伴い、令和4年6月1日からマイクロチップを装着した犬の所有者が、環境省指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会による「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録し、必要な情報が茨木市に通知されることで、犬の登録の申請とみなされます。

なお、マイクロチップを装着していない犬、または、装着していても「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録しない犬の登録については、市民生活相談課のほか、市内委託動物病院でもできます。

また、飼い犬が亡くなったとき、市外から転入したとき、犬の所在地、飼い主の住所、氏名および名称等が変わったときは市民生活相談課まで届け出が必要です。

《その他》

■猫の避妊・去勢手術費を補助しています

申請方法、受付期間等については市民生活相談課へお問い合わせください。

■犬・猫を飼えなくなったかたへ

犬・猫を飼えなくなったときは、新たな飼い主を自ら探してください。飼い主が見つからずやむを得ず引取りを希望するかたは、大阪府動物愛護管理センター箕面支所（箕面市船場西1-11-35）へご相談ください（要事前相談）。

■犬の飼い方相談

犬の飼い方相談については、大阪府動物愛護管理センター箕面支所へお問い合わせください。

■飼っている犬や猫等が死んだとき

環境事業課へご連絡ください。死体1体につき3,000円の手数料で収集処理します。また、環境衛生センターへ直接持ち込んでいただく場合は、手数料は1体2,500円、収骨希望の場合は10,000円（収骨は直接持ち込みの場合のみ可）。諸条件がありますので、環境衛生センターまでお問い合わせください。なお、飼い主のいない犬、猫等の死体を発見した場合、環境事業課へご連絡ください。



自転車・バイク・自動車駐車場

交通政策課… ☎647-2916

自転車・バイク駐車場

利用料金	自転車※1	自転車※2	自転車※3	原動機付自転車 (50cc以下)	自動二輪車 (51cc以上)
1日1回	100円	70円	—	200円	250円
定期 1か月※4	1,500円 学生=1,200円	1,100円 学生=900円	1,300円 学生=1,000円	3,000円	4,000円
定期 3か月※4	4,000円 学生=3,500円	3,000円 学生=2,500円	3,500円 学生=2,800円	8,000円	11,000円

※1 (※2) および (※3) 以外の自転車駐車場の料金

※2 春日、モノレール沢良宜駅、モノレール阪大病院前駅、南茨木駅北の3階部分の一時・定期利用、およびJR駅前北、の定期利用の料金

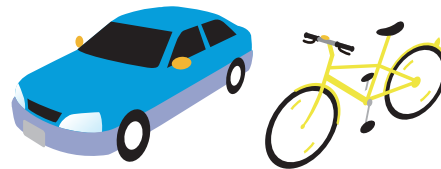
※3 双葉町の屋根なし部分の定期利用の料金

※4 定期利用希望者は、各有人駐車場へお問い合わせください。

自動車駐車場

利用料金	午前8時～午後8時	午後8時～午前8時	24時間以内、 利用料金最大 1,200円
各駐車場	30分ごとに100円	60分ごとに100円	
阪急茨木東口	20分ごとに100円		

定期	料金	定期利用できる駐車場
定期1ヶ月※4	15,000円	JR駅前ビル・中央公園
	12,000円	総持寺駅南



市内の自転車駐車場・自動車駐車場

駐車場名	所在地 電話番号	区分			営業時間		有人
		自転車	バイク※5	自動車	自転車・バイク※5	自動車	
JR茨木駅周辺	西駅前町 622-5484	○	○	—	24時間 ※10	—	●
	松ヶ本町 (問合 西駅前町)	○	—	—	24時間 ※10	—	
	JR茨木西口 620-8087	○	○	—	24時間 ※10	—	●
	春日 春日一丁目 620-0400	○	—	—	24時間 ※10	—	●
	JR茨木北 春日一丁目 (問合 春日)	○	—	○ ※9	24時間 ※10	24時間	
	JR茨木駅東口 駅前一丁目 626-0705	○	—	—	午前4時45分～ 翌午前1時	—	●
	JR駅前北 駅前一丁目 (問合 JR茨木駅東口)	○ ※6	—	—	24時間	—	
	JR茨木南 西中条町 (問合 JR茨木駅東口)	—	○ ※6	—	24時間	—	
	JR茨木駅前 広場(西口) 西駅前町 (問合 JR茨木駅東口)	○ ラック※7	○ ラック※7	—	24時間	—	
	JR駅前ビル 西駅前町 622-2180	—	—	○	—	午前6時～ 午後11時	●
阪急茨木市駅周辺	阪急茨木西口 永代町 624-5018	○ ラック※7	○	○ ※12	24時間 ※10	24時間	●
	双葉町 双葉町 (問合 阪急茨木西口)	○	○	—	24時間 ※10	24時間	
	別院町 別院町 624-5228	○	—	—	24時間 ※10	—	●
	阪急茨木北口 永代町 624-0407	閉鎖中					
	阪急茨木東口 双葉町 (問合 阪急茨木西口)	—	—	○ ※9	—	24時間	
総持寺駅周辺	総持寺 庄二丁目 624-5221	○	○	—	24時間 ※10	—	●
	総持寺駅南 中総持寺町 638-6405	○	○	○	24時間 ※10	24時間	●
	JR総持寺駅南 総持寺一丁目 657-8666	○	○	—	24時間 ※10	—	●
	JR総持寺駅北 西河原一丁目 (問合 JR総持寺駅南)	○ ※9	—	—	24時間 ※10	—	

駐車場名	所在地 電話番号	区分			営業時間		有人
		自転車	バイク※5	自動車	自転車・バイク※5	自動車	
阪急南茨木駅周辺	南茨木駅前 (第1・2) 東奈良三丁目 632-4462	○	○ ※13	—	24時間 ※10	—	● (第1)
	南茨木駅前 (第3～5) 若草町 622-5458	○	○ ※13	—	24時間 ※10	—	● (第3)
	南茨木駅北 東奈良三丁目 635-0713	○	○	—	24時間 ※10	—	●
	市役所 駅前四丁目 624-3112	—	—	○	—	午前6時～ 午後11時	●
モノレール各駅周辺	モノレール 宇野辺駅前 下穂積一丁目 621-5594	○	○	—	24時間 ※10	—	●
	モノレール 沢良宜駅 高浜町 633-4346	○	○	—	24時間 ※11	—	●
	モノレール 彩都西駅 彩都あさぎ一丁目 643-8798	○	○	—	24時間 ※10	—	●
	モノレール 豊川駅 豊川四丁目 (問合 彩都西駅)	○	○	—	24時間 ※11	—	
	モノレール 阪大病院前駅 南春日丘七丁目 (問合 彩都西駅)	○	○	—	24時間 ※11	—	

※5 バイクとは、特定小型原付(電動キックボード)、原動機付自転車(50cc以下)・自動二輪車(51cc以上)を示す

※6 定期利用のみ

※7 阪急茨木西口・JR茨木駅前広場(西口)の各ラックは3日以内の場合は、4時間ごとに自転車100円、原付200円、自動二輪250円、3日を越える場合は、自転車2000円、原付4,000円、自動二輪5000円(ただし最初の1時間以内は無料)

※8 市役所・おにクル・ローズWAMに用務のあった場合30分以内免除(各館一階に設置の割引ライターで処理してください。)

※9 一時利用のみ

※10 駐車したまま午前4時を過ぎると翌日の料金が加算されます。

※11 駐車したまま午前5時を過ぎると翌日の料金が加算されます。

※12 障がい者用のみ

※13 第2・5は自転車定期のみ



生活・環境

減免制度(自転車・バイク・自動車駐車場)

障害者手帳をお持ちの方には、茨木市減免者等駐車場専用カードを発行しています。発行手続きは、手帳所持者等が各手帳をご持参の上、43ページの有人の駐車場へ直接お越しください。精算時、駐車券に続けてこのカードを挿入することにより、利用料金を5割減額します。

回数券を販売しています

各市営駐車場で使える回数券を販売しています。

販売先 市営駐車場(有人駐車場のみ)

種類 5,000円(100円券×55枚綴)
2,000円(100円券×21枚綴)
3,000円(3,300円分のプリペイドカード)

※一部駐車場で使用できないところがあります。

駅を中心におおむね 半径300メートルは「放置禁止区域」

まちの美観保持と歩行者の安全確保のため「茨木市自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、駅を中心におおむね300メートル以内を「放置禁止区域」としています。

また、放置された自転車や原動機付自転車を適時移動しています。なお、移動したものは、放置自転車保管所で一定期間保管します。

場所 阪急南茨木駅北側高架下(茨木市若草町276番5)

電話 625-7891

引渡時間 午前9時から午後7時

休日 12月29日から翌1月3日

返還手数料 自転車2,000円、原動機付自転車4,000円
※保管期間(1ヵ月)を過ぎると処分します。

上 水 道

水道部 営業課 …………… ☎620-1691

工務課給水係 …… ☎620-1692

工務課維持係 …… ☎622-2308

浄水課 …………… ☎643-6167

総務課 …………… ☎620-1690

十日市浄水場については19ページ参照

使用開始・中止・名義変更の手続き

転出入・市内転居など、申込内容に変更が生じた場合には手続きが必要となりますので、営業課へお申し込みください。

宅地内の漏水の確かめ方と修理



まず、家中の蛇口を全部閉めます。メーターのパイロットマークが回っているときは、どこかで漏水していますので修理する必要があります。

パイロットマーク

修理は、茨木市指定給水装置工事事業者へお申込みください。茨木市指定給水装置工事事業者については、工務課のホームページに掲載しています。

なお、平日の夜間、土・日曜日、祝日につきましては、茨木市水道工事業協同組合(☎626-2300)へご相談ください。

口座振替制度をご利用ください

水道料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。お客様番号を確認し、市指定の口座振替依頼書または金融機関所定の申込書により、金融機関へお申し込みください。

家庭の水道工事は

給水装置の新設・増設・改造・撤去・修繕は指定給水装置工事事業者へ依頼してください。

給水装置工事は、必ず指定給水装置工事事業者を経由して工務課給水係へお申し込みください。



下水道・公設浄化槽

下水道総務課… ☎620-1665

下水道施設課… ☎620-1667

水洗便所にするには

排水設備の工事は、市が指定した「排水設備等指定工事店」でなければ施工できません。

市では、公共下水道の供用開始区域および山間部の公設浄化槽区域の全戸が一日も早く水洗化されるよう、助成金と貸付金の制度を設け、水洗化を促進し、生活環境の改善に努めています。

■**助成金について** 既設のくみ取り便所（し尿浄化槽による水洗便所を含む）を水洗便所に改造されますと1戸1設備に限り、5千円の助成金を交付します。

■**貸付金について** 水洗便所に改造するために必要な資金は、次の要領でお貸しします。

1. 貸付限度額

- くみ取り便所を水洗便所に改造する場合1設備につき…30万円以内
- し尿浄化槽による水洗便所を切り替える場合1設備につき…25万円以内

2. 貸付利子…無利子

3. 償還方法（納付制）…貸付の翌月から40か月以内の均等月賦償還（1設備につき月額7,500円）

その他の条件などの詳細は、下水道総務課にお問い合わせください。

家庭の排水設備工事

家庭や事業所等の排水設備工事を指定工事店以外の業者に依頼されたり、無届工事をされますと助成金や貸付制度の適用がないほか、工事申請から完了手続きをはじめ、工事完了検査もできませんので、ご注意ください。

詳しくは下水道施設課にお問い合わせください。

雨水貯留タンクの設置補助制度

下水道管や水路へ流れる雨水を少しでも減らし、道路などへの浸水を防止するため、雨水を花や樹木の散水に活用できる「雨水貯留タンク」を設置するかたに、購入費の一部を助成する制度を設けています。

詳しくは下水道施設課にお問い合わせください。

対 象 ①雨水貯留タンクを市内公共下水道供用区域に設置し、適切に維持管理でき、過去にこの制度による助成を受けていないかた、②貯留容量が80リットル以上ある市販の雨水貯留タンク設備（本体と雨といからの分器具・雨といと本体の接続部品、本体の架台等を含む）

補 助 金 購入費の3分の2（消費税は含む、設備工事費は含まない）、上限3万円

タンク数 戸建て住宅＝1基、集合住宅＝屋根面積100平方メートルにつき1基

交 付 対 象 予算の範囲内で先着順

備 考 購入前に、交付申請書の提出が必要

ごみの減量

資源循環課… ☎620-1814

ごみ分別アプリ「茨ごみプリ」を配信中

ごみの分別や廃棄に関するさまざまな疑問に応えるため、スマートフォン用のごみ分別アプリを無料配信しています。「収集日カレンダー」や「アラート通知」、「ごみ分別辞典」、「MAP」等の機能が搭載されています。「ごみの分け方と出し方リーフレット」の外国語版の閲覧もできます。

生ごみ処理容器等の購入費を助成

生ごみの減量またはたい肥化を目的とする電源を必要としない容器（コンポスト容器等）または電源を必要とする機器（生ごみ処理機）を購入・設置するかたに、購入費の一部を助成しています。なお、申請手続き前に購入すると助成は受けられません。

再生資源集団回収団体に報奨金

ごみの減量や資源の有効利用を図るために、自主的に新聞・雑誌その他の資源物の集団回収を行う地域住民団体または社会福祉法人に対し報奨金を支給します。

環境の保全

環境政策課… ☎620-1644

ええことカレンダー〈いばらき環境家計簿〉

ええことカレンダーに家庭での電気やガス使用量などを記録し、二酸化炭素の排出量を計算することで、使用量や排出量の削減のきっかけになります。地球にもお財布にもやさしいエコライフに取り組んでみませんか。環境政策課窓口のほか、主な公共施設に設置しています。

グリーン購入

商品を買う際に、価格や機能・品質だけでなく、環境性能も考えて選べば、長い目で見ると家計にも環境にもよい買い物ができます。これが「グリーン購入」です。もちろん、ムダに買い替えない・新たに買わないことも環境によいことです。

住宅用太陽光発電システム補助

太陽光発電システムは、運用時に全く二酸化炭素を発生しない新エネルギーです。市では、市内で自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置されたかたに対し、その費用の一部を補助しています。詳しくはお問い合わせください。

家庭用燃料電池・太陽熱利用システム・蓄電システム補助

地球温暖化対策の一環として、家庭における省エネルギー化を促進するため、市内で自ら居住する住宅に家庭用燃料電池（住宅用太陽光発電システム補助と同時申請に限る）・太陽熱利用システム・蓄電システムを設置されたかたに対し、その費用の一部を補助しています。詳しくはお問い合わせください。



環境教育・学習

こどもエコクラブ

幼児から高校生までの子どもと、保護者（サポーター）で構成される、環境省提唱の子どもによる環境学習活動です。楽しく活動しながら、環境について学んでみませんか。登録は環境政策課で行っています。

環境教育ボランティア登録制度

環境に関する知識や講師が必要なおときには、環境教育ボランティアが皆さんをお助けします。さまざまな分野におけるプロフェッショナルが市に登録しています。

詳しくは、環境政策課窓口のほか、市ホームページに掲載している「環境学習プログラム」をご覧ください。

ごみの出し方

環境事業課… ☎634-0351

環境衛生センターについては19ページ参照

※ごみを直接持ち込みされる場合は、必ず前日までに申し込みください。 問合せ 環境衛生センター(☎634-1627)

分類	缶・びん・ペットボトル	古紙類・古布類	普通ごみ	粗大ごみ
収集回数	月2回	月1回	週2回	各粗大 月1回
収集する物	飲食品用の缶類、びん、ペットボトル、化粧品びん 缶・びん・ペットボトルを種類ごとに分けて透明袋に入れて出してください。 びんは回収ボックスを利用する時は、袋から出してください。	新聞(折込チラシ含む)、雑誌(各種紙箱含む)、段ボール、古布・古着 新聞・雑誌・段ボールをそれぞれ別に紐で結束して出してください。 古布・古着は透明袋に入れて出してください。 古紙類・古布類は、できるだけ子ども会や自治会の集団回収に出してください。	大きさが約30cm未満の小さなごみ 中身が見える透明袋で出してください。	小型：大きさが30cm以上1m未満のごみ 大型：大きさが1m以上のごみ(ただし一辺のいずれかは1m未満) 粗大ごみ収集日に普通ごみや資源物(食用の缶・びん・ペットボトル・化粧品のビン・古紙類・古布類)は収集できません。

※ごみ出しのルールを守りましょう

市で収集できないごみ

- 事業活動に伴って出る一般廃棄物(直接持ち込みまたは、許可業者に依頼してください)
- 業者請負の新築・増改築・解体などによって発生する建築廃材(産業廃棄物となります。)
- 業者請負の植木剪定ごみ、浴槽や畳の入替えなどによるごみ
- 危険なごみ(有害・爆発性・感染性あり)
- 汚物
- 処理困難な物(長大・頑強な物等)

臨時ごみの収集(一部有料・電話予約制)

- 引越し等で多量に出るごみ
- スプリング入りベッドマットレス
- 自治会清掃等によるごみ(無料)

家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は家電量販店へ

- 家電4品目は、市ではごみとして収集できません。
- 購入店または買い替え店に引き取ってもらってください。

家庭用パソコンはメーカーへ

- パソコンを廃棄処分する時は、各メーカーに回収依頼をしてください。
- 回収方法や料金等については、製造・販売メーカーのホームページ等でご確認ください。
- 回収するメーカーがないパソコン等は
一般社団法人パソコン3R推進協会
☎03-5282-7685
ホームページ <https://www.pc3r.jp>

住宅に関する補助

居住政策課… ☎655-2755

住宅の耐震診断補助制度

平成12年(非木造は昭和56年)5月31日以前に建築確認を受けて建築した市内の戸建住宅、長屋、共同住宅の所有者に、耐震診断費用の一部を補助しています。詳しくは居住政策課にご相談ください。

木造住宅・共同住宅の耐震改修等補助制度

平成12年(共同住宅・除却は昭和56年)5月31日以前に建築確認を受けて建築した市内の木造住宅、共同住宅の所

有者に、耐震改修設計費用、耐震改修費用、除却費用の一部を補助しています。詳しくは居住政策課にご相談ください。

多世代近居・同居を支援する補助制度

子世帯(中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯等)と親世帯(子世帯の父母または祖父母)のいずれかが近居・同居するために、住宅を購入または持ち家をリフォームし、市外から転入した世帯に費用の一部を補助しています。詳しくは居住政策課にご相談ください。



防災

危機管理課… ☎620-1617

市では、「水害・土砂災害ハザードマップ」と「地震防災マップ」の2種類の防災マップを作成していますので、地震や水害に備えて、日頃から準備しておきましょう。なお、市ホームページや右図読み取りから開設中の避難所等をご確認いただけます。

また、災害時の避難情報等を防災行政無線の屋外スピーカーからお知らせします。放送が聞こえにくい場合、右図読み取り（または、通話料がかかりますが、24時間以内であれば、☎050-5433-9161）から放送内容をご確認いただけますので、ぜひご活用ください。



避難所
開設状況



放送内容
の確認

災害見舞金制度

危機管理課… ☎620-1617

災害で被害に遭った市民の皆さんに災害見舞金を支給します。

受給要件 災害（交通事故含む）発生時に、本市に住民登録をしており災害により死亡または傷害を受けたか。また、災害のため現に居住している家屋が、全・半壊もしくは全・半壊した世帯および床上浸水した世帯。

支給額 死亡＝10万円、全壊（焼）＝5万円、半壊（焼）3万円、床上浸水＝2万円、治療3月以上（入院・通院の合計実日数が90日以上）の傷害＝3万円

申請期間 罹災した日または事故発生日から1年以内（死亡の場合は、死亡した日から1年以内）

提出書類 住民票の写し（手数料免除※）、罹災証明書、交通事故証明書、医師の診断書など
※手数料免除申請書は危機管理課にて配布

救急

消防本部… ☎622-6955

消防本部、消防署・分署については19ページ参照

「AED」を設置

AEDとは、除細動（電気ショック）により心室細動を取り除くものです。心室細動とは、心臓の筋肉が不規則にけいれんし、全身に血液を送り出すポンプとしての機能を果たせない状態になることをいいます。その、心室細動となった心臓の唯一の治療法がAEDによる除細動

（電気ショック）です。

市役所、小・中学校をはじめとした市の公共施設に設置しています。

救急医療相談窓口「救急安心センターおおさか」

「病院へ行くべき?」「救急車を呼ぶべき?」「応急手当の仕方がわからない」など、迷ったらまずここへ電話してください。皆さんからの救急医療相談を、看護師が医師の助言のもと24時間365日受け付け、緊急性がある場合は、直ちに救急車が出動します。

電話番号 ☎#7119（プッシュ回線・携帯電話・PHS）、または☎06-6582-7119（ダイヤル回線・IP電話）

「応急手当」講習会

市では、市民の皆さんの尊い命を守り、安心して暮らしていただけるよう、積極的に救急業務の高度化を推進しています。また、自主救護能力を高めるため、応急手当に関する正しい知識と技術の普及啓発に努めています。

講習名	日程	時間
救命入門コース	（4月・7月・10月・1月）第3日曜日	10:00～11:30（90分）
普通救命講習Ⅰ	毎月第3土曜日	13:00～16:00（3時間）
普通救命講習Ⅱ	毎月第3土曜日 普通救命講習Ⅰを受講後に1時間の効果測定を実施します	13:00～17:00（4時間）
普通救命講習Ⅲ	（4月・7月・10月・1月）第3日曜日	13:00～16:00（3時間）
上級救命講習	（5月・8月・11月・2月）第3日曜日	9:00～17:00（8時間）

※応急手当Web講習（eラーニング）を受けると、普通救命講習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、上級救命講習の受講を短縮することができます。詳しくは消防署救急管理課（☎622-6959）にお問い合わせください。



人権擁護

人権・男女共生課…☎620-1640

人権擁護都市宣言、人権尊重のまちづくり条例、第2次茨木市人権施策推進基本方針の趣旨に基づき、一人ひとりの人権が尊重される、豊かで住みよい都市づくりをめざしています。

人権侵害等についての人権相談は、52ページをご覧ください。

各いのち・愛・ゆめセンターについては18ページ参照

犯罪被害者等見舞金制度

人権・男女共生課…☎620-1640

犯罪行為により被害に遭われたかたやそのご遺族に対して、被害の早期回復及び経済的負担の軽減のため、見舞金を支給します。

受給要件 犯罪行為により亡くなられたかたのご遺族または犯罪行為により重傷病を負われたかた。犯罪被害者が被害時に茨木市民であり、原則、警察に被害届が受理されていること。（※令和5年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象）

支給額 遺族見舞金：10万円（すでに重傷病見舞金を受給された場合は7万円）、重傷病見舞金：3万円

申請期間 当該犯罪等の被害による死亡もしくは重傷病の発生を知った日から2年以内または当該死亡もしくは重傷病が発生した日から7年以内

人権・男女共同参画推進活動を支援します

「人権・男女共同参画推進」をテーマにした活動を支援するための補助制度があります。詳しくは人権・男女共生課啓発係（☎622-6613）にお問い合わせください。

内 容

- ①人権・男女共同参画に関する講演会・研修会等
- ②人権・男女共同参画に関する街頭啓発等
- ③人権・男女共同参画に関する自主啓発物の作成や配布
- ④その他人権啓発・男女共同参画に役立つと思われるもの。

ジェンダー平等 （男女共同参画）

人権・男女共生課…☎620-1640

市では、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、誰もが互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるジェンダー平等社会の実現をめざし、さまざまな取組を行っています。皆さまには「性別にかかわらず、一人ひとりの幸せがかなうまち いばらき」の実現により一層のご理解とご協力ををお願いします。

いばらきジェンダー平等プラン（第3次茨木市男女共同参画計画）は、男女共生センターローズWAMや各図書館などの公共施設に設置しているほか、市ホームページにも掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

非核平和都市宣言

世界の平和と安全は全人類の願望であります。にもかかわらず、核軍拡競争はとどまなく拡大しており、私どもは生存の危機に立たされています。

日本は世界ではじめて広島・長崎に原爆の被災を受け、今もなお数十万の人びとがその後遺に苦しんでいます。再びその惨禍を繰り返さず、人類を滅亡から救うために、核兵器の使用を許してはなりません。

私たちは太平洋戦争の苦しみの中から世界に誇るべき平和憲法を制定しました。その精神に基づき、核兵器の廃絶を世界の人びとと共に強く主張し、「核兵器を作らず、持たず、持ち込まず」という非核三原則の厳守を政府に求めます。

更に市民に向けて平和のための諸施策を推進することを誓い、ここに「非核平和都市」とすることを宣言します。

昭和59年（1984年）

12月17日

茨木市



この宣言は、茨木市議会が決議し、議決されたものです。

人権擁護都市宣言

すべての人は、生まれながらにして尊ばれ、人間らしく生き、しあわせになる権利を有しています。

しかし、このかけがえのない人権を侵害する事実が、社会のさまざまな場面であとをたちません。

私たちは、日本国憲法のもとに、この大切な人権が傷つき、心を痛めることのないよう、平和と市民の生命と財産を守り、市民生活を向上させ、あらゆる差別のない社会を築いていきたいと願っています。

私たちは、基本的人権を擁護するために、たゆまぬ努力を重ね、地球市民として国際的な視野に立ち、共に学び、考え、行動します。

ここに、私たちは、人権が守られた、豊かで住みよい都市をめざし、歴史と緑に恵まれた茨木市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

平成7年（1995年）3月28日

茨木市



人権擁護都市宣言
シンボルマーク

このシンボルマークは、人権の大切さを「人」と「心」といばらきの「い」の字をモチーフにデザインしたものです。

市議会

市議会事務局総務課 … ☎ 620-1670

議事課 … ☎ 620-1671

市議会は、市民の直接選挙によって選ばれた議員（条
例定数28人）で組織する議決機関で、年4回開かれる
定例会（3月、6月、9月、12月）とその他必要に応じ
て、特定の事件に限り招集される臨時会とがあり、条例
や予算などの議決権、行政事務の調査権など多くの権限
を持っています。

議会には、議案、請願などを専門的、能率的に審査す
るために総務・文教・民生・建設の4つの常任委員会が、
円滑な議会の運営を行うために議会運営委員会が、また、
特定事件を審査・調査するために特別委員会が置かれて
います。

市議会の傍聴

本会議および委員会は、一般に公開され、誰でも自由
に傍聴できます。傍聴にあたっては、傍聴人受付簿に住所
、氏名を記入し、静かに傍聴してください。

なお、本会議は、特別傍聴室を設置していますので、
小さいお子さんを連れたかたも安心して傍聴できます。

請願

市議会に提出する請願は、市政に関することで実現し
てもらいたいことを文書で議会に提出するものです。

請願書は、請願者の氏名(法人の場合は、その名称およ
び代表者の氏名)、住所、提出年月日および請願の趣旨
を記載し、文書（点字を含む）で、市議会議長あてに提
出します。なお、請願には紹介議員の署名が必要です。

議長は提出された請願書を受理したうえ、関係する委
員会に付託し、その審査を経たのち、本会議において採
択か不採択かを決めます。また、その結果は請願者にも
通知します。

採択された請願のうち、市長その他関係機関において
処理することがふさわしいものはこれを送付し、後日、
その処理の結果の報告を求めています。

インターネット中継

市議会では、本会議のインターネット中継を行ってい
ます。

本会議の審議状況をライブ中継および録画中継により、
インターネットで視聴いただけるとともに、市役所本館
1階ロビーのテレビでもライブ中継しています。

選挙

選挙管理委員会事務局… ☎ 620-1675

選挙権は、国民の持つ基本的な権利です。政治をよく
し、社会を住みよい、しあわせなものにするためよく考
えて投票しましょう。

選挙権

選挙権とは、選挙において投票できる資格のことで、
次のとおりです。

■国の選挙（衆議院議員・参議院議員）

- ①日本国民であること
- ②年齢満18歳以上であること

■地方選挙（都道府県議会議員および知事・市町村議 会議員および長）

- ①日本国民であること
- ②年齢満18歳以上であること
- ③引き続き3か月以上、同一市町村内に住所があること

なお、選挙権を行使（投票）するためには、選挙人名簿
に登録されていなければなりません。（ただし、知事・都
道府県議会議員選挙の場合は、選挙権を有していた者が、
同一都道府県内に引き続き居住していることが必要）

被選挙権

被選挙権とは、選挙により国会議員や地方公共団体
の議会の議員および長のような公職につくことができ
る資格のことで、日本国民で次のことが必要です。

- 衆議院議員・市町村長……年齢満25歳以上
- 参議院議員・都道府県知事……年齢満30歳以上
- 都道府県・市町村の議会議員……年齢満25歳以上で
その選挙の選挙権を有するもの

期日前投票

投票日に投票所へ行けないと見込まれるかたは、告
(公)示日の翌日から投票日の前日までに投票することが
できます。

不在者投票

- (1) 出張等で市外に滞在しているかたは不在者投票が
できます。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせ
ください。
- (2) 不在者投票指定施設(病院、老人ホーム等)に入院
(所)中のかたは病院などで投票できます。
- (3) 身体に重度の障害(政令で定める)があるかたや介
護保険の要介護状態が5であるかたは郵便等投票
証明書の交付後、自宅等で郵便による投票ができ
ます。また、上肢または視覚の障害が1級のかた
については、代理記載制度があります。



点字投票

目の不自由な方は、点字によって投票できます。

代理投票

心身に故障のある方や自分で字の書けない方は、係員が本人に代わって投票用紙に記載する制度があります。

在外投票

仕事や留学などで海外に居住している方が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度です。在外選挙人証の交付後、在外公館等で投票ができます。

なお、在外公館等において行う申請（在外公館申請）のほか、出国前に国外への転出届と合わせて申請（出国時申請）ができます。

情報公開制度と 個人情報保護制度

法務コンプライアンス課… ☎620-1606

情報公開制度

市が保有する情報を、市民の皆さんの請求に基づいて公開する制度です。これは、市政の記録である公文書を市民の皆さんに公開することにより、開かれた市政の推進を図るために実施しています。

個人情報保護制度

市が収集・利用する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に取り扱うための制度です。市民の皆さんが、自分の個人情報がどのように収集され、利用されているかを確認したり、開示や訂正、利用停止などを請求できます。

パブリックコメント制度

市民生活相談課… ☎620-1603

パブリックコメント制度とは、市が計画や条例などの案を事前に公表して市民の皆さんからのご意見を募り、寄せられたご意見に対して市の考え方を公表し、意見を考慮して最終案をつくっていく手続きをいいます。

ご意見の募集は、「広報いばらき」、市ホームページ等でお知らせします。

市政へのアイデアボックス

市民生活相談課… ☎620-1603

市民と行政がともに知恵を出し合い、まちづくりを進めていくため、市内5か所にアイデア用紙とアイデアボックスを設置しています。また、ホームページにもアイデアボックスのコーナーを設けていますので、皆さんの市政に対するアイデアをお寄せください。

なお、寄せられたアイデアの要旨と提案に対する市の考え方は、ホームページに掲載する場合があります。あらかじめご了承ください。



市民相談

市民生活相談課… ☎620-1603

市政についての意見・要望・問合せなどは直接窓口でお聞きするほか、文書・電話・電子メールなどの方法でもお受けしています。

市民生活相談課では、別表1のような特別相談を、また、他の機関では日常生活に密着したさまざまな相談を別表2・3のとおり行っています。お気軽にご相談ください。

■市民生活相談課で行っている特別相談【別表1】

相談名	実施日	時間	相談内容	担当者
法律相談	毎週月・水・金曜日	午後1時～5時	相続・離婚・債務整理などに関するトラブルなど 各日先着16人	弁護士
日曜法律相談	毎月最終の日曜日	午前9時～ 午後0時30分	相続・離婚・債務整理などに関するトラブルなど 各日先着7人	弁護士
交通事故法律相談	毎週火曜日	午後1時～ 3時30分	交通事故に関する、示談、慰謝料などの問題 各日先着5人	弁護士
国の仕事に関する 行政相談	毎月第1・3木曜日	午後1時～3時	国の行政機関などへの要望、苦情（予約不要）	行政相談委員
司法書士相談	毎月第1水曜日＝登記、 相続第3・4水曜日＝登記、 相続、後見人、多重債務等	午前9時30分～ 正午	相続・売買等の不動産に関する登記、供託の手続き、成年後見制度・多重債務等に関する相談、各日先着5人	司法書士
土地家屋調査士相談	毎月第3水曜日	午前9時30分～ 正午	不動産の表示に関する調査・測量および申請手続き、土地の境界に関する相談、各日先着5人	土地家屋調査士
行政書士相談	毎月第1水曜日	午前9時30分～ 正午	各種書類（相続、遺言、離婚協議書、認可申請書等）の書き方 各日先着5人	行政書士
税務相談	毎月第2・4木曜日 （12月の第4木曜日、 2・3月を除く）	午後1時～4時	相続税、贈与税、所得税など、税務全般について 各日先着6人	税理士
宅地建物取引相談	6・7・10・11・2・3月 の第3木曜日	午前9時30分～ 正午	土地・建物の売買の進め方、業者の選び方、賃貸住宅に関するトラブルなど不動産に関する相談、各日先着5人	宅地建物取引士
公証人相談	4・8・12月の 第1木曜日	午前9時30分～ 正午	遺言、養育費、年金分割合意書等の公正証書に関する相談 各日先着5人	公証人

※ 1週間前（同曜日、日曜法律相談は直前の月曜日）の午前8時45分前から電話またはWeb（市公式総合アプリ「いばライフ」）で予約（1週間前が閉庁日の場合は、電話予約のみ直前の開庁日）

おくやみコーナー

おくやみコーナー… ☎647-2919

ご家族や身近な方が亡くなった場合は、さまざまな手続きが必要になります。

おくやみコーナーでは、ご遺族の負担を減らすため、死亡に伴う複数の手続きの、必要書類作成と受付を一つの窓口で行います。

なお、本コーナーをご利用される場合は、事前予約が必要です。

■ 予約受付期間

利用希望日の30日前～2日前まで

■ 予約方法

インターネットまたは電話予約

予約専用フォーム



予約専用電話 ☎647-2919

（※電話受付は、土・日曜日、祝日除く）

■ 開設日時

平日 午前9時15分～午後4時

※土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません

■ 開設場所

市役所 南館1階 情報ルーム内

各種相談[別表2]

相談名	実施日	時間	場所	相談内容	担当者
建築相談会	奇数月第3木曜日	午後1時 ～4時15分		住宅や病院、店舗など不特定多数のかたが利用される建築物、マンション等の耐震診断、耐震改修、修繕建替え等に関する相談。予約は7日前までに居住政策課(☎655-2755)、先着4組	建築士
人権擁護委員による人権相談	毎月第2・4木曜日	午後1時 ～3時		プライバシーの侵害、家庭内のトラブルなど日常生活に起こる人権の侵害について問合せは人権・男女共生課(☎620-1640)	人権擁護委員
戸籍相談	毎月第3木曜日	午後2時 ～4時	市民生活相談課	戸籍手続き上の諸問題・予約は実施日前日の午前8時45分から市民課(☎620-1621)に電話申込、先着4人	市民課職員
ひとり親のための法律相談	毎月第4火曜日	午後1時 ～4時		離婚前の相談やひとり親家庭等が抱える様々な法律問題(子育て、生活、就業、DV、養育費の確保、親権、慰謝料、財産分与のこと)や残業代や給与等の未払いなどの労働問題について、ひとり親家庭への支援に精通する弁護士に相談できます(電話またはメール、いばライフで要予約)こども政策課☎620-1625	弁護士
分譲マンション管理相談会	毎月第2火曜日	午前9時 ～正午		分譲マンションの維持・管理や管理組合の運営に関する相談、予約は7日前までに居住政策課(☎655-2755)、先着4組	マンション管理士
年金相談(令和7年3月まで)	毎月第3火曜日	午前10時 ～11時40分	保険年金課(年金) ☎620-1632	各種年金相談(共済年金を除く)(予約制)先着5人	吹田年金事務所相談員
障害年金相談	広報いばらきに掲載	午前9時30分 ～午後4時20分		障害基礎年金受給手続きに関する相談(予約制)先着6人	社会保険労務士
聴覚障害者生活相談	毎週月～金曜日	午前9時 ～午後5時	障害福祉課 ☎620-1636 FAX 627-1692	聴覚に障害のあるかたの生活について	手話通訳士
母子・父子・寡婦家庭相談(離婚前も可)	毎週月～金曜日	午前9時 ～午後5時	こども政策課 ☎620-1625	母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の生活上の悩みにについて(予約優先)	ひとり親自立支援員
ひきこもり、ニート不登校等の相談	月・水～土曜日	午前10時 ～午後6時	市子ども・若者自立支援センター「くろす」 ☎646-5526	ひきこもり、ニート、不登校などの相談(予約制)※令和7年度から事業者変更予定	くろす相談員
仕事なんでも相談	毎週火～木曜日 毎月最終木曜日の 午後はローズWAM Mで実施	午前10時 ～正午 午後0時45分 ～4時	商工労政課 ☎620-1620	就職に向けての支援や労働条件等の労働問題全般についての相談	仕事なんでも相談員
創業・経営相談	商業/毎週月・金曜日 工業/毎週火曜日(原則) 月～金曜日 (祝日・休館日は除く)	午前10時～ 午後5時 午前9時～ 午後5時		創業や市内事業者の経営課題に関する相談(予約制)	中小企業経営アドバイザー (中小企業診断士)
金融相談(事業資金・教育ローン)	第3月曜日 (祝日・休館日は除く)	午後1時～ 3時	茨木商工会議所 ☎622-6631	創業や経営についての相談(予約制)	経営指導員
健康相談	毎週月～金曜日	午前9時～ 午後4時	保健医療センター ☎625-6685	日本政策金融公庫の事業資金・教育ローンについての相談(予約制)	日本政策金融公庫 担当者
人権相談	毎週月～金曜日	午前9時～ 午後5時	人権センター ☎622-6613	健康に関する相談	保健師等
外国人総合相談	①毎週月～金曜日 ②毎月最終の日曜日	①午前9時～ 午後5時 ②午前9時～ 正午	①人権・男女共生課 ☎620-1640 ②市民生活相談課	人権に関する全般的な相談	人権相談員
いばらきにじいる相談	毎月第4土曜日	午後3時～ 7時45分	☎080-4668-9510	外国人や外国にルーツを持つ人の生活に関する相談、各種手続き案内等	人権・男女共生課 職員
防火相談	毎日	午前8時45分～ 午後5時15分	消防本部(署) 各分署	性自認・性的指向に関する相談や、セクシュアリティで悩んでいるかたへの接し方等についての相談	専門相談員
子ども・若者相談	①火～土曜日 ②月～水・金・土曜日 ③火～土曜日 ④月・火・木～土曜日 ⑤月・水～金・日曜日 (①～④ 祝日除く) (⑤ 休館日除く)	午前9時～ 午後9時	①豊川いのち・愛・ゆめセンター分館 ②沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館 ③総持寺いのち・愛・ゆめセンター別館 ④府営茨木安威住宅B-5棟103号室・B-22棟集会所 ⑤ローズWAM	家庭や事業所の防火について	消防職員
①心理相談 ②発達相談 ③ことばの教室	①～③ 月～金曜日	①～③ 午前9時 ～午後7時	市民総合センター内 教育センター ☎626-4407	子ども・若者からの困りごと・悩み相談 保護者からの困りごと・悩み相談(予約制) ①いばらきLOBBY(☎080-9607-5051) ②ペンボスタ・ばーちスペース(☎655-3761) ③ちよい(choi)(☎628-6993) ④プラザ・あい(☎655-1821) ⑤エント(☎080-1521-4624) ※令和7年度から事業者変更予定	ユースプラザ 相談員
④電話教育相談 ⑤「いじめ」ホット 電話相談	月～金曜日	午前9時 ～午後5時	市民総合センター内 教育センター ④☎625-7830 ⑤☎627-5511 0120-147970	性自認・性的指向に関する相談や、セクシュアリティで悩んでいるかたへの接し方等についての相談	教育相談員 発達相談員 ことばの教室相談員
ヤングケアラーに関する相談	毎週月～金曜日	午前8時45分 ～午後5時	こども政策課 ☎620-1625	④教育に関する全般的な相談 ⑤いじめに関する悩みについての相談	電話教育相談員 いじめ問題相談員

相談名	実施日	時間	場所	相談内容	担当者
不登校児童生徒支援室 「ふれあいルーム」	毎週月～金曜日	午前9時～午後5時	市民総合センター内 教育センター ☎626-4407	ふれあいルームに関する問合せ	ふれあいルーム 職員
青少年に関する相談	毎週月～金曜日	午前8時45分～午後5時15分	上中条 青少年センター ☎622-5180	青少年に関する相談	社会教育振興課 職員
こども会や放課後 子ども教室の相談				こども会活動や放課後子ども教室に関する相談	
子育て総合案内 「こども支援センター」	おにクル休館日 以外	午前8時45分～午後5時15分	こども支援センター ☎624-9301	妊娠・出産・子育てに関する情報提供	保健師 保育士等
子育て面接相談	毎週月・火・金曜日	午前10時～午後4時	子育てすこやかセンター ☎663-1002	就学前の乳幼児の育児に関する相談 (面接オンラインは要予約)	保育士
	毎週月～金曜日	午前8時45分～午後5時15分	こども支援センター こども相談グループ ☎624-0961	子育てに関する相談(予約制)	
子育て電話相談	毎週月～金曜日	午前8時45分～午後5時15分	こども支援センター ☎624-0961	子育てに関する相談	心理判定員 保育士・保健師 等
	毎週月・火・金曜日	午前10時～午後4時	子育てすこやかセンター ☎633-1002		
児童虐待電話相談	毎週月～金曜日	午前8時45分～午後5時15分	こども支援センター こども相談グループ ☎624-8951	虐待の通告や相談	心理判定員 保育士・保健師 等
乳幼児発達療育相談	毎週火～土曜日	午前9時～午後5時	すくすく親子教室 ☎620-9833	乳幼児の発達に関する相談、 電話相談(面接相談のみ予約制)	心理判定員・ 保育士
障害児相談 (18歳まで)	毎週月～金曜日	午前9時～午後5時	あけぼの学園 ☎626-0105	発達に支援の必要なこどもに関する 相談(面接は要予約)	専門相談員・ 心理判定員 等
消費生活相談	毎週月～金曜日	午前9時～午後4時30分	消費生活センター ☎624-1999	消費生活に関する商品・サービス・契約に かかわる苦情・相談・問い合わせ	消費生活相談員
	第2・4土曜日	午前9時～正午			
DV相談 デートDV相談	月～土曜日 (祝日を除く)	午前9時～午後5時	配偶者暴力相談 支援センター ☎622-5757	夫・恋人等からのさまざまな暴力に関する相談	専門相談員
女性面接相談	月～土曜日 (火曜日・祝日を除く)	午前9時30分～午後4時	ローズWAM ☎620-9920	女性からのさまざまな悩みに関する相談(予約制)	専門相談員
女性電話相談 ☎621-0892	月～土曜日 (火曜日・祝日を除く)	午前10時～午後4時		女性からのさまざまな悩みに関する相談	専門相談員等
男性のための 電話相談 ☎620-9929	第3・4水曜日	午後6時30分～9時30分		男性からのさまざまな悩みに関する相談	男性相談員
女性のはたらき方 相談	偶数月第2金曜日 奇数月第2土曜日	午前9時30分～午後0時30分		今働いている人、これから働く人のはたらき方 に関する相談(予約制)	専門相談員
女性法律相談	第3木・土曜日	午前9時30分～午後0時30分		離婚、家族関係、金銭問題、近隣とのトラブル等 法律上の悩みに関する相談(予約制)	女性弁護士
仕事なんでも相談	最終木曜日	午後1時～4時		就職に向けての支援や労働条件等の労働問題全般に 関する相談	仕事なんでも 相談員
総合相談	毎週月～土曜日	午前9時～午後5時 ※夜間相談 ①毎週木曜日 午後5時～8時 ②毎週月曜日 午後5時～9時 (予約制) ③午後5時～9時 (予約制)	①豊川のち愛ゆめセンター ☎643-1470 ②奈良川のち愛ゆめセンター ☎635-7667 ③巖持川のち愛ゆめセンター ☎626-5660	人権や生活上のさまざまな相談	総合相談員
くらし設計相談	①第1金曜日 ②第2金曜日 ③第3金曜日 ④第3土曜日	午後1時～5時(要予約)	①人権・男女共生課 ☎620-1640 ②豊川のち愛ゆめセンター ☎643-1470 ③奈良川のち愛ゆめセンター ☎635-7667 ④巖持川のち愛ゆめセンター ☎626-5660	くらしや家計の見通しに関する相談	社会保険労務士兼 ファイナンシャル プランナー

■青少年相談機関の一覧【別表3】

相談機関	所在地／電話	内容
茨木少年サポートセンター	中穂積一丁目3-43 ☎625-6677	少年育成室 少年の問題行動に関する相談
	☎621-4114	育成支援室 非行等少年へのさまざまな体験活動を通じた立ち直り支援
茨木保健所	大住町8-11 ☎624-4668	こころの健康相談(統合失調症・うつ病・アルコール依存症・ひきこもり等)
茨木警察署(生活安全課少年係)	中穂積一丁目6-38 ☎622-1234	少年の問題行動(シンナー・暴力・万引き・窃盗等)の相談や措置
大阪府吹田子ども家庭センター	吹田市出口町19-3 ☎06-6389-3526	青少年(中学卒業後からおおむね25歳まで)に関するさまざまな相談

市内官公署・学校等一覧

●市役所・出張所

市役所	駅前三丁目8-13	(代)622-8121
北辰出張所	大字泉原332-3	649-2002
環境事業課	東野々宮町14-1	634-0351
環境衛生センター	//	634-1627
保健医療センター	春日三丁目13-5	625-6685
水道部	東中条町2-13	(代)622-8121
水道部工務課維持係 (上中条分室)	上中条二丁目12-28	622-2308
十日市浄水場	十日市町16-1	643-6167
斎場	大住町18-16	626-2007
地域の工事センター (上中条分室)	上中条二丁目12-28	622-2015

●消防本部・消防署

消防本部・消防署	東中条町2-13	(代)622-6955
水尾分署	水尾三丁目18-15	638-1119
下井分署	下井町2-3	641-4141
下穂積分署	下穂積一丁目7-10	625-1402
西河原分署	城の前町1-10	627-0841
北辰分署	大字泉原38-8	649-3222
白川分署	白川二丁目11-1	635-5810
山手台分署	山手台二丁目2-23	649-0143

●教育・文化・コミュニティ施設

文化・子育て複合施設 おにクル	駅前三丁目9-45	631-0296
市民活動センター (きゅぱす)	駅前三丁目9-45	623-8820
きたしん プラネタリウム	駅前三丁目9-45	631-0296
(公財)茨本市文化振興財団 (文化事業係)	駅前四丁目6-16	625-3055
市民総合センター (クリエイティブセンター)	駅前四丁目6-16	624-1726
教育センター	//	626-4400
消費生活センター	駅前三丁目8-13	624-0799
人権センター	東中条町2-13	622-6613
中央図書館	畑田町1-51	627-4129
おにクルぶっくぱーく	駅前三丁目9-45	622-2476
水尾図書館	水尾三丁目3-18	637-4416
庄栄図書館	庄二丁目26-12	620-1171
穂積図書館	松ヶ本町8-30 (イオンモール茨木内)	620-1056
富士正晴記念館 (中央図書館に併設)	畑田町1-51	627-7937
上中条青少年センター	上中条二丁目11-22	622-5180
川端康成文学館	上中条二丁目11-25	625-5978
青少年野外活動センター	大字銭原115	649-2351
里山センター(森の学び舎)	大字泉原20-2	646-7531
文化財資料館	東奈良三丁目12-18	634-3433
キリシタン遺物史料館	大字千提寺262	649-3443
市立ギャラリー	永代町1-5 (阪急茨木市駅ロサヴィア2階)	621-1850
市民体育館	小川町2-1	626-3821
福井市民体育館	西福井三丁目30-45	641-4961
東市民体育館	学園町4-18	633-5701
南市民体育館	島三丁目8-19	630-0111
中条市民プール	小川町2-7	626-3821
五十鈴市民プール	五十鈴町11-13	635-7700
西河原市民プール	西河原三丁目2-38	621-9715
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	大字忍頂寺1049	649-4402
男女共生センターローズWAM	元町4-7	620-9920
生涯学習センターきらめき	畑田町1-43	624-8182

葦原コミュニティセンター	新和町21-27	637-3256
中津コミュニティセンター	桑田町13-29	635-6833
庄栄コミュニティセンター	庄二丁目26-12	620-0246
水尾コミュニティセンター	水尾二丁目9-15	633-0084
郡コミュニティセンター	郡五丁目12-11	641-1605
西河原コミュニティセンター	西河原北町7-21	627-7610
穂積コミュニティセンター	下穂積一丁目7-5	626-3280
畑田コミュニティセンター	畑田町3-6	624-9050
東コミュニティセンター	学園町4-18	633-7713
豊川コミュニティセンター	藤の里二丁目16-8	641-8910
彩都西コミュニティセンター	彩都あさぎ一丁目3-4	646-5705
三島コミュニティセンター	西河原二丁目7-12	625-6474
大池コミュニティセンター	舟木町11-35	633-8071
春日コミュニティセンター	上穂積二丁目13-30	626-6541
東奈良コミュニティセンター	東奈良三丁目8-5	637-4534
沢池コミュニティセンター	南春日丘五丁目1-21	625-1545
山手台コミュニティセンター	山手台三丁目32-2	649-1177
玉櫛コミュニティセンター	沢良宜東町5-39	633-0105
豊川のち・愛・ゆめセンター	豊川四丁目4-28	643-2069
沢良宜のち・愛・ゆめセンター	沢良宜浜三丁目12-19	635-7667
総持寺のち・愛・ゆめセンター	総持寺二丁目5-36	626-5660

●公民館

中央公民館	畑田町1-43 (生涯学習センターきらめき内)	622-1256
茨木公民館	東宮町1-19	625-7807
春日公民館	上穂積二丁目13-30 (春日コミュニティセンター内)	626-6541
春日丘公民館	下穂積三丁目5-5	623-7873
三島公民館	西河原二丁目7-12 (三島コミュニティセンター内)	625-6474
中条公民館	下中条町3-27	623-2967
玉櫛公民館	沢良宜東町5-39 (玉櫛コミュニティセンター内)	633-0004
安威公民館	安威二丁目16-12	641-2399
玉島公民館	平田二丁目25-9	633-1020
福井公民館	東福井二丁目4-40	643-5129
清溪公民館	大字泉原332-3	649-4855
見山公民館	大字下音羽163	649-3109
石河公民館	大字大岩347-1	649-4318
豊川公民館	藤の里二丁目16-8 (豊川コミュニティセンター内)	641-8930
大池公民館	舟木町11-35 (大池コミュニティセンター内)	636-6230
中津公民館	桑田町13-29 (中津コミュニティセンター内)	635-7055
東公民館	学園町4-18 (東コミュニティセンター内)	633-7880
水尾公民館	水尾二丁目9-15 (水尾コミュニティセンター内)	633-0084
太田公民館	太田三丁目6-18(本館) 太田二丁目6-1(分室)	623-9076 625-2200
天王公民館	天王二丁目13-71	625-7007
郡山公民館	新郡山二丁目30-53	641-8110
葦原公民館	新和町21-27 (葦原コミュニティセンター内)	637-3286
庄栄公民館	庄二丁目26-12 (庄栄コミュニティセンター内)	620-0366
沢池公民館	南春日丘五丁目1-21 (沢池コミュニティセンター内)	625-1545
郡公民館	郡五丁目12-11 (郡コミュニティセンター内)	641-1905
畑田公民館	畑田町3-6 (畑田コミュニティセンター内)	624-9160
山手台公民館	山手台三丁目32-2 (山手台コミュニティセンター内)	649-1039
耳原公民館	耳原二丁目18-14	641-4870
穂積公民館	下穂積一丁目7-5 (穂積コミュニティセンター内)	626-3580
白川公民館	鮎川一丁目8-17	632-7870

東奈良公民館	東奈良三丁目8-5 (東奈良コミュニティセンター内)	637-4534
西公民館	北春日丘四丁目7-2	623-8496
西河原公民館	西河原北町7-21 (西河原コミュニティセンター内)	627-7650

●福祉・子育て支援施設

社会福祉協議会	東中条町2-13	627-0033
シルバー人材センター (シルバーワークプラザ)	東奈良一丁目4-1	634-8990
高齢者活動支援センター シニアプラザいばらき	桑田町24-21	632-7411
福井多世代交流センター	東福井二丁目23-22	643-1300
西河原多世代交流センター	西河原二丁目17-4	623-9343
葦原多世代交流センター	新和町21-27	637-2422
沢池多世代交流センター	南春日丘五丁目1-8	624-1177
南茨木多世代交流センター	東奈良三丁目16-14	632-0101
障害福祉センターハートフル	片桐町4-26	620-9818
障害者就労支援センター かしの木園	春日一丁目15-22	626-5910
障害者生活支援センター ともしび園	西穂積町8-2	623-7795
あけぼの学園	西穂積町8-11	627-6010
すくすく親子教室	春日三丁目13-5	620-9817
こども支援センター	駅前三丁目9-45	624-9301
子育てすこやかセンター	沢良宜浜三丁目12-5	663-1000

●保育所

市立	春日保育所	西田中町1-6	623-2112
	郡保育所	郡五丁目29-4	641-2210
	沢良宜保育所	沢良宜浜三丁目13-27	635-5678
	総持寺保育所	総持寺二丁目2-15	623-4367
	中央保育所	宮元町2-34	626-2200
私立	鮎川保育園	鮎川二丁目22-20	633-0006
	彩都敬愛保育園	彩都あさぎ一丁目2-19	640-1115
	彩都敬愛保育園分園 彩都宿久庄敬愛保育園	大字宿久庄220-2	665-4420
	さくらんぼこども園	寺田町12-16	633-4722
	玉島保育園	平田二丁目36-13	635-5700
	たんぽぽbambi保育園	玉櫛二丁目10-5	632-0666
	ちとせ学院tre保育園	新和町21-21	635-1200
	てんのう中津保育園	中津町14-28	635-4500
	なかよしわんぱく保育園	上穂積町1-13	627-2021
	東奈良敬愛保育園	東奈良三丁目3-1	630-1100
	ひだまり保育園	園田町15-3	635-8477
	ひだまり保育園分園 きらひだまり保育園	舟木町2-25 エル・ボスク11階	646-8295
	ひだまり保育園分園 ゆめひだまり保育園	主原町3-3 林泉第2ビル1階	635-8477
	ほづみ保育園	上穂積二丁目3-45	627-5200
	マリモglobal kids (本園)	西駅前町3-9 ARCHE 1階	624-1178
	マリモglobal kids (分園)	春日三丁目11-24 カネカビル 1階	622-1212
	水尾保育園	水尾一丁目12-15	635-8350

●小規模保育事業

市立	小規模保育施設のぞみ	春日五丁目5-18	624-9051
私立	きずなKID'S保育園	西田中町1-1パークビル1階	624-5060
	きずな保育園	竹橋町15-41 萩谷マゾン1階	648-7345
	けいあいりんぴに上中条	上中条一丁目5-22	657-7955
	けいあいりんぴに天王	天王2-8-21-102天王ビル1階	657-7805
	すまいるひだまり保育園	主原町3-7 林泉第1ビル1階	638-0070
	すみれ保育園	沢良宜西一丁目4-1 エミネス南茨木1階	632-2525
	第2保育園なないろ	横江一丁目2-8	601-1314
	第2保育園なないろ 真砂園	真砂二丁目16-12 ウィラローザ奥谷102	664-7716
	たんぽぽアミーゴ 保育園	松ヶ本町3-16 バーデンスクラブビル3階	631-4151
	保育園さわいけキッズ	南春日丘五丁目1-8 沢池多世代交流センター2階	624-3710

私立	保育所さうだいで	真砂一丁目2-36	630-4556
	ポッポ保育園 上中条校	上中条一丁目4-9 ツインハイツ上中条1階	665-6322
	ポッポ保育園 下穂積校	下穂積三丁目3-25 Avanti下穂積1階	657-8010
	マリモ茨木 ステーション保育園	春日一丁目4-12 長沢ショッパーズビル2階	624-7711
	マリモcity保育園	駅前三丁目6-2 Box Five 1階	623-6988
立	マリモスリー保育園	西駅前町5-32 西野ビル2階	621-1007
	マリモ保育園	東太田四丁目8-10-8	622-3104
	みのらはら桜保育園	耳原一丁目17-22 ブランドール耳原2-A	648-7858

●事業所内保育事業

私立	敬愛りんぴに西中条	西中条町11-26	646-5444
	てんのうナーサリー ※令和7年4月開設予定	大池二丁目24-17	未定
	ヤクルトひよっこ 保育園茨木	小川町8-22 NOMURAビル3-A号室	644-8960

●認定こども園

市立	(認) 茨木幼稚園	片桐町6-25	622-2766
	(認) 太田幼稚園	太田二丁目9-23	626-4015
	(認) 沢池幼稚園	南春日丘三丁目2-3	627-0554
	(認) 庄栄幼稚園	総持寺一丁目1-17	625-4787
	(認) 西幼稚園	上穂積二丁目12-13	622-5115
	(認) 福井幼稚園	東福井二丁目2-32	643-5160
	(認) 水尾幼稚園	真砂二丁目3-2	635-0590
	安威たんぽぽ学園	南安威二丁目1-13	643-4929
	あいの三島こども園	三島町2-28	622-2095
	うたさくこども園	豊原町13-8	641-1122
	彩都保育園	彩都あさぎ五丁目12-2	641-8645
	さいのもとこども園	豊川四丁目33-8	643-1279
	末広(認)	末広町8-27	634-4708
	たちばなこども園	片桐町14-10	622-2777
	玉櫛たちばなこども園	東奈良二丁目8-21	632-5821
	たんぽぽ学園	玉櫛一丁目3-1	632-6669
	たんぽぽ中条学園	東中条町8-6	627-0555
	たんぽぽtriangle学園	玉櫛二丁目11-24	646-8333
	天王こども園	大正町3-16	632-1500
	天王こども園分園 天王こども園つばみ	丑寅二丁目1-5-1	631-3377
立	ときのはこども園	平田一丁目29-31	638-2233
	(認) いばらき大谷学園	別院町3-31	624-0203
	(認) 常磐会短期大学 付属茨木高美幼稚園	小川町7-3	622-2052
	(認) いびきの丘学園	東太田一丁目4-10	626-0088
	(認) おとのは学園	平田一丁目29-38	637-1122
	(認) くらみ敬愛保育園	沢良宜東町14-35	630-1313
	(認) 郡山敬愛保育園	新郡山二丁目2-20	640-0202
	(認) こどもの園敬愛保育園	中穂積三丁目1-22	645-0005
	(認) 彩都敬愛幼稚園	彩都あさぎ五丁目7-4	640-1212
	(認) さんすい学園	東太田三丁目8-3	626-9047
	(認) 白川敬愛保育園	白川二丁目13-25	637-1313
	(認) ちとせ学院	庄二丁目7-35	626-2191
	(認) ちとせ学院分園 ちとせ学院Ramo	庄二丁目8-13	626-2191
	(認) ちとせ学院Due南茨木	沢良宜西一丁目10-31	638-9191
	(認) ちとせ学院めぐみの森	戸伏町13-35	626-1606
	(認) 天王学園幼稚園	大正町3-15	635-4000
	(認) 天王つなぐこども園 ※令和7年4月開設予定	天王二丁目13-5	623-4366
	(認) 豊原学園	豊原町14-14	640-0017
	(認) 中穂積敬愛保育園	中穂積一丁目2-31	631-1818
	(認) 東さくら保育園	桑田町24-18	632-4807
市立	花たちばな(認)	稲葉町16-14	665-6500
	松ヶ本(認)	松ヶ本町4-40	626-1677

※(認)は認定こども園の略

私立	やまぜんこども園	大字車作9番1号	665-6601
	山手台保育園	山手台三丁目28-23	649-0874
	幼保連携型(認)しもぼづみキッズ	下穂積三丁目5-30	627-2541

●幼稚園

市立	玉島幼稚園	平田二丁目36-4	633-6622
私立	大阪体育大学浪商幼稚園	学園町1-1	634-3141
	めぐみ幼稚園	春日三丁目12-8	622-2739
	茨木みのり幼稚園	水尾三丁目1-41	632-2771
	春日幼稚園	下穂積三丁目7-29	622-4601
	茨木東邦幼稚園	橋の内二丁目10-2	634-0731
	鮎川幼稚園	鮎川三丁目3-24	634-5452
	郡山敬愛幼稚園	新郡山二丁目30-5	641-1100
	安威幼稚園	南安威二丁目3-23	643-4642
	サニー幼稚園	山手台三丁目31-19	649-5152
	りんでん幼稚園	白川一丁目11-1	633-1212

●小学校

茨木小学校	片桐町8-40	624-3132
春日小学校	上穂東町5-18	622-2358
春日丘小学校	中穂積三丁目3-43	622-2515
三島小学校	三島町3-13	624-5261
中条小学校	新中条町7-12	622-2729
玉櫛小学校	水尾三丁目1-51	634-2144
安威小学校	安威二丁目21-23	643-5128
玉島小学校	玉島二丁目11-23	632-3160
福井小学校	東福井二丁目4-20	643-5173
清溪小学校	大字泉原857	649-2025
忍頂寺小学校	大字忍頂寺31-2	649-3014
大池小学校	大池一丁目5-8	632-8663
豊川小学校	宿久庄五丁目14-5	643-5916
中津小学校	中津町10-15	634-3478
東小学校	鮎川二丁目5-23	633-2541
水尾小学校	水尾四丁目7-16	633-3792
郡山小学校	新郡山二丁目30-18	643-5345
太田小学校	花園一丁目21-26	643-8384
天王小学校	天王二丁目13-57	625-6205
葦原小学校	新和町13-50	633-7680
郡小学校	郡五丁目26-23	643-4121
庄栄小学校	庄二丁目26-5	622-4711
沢池小学校	南春日丘三丁目11-6	625-6300
畑田小学校	畑田町3-31	627-0686
山手台小学校	山手台四丁目9-4	649-1282
耳原小学校	耳原二丁目20-55	641-1900
穂積小学校	下穂積二丁目6-62	627-5277
白川小学校	白川一丁目4-1	633-1191
東奈良小学校	東奈良二丁目5-36	633-9648
西小学校	北春日丘三丁目12-23	622-3485
西河原小学校	西河原北町7-33	622-3303
彩都西小学校	彩都あさぎ五丁目8-1	641-2481

●中学校

市立	養精中学校	駅前四丁目7-60	622-6345
	西中学校	見付山二丁目5-4	622-2658
	東中学校	末広町7-4	632-8414
	豊川中学校	藤の里一丁目16-8	643-1567
	南中学校	若園町6-41	633-1601
	三島中学校	西河原一丁目17-10	626-2145
	北中学校	南安威三丁目10-3	643-9191

市立	東雲中学校	学園南町21-7	633-6966
	天王中学校	沢良宜西三丁目8-5	632-5781
	西陵中学校	南春日丘一丁目19-6	625-4781
	平田中学校	平田一丁目8-20	633-1501
	北陵中学校	山手台一丁目23-10	649-4641
	太田中学校	花園一丁目6-10	641-2557
私立	彩都西中学校	彩都あさぎ四丁目6-7	640-1331
	関西大倉中学校	室山二丁目14-1	643-6321
	追手門学院中学校	太田東芝町1-1	697-8185

●高校・大学

府立	茨木高等学校	新庄町12-1	622-3423
	春日丘高等学校	春日二丁目1-2	623-2061
	茨木工科高等学校	春日五丁目6-41	623-1331
	茨木西高等学校	紫明園10-68	625-5711
	北摂つばさ高等学校	玉島台2-15	633-2000
	福井高等学校	西福井三丁目33-11	641-4361
私立	関西大倉高等学校	室山二丁目14-1	643-6321
	早稲田摂陵高等学校	宿久庄七丁目20-1	643-6363
	※令和7年4月から早稲田大阪高等学校に名称変更		
	向陽台高等学校	宿久庄七丁目20-1	643-6681
	追手門学院高等学校	太田東芝町1-1	697-8185
	藍野大学	東太田四丁目5-4	627-1711
	追手門学院大学 茨木安威キャンパス	西安威二丁目1-15	641-9608
	追手門学院大学 茨木総持寺キャンパス	太田東芝町1-1	697-8150
	大阪行岡医療大学	総持寺一丁目1-41	621-0881
	梅花女子大学	宿久庄二丁目19-5	643-6221
	立命館大学 大阪いばらきキャンパス	岩倉町2-150	665-2020

●その他

大阪府茨木警察署	中穂積一丁目6－38	622－1234
茨木税務署	上中条一丁目9－21	623－1131
茨木労働基準監督署	上中条二丁目5－7	604－5308
ハローワーク茨木	東中条町1－12	623－2551
茨木簡易裁判所	駅前四丁目4－18	622－2656
大阪法務局北大阪支局	中村町1－35	638－9444
浪速少年院	郡山一丁目10－17	643－5065
茨木商工会議所	岩倉町2－150 (立命館いばらきフュー チャープラザ1階)	622－6631
茨木市観光協会	太田東芝町1－1 追手門学院茨木総持寺 キャンパス・大学棟3階	645－2020
神安土地改良区	永代町5－108	634－2551
※令和7年10月移転予定(住所：双葉町12－22)		
三島府民センター	中穂積一丁目3－43	627－1121
三島府税事務所 北部農と緑の総合事務所 茨木土木事務所	中穂積一丁目3－43 (三島府民センタービル内)	627－1121
茨木少年サポートセンター	//	625－6677
大阪府茨木保健所	大住町8－11	624－4668
大阪府立茨木支援学校	西福井四丁目5－5	643－6951
安威川流域下水道 中央水みらいセンター	宮島三丁目1－1	633－5031
大阪府中央卸売市場	宮島一丁目1－1	636－2011
大阪府赤十字血液センター 北大阪事業所	宮島二丁目1－15	632－4747
阪急茨木市駅献血ルーム	永代町1－5(阪急茨木市 駅ロサヴィア1階東側)	0120-346-759
近畿ブロック血液センター	彩都あさぎ七丁目5-17	643－1007

市役所ご案内(1~3階)

令和6年12月6日現在



主な別館等

- 共創推進課
(文化・子育て複合施設おにクル) ☎631-0277
- 子育て支援課
(文化・子育て複合施設おにクル) ☎624-9301
- 健康づくり課
(保健医療センター) ☎625-6685
- 環境事業課(環境衛生センター)
(収集部門) ☎634-0351
(処理部門) ☎634-1627
- 教育センター
(市民総合センター) ☎626-4400
- 社会教育振興課
(上中条青少年センター) ☎622-5180
- 下水道総務課(合同庁舎) ☎620-1665
- 下水道施設課(合同庁舎)
(計画・工務) ☎620-1664
(管理・水務) ☎620-1667
- 中央図書館 ☎627-4129
- 水道部(合同庁舎) ☎620-1690
- 消防本部 ☎622-6955

市役所各課別ダイヤルイン番号

課名	電話	場所
総務課	620-1611	
危機管理課	620-1617	本館3階
人事課	620-1601	
法務コンプライアンス課	620-1606	
市民税課	620-1614	本館2階
資産税課	620-1615	
収納課	620-1616	
政策企画課	620-1605	
財政課	620-1612	本館3階
財産活用課	655-2754	
契約検査課	620-1613	本館6階
DX推進チーム	647-2915	南館7階
情報システム課	620-1607	
まち魅力発信課	620-1602	本館3階
地域コミュニティ課	620-1604	本館2階
市民生活相談課	620-1603	南館1階
消費生活センター	624-1999	
文化振興課	620-1810	南館8階
スポーツ推進課	620-1608	
市民課	620-1621	本館1階
人権・男女共生課	620-1640	本館2階
地域福祉課	620-1634	
福祉総合相談課	655-2758	南館2階
生活福祉課	620-1635	
障害福祉課	620-1636	
福祉指導監査課	620-1809	南館6階
医療政策課	655-2756	本館2階
長寿介護課(在宅福祉)	620-1637	
(介護保険)	620-1639	
保険年金課(国保)	620-1631	
(高齢医療)	620-1630	本館1階
(国民年金)	620-1632	
こども政策課	620-1625	
発達支援課	620-1633	
保育幼稚園総務課	655-2753	南館3階
保育幼稚園事業課	620-1638	
学童保育課	620-1801	
商工労政課	620-1620	本館7階
農林課	620-1622	
環境政策課	620-1644	南館3階
資源循環課	620-1814	
都市政策課	620-1660	
居住政策課	655-2755	
審査指導課	620-1661	南館5階
建築調整課	620-0105	
北部整備推進課	620-1609	
市街地新生課	620-1821	
用地課	620-1663	
建設管理課(総務・明示・修繕)	620-1650	南館4階
(地籍調査)	655-2751	南館5階
交通政策課	647-2916	
道路課	620-1651	南館4階
建築課	620-1653	
公園緑地課	620-1654	
会計室	620-1669	本館1階
市議会事務局 総務課	620-1670	本館4階
議事課	620-1671	
教育政策課	620-1680	
学務課	620-1684	
施設課	620-1682	南館6階
歴史文化財課	620-1686	
学校教育推進課	620-1683	
教職員課	620-1823	
監査委員事務局	620-1676	本館6階
選挙管理委員会事務局	620-1675	
農業委員会事務局	620-1677	本館7階

もっと便利に。簡単に。 オンラインサービスのご利用を

スマートフォンやパソコンなどから簡単に行政手続きのオンライン申請が行えます。また、各種申請書も事前にダウンロードできます。右図読み取りからご活用ください。



主なオンラインサービス

- 公共施設の予約
- 図書館の資料検索
- 行政手続きの申請
- 各種申請書ダウンロードなど



24時間365日質問にAI(人工知能)が自動的に応答するチャットボットは、市ホームページや総合アプリ「いばライフ」から利用できます。行政手続きやサービスに関する問い合わせ等に、ぜひ、ご活用ください。

総合アプリ「いばライフ」



iOS 用



Android 用

市政情報をはじめ、子育て支援施設や公園のマップ等が見られるほか、妊婦・お子様の健康管理機能、突然の病気やケガのときの連絡先情報等、くらしや子育てに役立つ機能を備えています。ほかにも、イベント情報や防犯情報も随時配信しており、プッシュ通知で受け取りたい情報の設定をすることもできます。

問合せ先 DX 推進チーム ☎ 647-2915



市公式 SNS

Facebook



@city.ibaraki

X (旧Twitter)



@ibaraki_city

市の取組やイベント等の行政情報のほか、市内の出来事なども発信し、また、大規模災害時には迅速な情報提供も行っています。

Instagram



@ibarakicity_official

市内のココチイ日常の写真を投稿しています。「#ココチイイバラキ」「#次なる茨木」を、みんなでシェアしませんか。

